

平成22年 5月28日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

6番	佐藤博	7番	武田正樹
----	-----	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	佐藤勝義
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪真士
教育部次長兼 社会教育課長	水野進	監査委員 事務局長	服部正治
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	伊藤久幸	収 納 課 長	服部誠
市 民 課 長	加藤恵美子	保 険 年 金 課 長	越川博文
健康推進課長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所 長	伊藤薫

十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツ センター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書	記	横山和久
書	記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
日程第5	同意第2号	公平委員会委員の選任について
日程第6	議案第42号	弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第43号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8	議案第44号	弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第45号	平成22年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第46号	平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

~~~~~  
午前10時00分 開会

議長（伊藤正信君） ただいまより平成22年第2回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りをします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から21日までの25日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から21日までの25日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が、弥富市長から平成21年度一般会計、土地取得特別会計及び平成20年度土地取得特別会計予算の繰り越しに関する書類及び弥富市国民保護に関する計画の変更が、海部津島土地開発公社から平成21年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

議長（伊藤正信君） 日程第4、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

海部地区水防事務組合議会議員に、比尾野忠広さんを指名します。

お諮りをします。

ただいま指名した比尾野忠広さんを当選人とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した比尾野忠広さんが、海部地区水防事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選された比尾野忠広さんには、文書をもって通知をします。

~~~~~

日程第5 同意第2号 公平委員会委員の選任について

議長（伊藤正信君） 日程第5、同意第2号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） まず最初に、永年表彰されました大原議員に心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

改めまして、皆さんおはようございます。

平成22年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず最初に提案し、御審議いただきます議案は、同意1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号公平委員会委員の選任につきましては、加藤定男氏が平成22年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市子宝六丁目457番地、横井清文氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をしました。

~~~~~

日程第 6 議案第42号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第43号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 8 議案第44号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第45号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第10 議案第46号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第 6、議案第42号から日程第10、議案第46号まで、以上  
5 件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案 3 件、予算関係議  
案 2 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第42号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関  
する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に  
伴い、職員の配偶者の育児休業の取得状況等にかかわらず、育児休業等の承認の請求ができ  
るようにする等のため、条例の一部改正を 2 本まとめて行うものであります。

次に、議案第43号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一  
部改正に伴い、課税限度額の引き上げ等のため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきましては、指定企  
業の地位の承継をすることができるものの範囲を拡大するため条例の一部を改正するもので  
あります。

次に、議案第45号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳  
出それぞれ1,253万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を148億9,269万3,000円とするも

のであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、地区公民館整備事業補助金75万円、民生費におきましては、生活保護業務システム等の対応のための機器及びソフトウェアの備品購入費230万円、衛生費におきまして、ごみ集積場所位置図作成業務委託料439万8,000円、土木費におきまして、応急仮設住宅建設候補地計画調査業務委託料349万8,000円、教育費におきまして、桜小学校が県教育委員会から委託を受けて行う理科支援員配置事業委託料70万円、門扉等を設置するため小学校修繕等工事請負費235万円、中学校修繕等工事請負費205万円であります。

これらに対し、主な歳入といたしましては、緊急雇用創出事業基金事業費補助金1,310万2,000円を計上するものであります。

次に、議案第46号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、下水道施設資産台帳作成業務委託料1,050万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を9億8,550万円とするものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。議長（伊藤正信君） 議案は、関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第42号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

新旧対照表の次にあります条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

趣旨につきましては、急速な少子化に対応するためには、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することが重要な課題となっております。このような状況のもと、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、同趣旨の措置を公務部門においても措置するため、国家公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の措置を講ずるため条例改正を行うものであります。

主な改正点につきましては、弥富市職員の育児休業等に関する条例関係は4項目あります。

(1)職員の配偶者の就業の有無や育児休業の有無等の状況にかかわらず、第2条、育児休業、第9条、育児短時間勤務、第19条、部分休業の承認の請求ができるようにする改正であります。

(2)第2条の2において、最初の育児休業から、特別な事情がなくても再び育児休業が取得できる期間として、子の出生の日から57日間を規定するものであります。

(3)夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提

出して最初の育児休業をした後三月以上経過した場合に、再度の育児休業、第3条関係です。第10条、育児短時間勤務をすることができることとする改正であります。

(4)職員以外の子の親が常態として当該子を養育することができることとなった場合でも、第5条、育児休業、第13条、育児短時間勤務、第22条において準用する第13条、部分休業の取り消し事由に当たらないこととする改正であります。

次に、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係につきましては、2項目でございます。

(1)職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができることとする改正であります。これは、第8条の3関係でございます。

(2)第8条の4におきましては、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定するものであります。

施行期日につきましては平成22年6月30日、民間及び国家公務員と同日とするものであります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 次に、平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第43号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、説明申し上げます。

6ページをめくっていただきまして、改正する条例のあらましをお願いいたします。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1．基礎課税額に係る課税限度額を「44万円」から「48万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「12万円」から「13万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「9万円」から「10万円」に引き上げる。

2．国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする特例措置を設ける。

3．この条例は、公布の日から施行する。

4．改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤正信君） 次に、早川開発部長。

開発部長（早川 誠君） 議案第44号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につい

て、御説明をいたします。

恐れ入りますが、2枚おめくりをいただきまして、本条例の新旧対照表を御参照いただきたいと思ひます。改正案について説明をさせていただきます。

まず第7条でございますが、指定の取り消しでございます。第7条第1号中「第3条各号」を「第3条第2号又は第3号」に改めるものであり、条文の整理でございます。

次に、第9条関係でございます。指定企業の地位の承継でございますが、次のように改めるものでございます。改正案では本文中、相続、営業譲渡、合併、分割等の事由により変更が生じた指定企業の当該事業の承継人で、その地位を承継しようとするものは、市長にその承認を受けなければならない。これは、地位承継の内容をより明確にしたものでございます。

次に第2項でございますが、市長は、前項の規定により承継しようとする者が第3条第2号及び第3号のいずれにも該当すると認められる場合に限り、同項の規定による承認をするものでございます。これにつきましては、承認をしようとする者が、第3条の指定要件でございますが、その中の免責要件、それから環境保全措置の要件が適正に講じられたものについて認めるというものでございます。

第3項でございます。倒産等の事由により第7条第2号の規定による指定の取り消しを受けた指定企業の事業所を取得した者で、その取り消しがなかったものとして引き続きその地位を承継しようとするものは、市長にその承認を受けなければならない規定を追加するものでございます。

第4項でございますが、市長は、前項の規定により承継しようとする者が第3条第2号及び第3号のいずれにも該当すると認める場合に限り、同項の規定による承認をし、第7条第2号の規定により指定が取り消されなかったものとみなす。これにつきましては、倒産等の事由によりまして指定企業の取り消しを受けた者の施設等を取得し、指定要件である免責要件、または環境保全要件がクリアした場合につき、指定の取り消しがなかったものと認め、残存期間を認めるというものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の弥富市企業立地の促進に関する条例の規定は、平成22年1月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（伊藤正信君） 説明が終わりました。

お諮りをします。

本案5件は、継続議会で審議したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会  
をします。御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤 正 信

同 議員 佐藤 博

同 議員 武田 正 樹

平成22年 6月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8番	立松新治	9番	山本芳照
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	佐藤勝義
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪真士
教育部次長兼 社会教育課長	水野進	監査委員 事務局長	服部正治
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	伊藤久幸	収 納 課 長	服部誠
市 民 課 長	加藤恵美子	保 険 年 金 課 長	越川博文
健康推進課長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所 長	伊藤薫

十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツ センター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書	記	横山和久
書	記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第47号 公有水面埋立てについて
日程第3	一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第47号 公有水面埋立てについて

議長（伊藤正信君） 日程第2、議案第47号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問の始まる前に、私どもの6月議会で御審議賜ります追加議案を上程させていただき、提案理由を説明させていただきます。

本日提案し、御審議いただきます議案は法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第47号公有水面埋立てにつきましては、名古屋港管理組合管理者から諮問のあった名古屋港港湾区域内の公有水面埋め立てについて、異議がないと意見を決定し、答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） お諮りをします。

本案は、継続議会で審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定をしました。

~~~~~  
日程第3 一般質問

議長（伊藤正信君） 日程第3、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず安井光子議員、お願いをいたします。

11番（安井光子君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

6月議会の一般質問、トップバッターとして安井光子が質問をさせていただきます。

質問のテーマは、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてでございます。

弥富市の高齢者人口・世帯の推移を私はこのようにパネルであらわしてみました。ごらんいただくとわかると思いますが、平成12年、17年は旧弥富町、十四山村の合算の世帯数でございます。それ以降は弥富市になってからの世帯数、それから、赤く表示しておりますのがひとり暮らしの世帯、青いのが高齢者の世帯でございます。

このように、毎年、年を重ねるとともに、世帯はそんなにふえていないんですが、高齢者世帯、ひとり暮らしの世帯は順次ふえていっております。

それから、高齢化率も12年では14.3%でございましたが、順次ふえて、平成22年の4月末でございますが、20.3%とふえております。平成22年の4月末でひとり暮らしの高齢者は高齢者人口の11%、ひとり暮らしの世帯と高齢者のみの世帯の合わせた人口は高齢者人口の40%となっております。高齢者は、健康の問題や、所得、孤独の問題など、共通した心配事がたくさんございます。高齢者の暮らし等を支える社会保障費は、小泉内閣以来、毎年2,200億円ずつ削られました。その結果、医療、年金、介護など、社会保障のあらゆる分野で負担増と給付の削減が押しつけられ、高齢者の暮らしを圧迫し、不安を広げてきております。

後期高齢者医療制度、民主政権は廃止を公約しながら、4年先まで先送りです。高齢者の怒りは、負担増に対する怒りと同時に、75歳以上という年を重ねただけのことで差別をされ、人間としての存在を否定されたかのような仕打ちに対する怒りがあると思います。

戦争をくぐり抜け、数々の苦勞を乗り越えてこられました高齢者が持つておられる経験、技術や能力を社会や地域の発展に生かしていただくことが必要ではないでしょうか。

社会保障の相次ぐ後退や地域社会と家族のあり方も変化してきております。2010年の高齢者社会白書によりますと、ひとり暮らしの高齢者の35%が一日じゅうだれとも話をしない。20%の人が困ったとき頼れる人がいないなど、高齢者の孤立化や老老介護の問題が広がっております。日本の65歳以上の高齢者は今2,901万人を超え、人口の22.7%を占めます。ひとり暮らしの高齢者は435万人を超えております。

弥富市でも、先ほどパネルでお示しましたように、現在の高齢化率は20.3%となり、ひとり暮らしの高齢者は956人と、1,000人に迫っております。今こそ行政が責任を持って、民生委員さんや地域住民と協力し合い、第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画にもありますように、高齢者を地域で支える安心のネットワークをよりきめ細かいものにしていくことが急務ではないかと思いますが、いかがでしょうか。この点につきまして、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 改めまして、おはようございます。

今6月議会の一般質問がきょうからスタートするわけでございますが、議員の皆様と議論を交わして、尽くしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいま安井議員の御指摘のごとく、我が国は世界に例を見ないスピードで高齢化、長寿社会が進んでおるわけでございます。

平成27年には、日本では25%、4人に1人が高齢化を迎えるというふうに言われておるわけでございます。まさに超高齢化社会というのがすぐそこまで来ているというような実感でございます。

先ほど安井議員からお示しがありましたように、弥富市におきましても、3年後の平成25年には65歳以上の方が1万人を超え、高齢化率は23%に達するということが容易に推定されるわけでございます。

ちなみに、私どもの今の世代別の人口を少しお話しさせていただきますけれども、平成22年、65歳以上は弥富市で9,160名でございます。そして75歳以上は3,830人、そして85歳以上は930人、そして、大変うれしいことに100歳以上の方は20人をこの敬老の日では迎えるだろうというふうに予測しておるわけでございます。人口4万4,500人の中で、こういった形の人数がお見えになるわけでございます。

これから、高齢化社会ということに対してどういように対応していくか、本当に大変重要な問題であろうというふうに考えているところでございます。

しかしながら、先ほど安井議員の御質問の中にもございましたように、高齢者が少し邪魔者扱いされているとか、そういうようなことについては、私はある意味一面的な考え方ではないかなあというふうにも思っております。将来を見据え、長寿社会をしっかりと把握し、お互いがしっかりと改善に向けて努力していく、その姿こそが、私どもとしては、議員の各位とともに実行していかなきゃならない、そんなことであろうというふうに思っております。

いわゆる生きがい、あるいは安心・安全という形の中での市の行政としての役割でございますけれども、多くのお年寄り、まずは何とか家族や、あるいは周りの人たちにお世話にならんよという中で、毎日の生活の中で頑張らせていただいております。まず自助の精神が必要であろうというふうにも思うわけでございます。

また、少し介護の必要な方、あるいはひとり住まいの方におきましては、助け合い、協働の精神で生活をいただいている。多くのボランティアの方々、あるいはそれぞれの団体の方々にお力添えをいただいているわけでございます。大変私といたしましても、そのような

団体の皆様に心から感謝をする次第でございます。

そして、私たち、公助という立場でやっていかなきゃならないことはまだまだたくさんございます。決して満足をいただいているというふうには思っておりません。今後もしっかりと高齢化社会に対して、いろんなさまざまな形の中で御支援をしていかなきゃならないだろうというふうに思っておるわけでございます。

そうした状況の中で一番大事なものは、私は医療の制度ではないかなというふうに思っております。医療のネットワークこそが、ある意味では、高齢化社会において非常に安心・安全という形の中で生活していただけるのではないかとということでございます。弥富市といたしましては、各医師会、あるいは海部地区急病診療所の平日夜間診療、あるいは近隣市町村の市民病院、そして私どもの基幹病院である海南病院を中心とした医療機関のネットワークづくりを近隣市町の御協力をいただきながら進めておるところでございます。

海南病院におきましては、皆様にもお示しをさせていただいておるように、ことしから向こう7年の間に海南病院の大きな整備計画が発表をされておるわけでございます。弥富市といたしましても、議会の御承認をいただき、向こう15年間の行政支援をさせていただくことをつい先日決定させていただいたところでございます。その骨子は、一人でも多くの救急患者を受け入れていただきたいという形の中での救命救急センター構想が海南病院からお示しをいただきました。

二つ目には、医療のさらなる質的安全の向上でございます。

そして三つ目には、試行運行が開始されるわけでございますけれども、ドクターカー構想でございます。ドクターが救急車に乗って、患者のところまで出かけていただくというようなことを海南病院の方としてはお考えいただいております。一人でも多くの命を救っていこうということで、この医療制度を背景に、海南病院としても頑張っていくということでございますので、御案内を申し上げておきます。

また、こういった医療制度を支える国保の制度が大変大事になってくるだろうというふうに思っております。本年度から安井議員にも国保運営協議会の議長という立場で御承認をいただき、弥富市の国民健康保険の状況につきましては正しく御理解をいただいております。大変厳しい状況ではございますけれども、加入者の保険税の軽減ということを常に考えながら運営をさせていただいております。

厳しい国保運営のためには、所得、資産の、いわゆる応能負担、あるいは平等、均等割の応益負担ということを見直しさせていただかなきゃならないところでございますけれども、新政権は、平成25年に新しい医療制度、高齢者の医療制度を考えるということを発表しております。そうした状況を踏まえながら、我々としても、国保税についてはこれから先もしっかりと考えていかなきゃならない、そんな思いでございます。

また、介護の問題につきましてもお話がございましたけれども、今、弥富市、要支援、要介護1から5の段階で1,250名の方が介護認定をされておられるわけでございます。ますます自然増という形の中でこの介護の問題に対する重要性があるわけでございますけれども、先ほどもお話がございましたように、第4期の介護認定云々の問題につきましては、その介護保険の支払い準備金、いわゆる基金を取り崩してということを考えておりましたけれども、幸いにしてこの基金を取り崩さなくてもやっていけそうだという見通しがついております。第5期に向けて、さまざまに国の方でも制度設計を変えていこうということがされておられるわけでございますけれども、我々もその方向づけに対して、しっかりと認識をしていかなきゃいかん。

そしてまた、介護におきましては、多くの団体の皆さん、ボランティアの皆さんに御支援をいただいていることを改めて感謝を申し上げるところでございます。そうした中で、弥富市として、高齢化社会を迎えておるところでございますけれども、本当に安心して、安全で生活していただけるような形で、議会の皆様、市民の皆様の御協力をいただきながら、改善努力をしまいたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 高齢者を取り巻く安全のネットワーク、医療、国保、介護全般にわたりまして、市長の方から、政策、方針についてお話がございました。私どもも、この安全のネットワークをより充実したものにしていくため、力を尽くしてまいりたいと考えております。

では、次の問題に移ります。

二つ目は、孤独死、自殺者の実情と対策についてでございます。

昨年、弥富市でも、人生の最後をだれにもみとられることなく、お亡くなりになったという孤独死があったことを聞いて、とても悲しく、胸が締めつけられる思いでした。全国的にふえていると言われております。原因として、ひとり暮らしの高齢者がふえていること、健康面や経済面でも、また家庭や近所づき合いに困難を抱えている高齢者が多くなっているからではないかと言われております。

まず一つ目でございます。愛西市では4年間で28人が孤独死されたそうでございます。余りにも多く、私は衝撃を受けました。弥富市では、孤独死をされた方の実態調査はされておりますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えさせていただきます。

孤独死をされた方の実態調査につきましては、実施はいたしておりませんが、自殺

者の数につきましては、警察の統計資料によりまして、平成18年には11人の方、平成19年には7名の方と、数については把握しております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井光子議員。

11番（安井光子君） 自殺者につきましては、5月14日の毎日新聞が伝えておりますが、2009年、統計によりますと3万2,845人、12年連続で3万人を超えたと報道がされております。20代、30代の方が過去最悪だと言われております。不況が若年層に暗い影を落としております。若者だけではありません。高齢者の生活は収入がゼロの方が5.3%、月収10万円未満が40%、女性は50%が10万円未満であると言われております。安い年金、国保や介護保険を払うと生活がやっていけない。医者にかかるのもじっと我慢している。高齢の親を高齢の息子が見ている老老介護、親はデイサービスは受けているが、年金が少ないし、これ以上家庭で面倒を見ていけない。預かってもらうところもない。どうやって死のうか、つい考えてしまいます。こんな相談も寄せられています。

弥富市の自殺者の数、今、18年、19年の数の御説明がございましたが、私が聞いたところによりますと、21年は9件ということでございました。今後、市として、孤独死や自殺者の実態の把握をぜひしていただきたいと思います。実態の把握なくして対策もございません。非常につらく、悲しく、深刻な問題ですが、今の社会情勢の一つの反映でもあり、今後の社会、地域のあり方が問われている問題でもあると思います。この辺について、御見解をお尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

安井議員の言われますように、高齢者の方は、ほかの年代の方に比べまして、さまざまな喪失体験をする機会が非常に多くて、孤独感、社会的な孤立、絶望感など、深刻なストレスを抱えてみえる方が多く見られます。先ほども言われましたように、自殺者全体に占めます高齢者の割合につきましては極めて高い状態になっております。私どもも高齢者の方の特別な配慮が必要であるということは十分認識してございますので、これからも高齢者の方が地域、社会から孤立することなく、生きがいを持った生活を送っていただけるように努力してまいりたいと考えております。

御質問にございました孤独死、自殺者の実態の把握につきましては、個人情報関係もございまして、現在は把握してございませんが、実態の把握につきましても、病院、警察からの情報の提供も必要になってくると思いますし、また福寿会なり、地域包括支援センター等の協力も必要と考えますので、協力を得て、できる限り実態の把握に努めたいと考えております。

また、高齢者の方の孤独感なり、不安解消、または安全のために市の取り組みの一部を御

紹介させていただきたいと思っております。

弥富市では、給食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、高齢者日常生活用具の購入費の助成、緊急通報システム、ふれあい収集、高齢者等福祉タクシーの料金助成事業を実施いたしております。また、今年度よりの新しい取り組みといたしまして、ひとり暮らしの高齢者の方を対象といたしまして、今月より民生委員さんの御協力のもと、緊急医療情報キットの配布もさせていただいております。

また、社会福祉協議会におきましても、ひとり暮らしの高齢者の方をお招きするふれあい昼食会というものを開催いたしまして、お互いの交流を通し、ふれあいを深めていただいております。

今、申しましたように、ひとり暮らしの高齢者の方と弥富市におきましても定期的にかかわりを持ちまして、地域で安心して暮らしていただけるように努めております。

また、そのほかに、高齢者の方の生きがい対策の推進ということで、就業機会の確保、提供を行っておりますシルバー人材センター、また健康づくり、社会奉仕を行っていただいております福寿会の充実の支援にも努めてまいります。

また、地域包括支援センターの方でも、認知症老人を抱えております家族を御支援するというので、認知症と家族の会、また奥さんに先立たれ、ひとり暮らしをしてみえます男性の情報交換会の場を提供するというので、おむすびの会というものを結成しております。また、80歳を迎えられました高齢者の方の御自宅をお訪ねしまして、日ごろからの様子をお聞きしまして、介護予防なり、各種サービス事業の紹介をいたしております80歳おたっしや訪問事業というものを実施させていただいております。

今後も地域での新しい事業の展開が必要と考えておりますが、行政、地域での支援につきましてもいずれも限界がございますので、自分も必ず高齢期を迎えるということを自覚していただきまして、個人個人が老後の生活設計を常日ごろより考えていただくことも大切かと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） ささまざまな立場からいろんなことを実践していただいている中身がよくわかりました。

もう一つつけ加えますが、先日、回覧板で、社会福祉協議会が行っている弁護士さんによる心配事相談が7月から月1回ふえることになったということでございます。心配、悩みのある方が気軽に相談できるように、さらに充実したものになっていきますよう御尽力をいただきたいと思っております。

では、次の問題です。三つ目、高齢者を支える地域づくりについてでございます。

弥富市第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の基本理念は、老いても健康、介護にな

っても安心できるまちづくり、これにつきまして、実践的な政策について市長からもお話をいただきましたし、介護高齢課長からもお話をいただきました。私は、ここでは、その基本目標3になっております高齢者を支える地域づくりについてお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、弥富市地域づくり補助金の活用の現状についてお尋ねをいたします。

市では、平成21年に地域づくり補助金交付要綱がつくられました。市民と行政との協働のまちづくりの推進のため、地域づくりの担い手である団体等の活動事業に対して、経費の一部を補助するというものでございます。お聞きしましたところによりますと、平成21年度補助金の交付を受けた団体は78団体、事業別の内容は、防災、防犯、福祉、保健、環境保全、美化、子供の健全育成、文化・芸術・スポーツ、各いろいろな団体をつくって、補助金を受けており、活動されていることは本当に素晴らしいことだと思います。

高齢者を対象にした事業では、手づくりを通して地域高齢者の健康と交流を図る、絵手紙を通して、高齢者、身体障害者のコミュニケーションと生きがいがづくり、手芸や公園のごみ拾い、清掃を通して、生きがいがづくりを図るなどが進められているようです。地域づくりのために素晴らしい活動をしておられる事業を広報などで紹介していただいたり、各団体間の経験交流を図ったりして、市内の地域に広げて根づかせていけば、高齢者も子供たちもすべての市民が励まし合って、地域で安心して暮らしていける第一歩になるのではないのでしょうか。市として、この地域づくり事業を、1年間の活動の上に立って、どのように総括、評価しておられるのか、御見解をお聞かせください。

議長（伊藤正信君） 伊藤企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 安井議員の御質問にお答えをいたします。

地域の活性化や市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、平成20年度に創設をいたしました弥富市地域づくり補助金は、市民の皆様にさまざまな分野で活動を展開していただいております。

昨年度の補助金申請につきましては、議員からも御説明をいただきましたが、合計で78団体から申請をいただき、福祉・保健分野には12団体の申請があり、そのうち高齢者を対象とした事業につきましては、5団体から申請をいただきました。

具体的にその内容を見ますと、高齢者の生きがいがづくりを目的として、家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に、手芸や絵手紙、男性料理教室、軽スポーツなどを通して、高齢者の生きがいがづくりや参加者の皆様との交流を図っていただいております。

そのほかに、分野別の活動状況を見ますと、地域安全分野では、五明地区や平島地区での青色防犯パトロールや五之三地区での安全安心パトロールなどによりまして、その地域の犯罪件数が確実に減少しておると蟹江警察からも伺っております。

また、環境保全・環境美化の分野では、昨年4月にオープンをいたしました三ツ又池公園

におきまして、環境美化グループなどの皆様により、公園内の除草や清掃活動、またシバザクラの植栽活動にも御協力をいただきまして、三ツ又池公園の環境保全に努めていただいております。

文化・芸術分野では、地域に伝わる芸能の伝承だけではなくて、輪中の里などの福祉施設などを慰問されまして披露いただき、多くの皆様に大変喜んでいただいておりますとお聞きしております。

このように、地域づくり補助金を活用しました地域団体やボランティアグループの自主的、かつ広域的な活動につきましては、市民と行政との協働のまちづくりの推進に大きく貢献しております。

なお、議員よりお話のありました地域づくりに関する活動事業の紹介につきましては、随時、広報のお知らせコーナーに記事を記載しており、この7月広報にも掲載を予定しております。

今年度の地域づくり補助金の申し込みにつきましては、市のホームページなどによりまして募集をし、現在、企画政策課において申請の受け付けをしております。この5月末時点では45団体からの申請をいただいております。今後、申請を予定されている団体におかれましては、申し込み期限が6月末となっておりますので、期限までに申請をいただきますよう、この場をおかりいたしまして、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次の問題に移ります。

高齢者の生きがいと居場所づくりについてでございます。

平成23年4月から、弥富市総合福祉センターの中にあります児童館、児童クラブは新弥生保育所の完成とともに移転します。あいた部屋は趣味、娯楽、文化、軽スポーツ、レクリエーションなどの中から希望をとって、高齢者や身障者の生きがいとなる教室、居場所として活用できるようにしていただきたいと思いますと思いますが、この点につきまして、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えさせていただきます。

弥富市では、生きがいを持った生活をしていただけますように、これまでも就労支援なり、総合学習、生涯学習やボランティア活動、またスポーツ、レクリエーション活動等、生きがい対策に努めてまいりましたが、今後もその必要性が増してくるものと考えております。

安井議員の御質問にございました総合福祉センターのあいた部屋の利用につきましても、さきに三宮議員の方より、卓球等にいつでも利用できるようにというお話を聞いておりますので、今後もボランティア活動なり、スポーツ、レクリエーション活動の高齢者の方の居場所としての考えを持っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に質問として提出しております高齢者と子供さんの触れ合いの場についてでございますが、介護高齢課長から先ほど御説明もございましたし、保育所とか小・中学校、社会福祉協議会、包括支援センターなどでさまざまな高齢者を支える触れ合いが行われているという御説明もございましたので、今までは縦割りで行われておりますが、ぜひ横の連携をとりながら、より充実したものにしていきたい。これを要望として述べさせていただきます。

では、次に移ります。

4番、高齢者給食サービス利用の現況と充実についてでございます。

給食サービスの利用者は年々ふえております。配食サービスはおおむね65歳以上のひとり暮らし、65歳以上の高齢者のみの世帯、高齢者と重度障害者のみの世帯と重度障害者の世帯となっております。食事の宅配は、御存じのように週5日、給食サービスは1食につき利用者負担300円、市の負担は400円、計700円で、現在二つの業者に委託されております。総合福祉センターの喫茶室では、利用券1ヵ月当たり1,000円、1回の使用は200円となって、食事等をいただくことができます。

給食サービスの利用者は平成22年4月末で147人でございます。利用者の方の声を聞いてみますと、量が多くて、昼と夜に分けて食べています。味つけが同じなので、飽きてしまいます。メニューについてももう少し工夫してほしい。焼き魚ばかりではちょっと飽きてしまう。たまには煮魚や、また暑くなってきたら、たまにはそばを入れてもらうとか、揚げずしや巻きずしもたまには入れてほしい。訪問して、いろんな方にお尋ねしましたら、こういう声が寄せられました。

それで、私は四つの提案をしたいと思います。

まず一つ目、利用している高齢者の声が反映できるように、1年に一度はアンケートをとってほしいという意見がございます。市でも、これは心がけてくださると思いますが、昨年の6月にはアンケートをとっておられるとのことでございます。こういう御意見に対して、いかがでしょうか。

二つ目は、市内の高齢者の中には、給食サービスの補助を利用できない、市から指定されていない民間業者から宅配を受けている方もあります。給食サービスは、高齢者に食事を届けるとともに、安否確認、見守りの役割がございます。一定の条件をクリアした民間の業者には宅配サービスに参入してもらって、高齢者見守りのネットワークを広くつくっていただいてはどうでしょうか。限られた範囲の配食しかできない業者については、配達料について検討していただいたらどうかと考えます。

三つ目は、現在1食分を2回に分けて食べている人が結構見えると聞いています。希望者

には、量を少なくして、値段を少し下げの方法はできないのでしょうか。

四つ目には、希望する人があれば、宅配に参入して下さる方を少しふやしていただいて、7日間配食できる体制をつくるべきではないかと考えますが、この4点について、御見解をお尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 安井議員の給食サービスに関する御質問にお答えさせていただきます。

まず初めのアンケートの関係でございますけれども、給食サービスの現在の利用者の方には、食の細かい方、太い方も見えますし、また味つけの嗜好についても千差万別でございます。業者の方でも、この事業の対象が高齢者ということは十分わかってございますし、現在の2業者の給食を交互にとってみえる方も見えますので、業者の方でもお互いにメニューの確認をし合ひまして、主食が2日間続かないようにとか、いろいろ工夫をしてメニューを立てておられますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

御質問にございました利用者の要望につきまして、今後に反映できることもあるかと思えますので、直接市の方に要望していただくか、年に一度のアンケートにつきましては、ちょっと実施は考えてございませんが、数年に一度の実施ということでよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、二つ目の問題でございますが、安井議員の言われました一定の条件といたしまして、市の方で考えておることは、給食サービスでは、議員も言われましたように利用者の方の健康管理はもちろんのこと、業者には声かけ等もしていただきまして、安否確認、見守りもお願ひしてございます。

そのほか、料金的にはもちろんでございますが、業者間で給食の量とか質に違いがあってはなりません。また、昼までには必ず昼食を届けていただきたいということです。また、同じ給食用のパックを使用していただくこととか、先ほども申しましたように、利用者のため、お互いにメニューの確認もしてもらおうというようなことが必要になってくると思えます。その条件をクリアできる業者がございましたら、この事業に参入することは可能と考えてございます。

また、配達料の検討ということでございましたが、現在、1日70食ほどの利用がございまして、市内一円を配達区域としておりますので、配達料についての検討は現在のところ考えてございません。

続きまして、量を少なくするという関係でございます。給食サービスにつきましては、先ほども申ししておりますように、利用者の方の健康管理のほか、利用者の見守りを行うことも目的としてございますので、御質問にありました量を少なくして値段を下げるというような

ことについては、現在考えてございません。

また、7日間配食できる体制の関係でございますが、現在の委託業者、2社ございますが、1社は日曜日定休でございます。先ほど申しました一定の条件をすべて満たした業者が日曜日配食できるということであれば、7日間の配食も可能と考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 配食を7日間にしていただくこと、参入業者をできればふやしていただく、この件について、市内の配食している業者、市の指定を受けていない業者もございまして、ぜひそういうところとお話し合いもしていただきまして、できるだけ利用される方の目線に立っていただく。毎日毎日の食事だもんですから、できるだけおいしいな、楽しいなという感じで食べていただけるように、いろんな角度から御検討をいただきたいと思っております。

では、次の問題に移ります。

5番目、緊急通報システムの利用状況と改善についてでございます。

ひとり暮らしの高齢者の緊急事態に対処するため、福祉電話を設置し、日常生活の不安を軽減し、円滑な救助を行うというものでございます。緊急通報システムをつける人は徐々にふえております。平成22年4月末でひとり暮らしの世帯は956世帯ですが、139世帯で取りつけられております。対象者は所得税非課税者でございます。

ひとり暮らしの方に聞いてみました。私は聞いてなくて知らなかった。つけてもらうのにお金がかかるかと思い、迷っていました。私の安全のお守りみたいなものです。7年間このシステムを使ったことはないけれど、安心しておられますよなど、こういう御意見をいただきました。民生委員さんや自治会などで緊急通報の内容を周知してもらうために、御努力をいただくことも再度必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、対象者が所得税非課税者に限られております。高齢者のひとり暮らしで、無年金、パートで働いて103万円を超えると所得税が課税されます。アパートの家賃を払いますと生活保護よりも安くなります。こうした実情から、所得がそんなに多くない人に対して対象の枠を広げていただくこと。

それから二つ目には、所得によって貸与する人と一部負担の人を分けて、所得税は少し払っても最低生活を割り込むような人は無料。所得によって、一部負担をしてもらい、希望するより多くの人ができるようにできないものでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

この事業につきましては、自治会の方には周知は図ってございませんが、民生委員さんの

方には、民生委員会の場をもちまして、緊急通報システム等の各種の支援事業について御説明をいたし、理解していただいております。

そして、民生委員さんたちが毎年実施しておりますひとり暮らしの高齢者のお宅を訪問する、その調査時に、その方に合った各種事業の説明もさせていただいております。この緊急通報システム事業には協力員の確保も必要になっておりますが、御近所の方、また民生委員さんの方で協力員になっていただいている方も見えますので、御報告させていただきます。

それから、二つ目の御質問の関係でございますが、24時間消防署と連絡がとれまして、適切な救助や関係者、それから関係機関の方に連絡がとれますこのシステムにつきましては、ひとり暮らしの高齢者の方にとりまして、安心・安全のために不可欠と考えてございます。ですが、平成21年度には、先ほども議員の方からありました135名の方に利用していただいております、機種保守点検なり、リース代金といたしまして年間338万ほどの支出となっておりますので、956人のひとり暮らしの高齢者の方を対象を広げますと、経費も増額となりまして、市の財政を圧迫することにつながりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私は、ひとり暮らし全体にお願いしたいと言っているわけではございません。所得税は課税されても、最低生活に食い込むような方、そういうひとり暮らしの方にはつけていただくことはできないのか。それから、費用負担をしてでも必要な方については、希望する方はつけていただくことができないのか。非常にこれは、私がお聞きしました方によりますと、自分のお守りみたいなものだ。本当に不安な、夜なんか特にこれがあるとお守りになっているような気持ちになりますと、こういうことを言われました。その点について、もう一度お答えいただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

先ほど私が申ししたのは、956人すべての方対象ということで御回答させていただきましたが、議員の質問にございました所得の段階を設けてやらせていただくという方法についても、先ほど申しましたように費用の面もございませぬけれども、すべてできるとは限りませぬけれども、順番に各種事業の整備を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に移ります。

6番目、高齢者日常生活用具購入費助成についてでございます。

日常生活用具と申しますと、要綱にもございますが、電磁調理器、火災警報機、自動消火

器が65歳以上のひとり暮らし等の高齢者を対象に助成されます。それで、電磁調理器は20年、21年に助成を受けられた方は1人でございます。火災警報機は95人、自動消火器は一人もございません。

私がここで申し上げたいのは、火災警報機についてでございます。平成18年の6月から新築住宅に、それから既存住宅には20年の6月1日から、消防法や海部南部消防組合火災予防条例によりまして、すべての住宅に火災警報機等の設置が義務づけられております。市民全体の設置状況は市の方で把握されていないということでございましたので、愛知県の防災局消防保安課でお尋ねいたしました。これはあくまでも推計普及率でございますが、県は68.3%、海部南部消防管内弥富飛島では推計普及率は70.2%ということでございました。火災を初め、災害から大切な命を守るために、特にひとり暮らし、高齢者のみの世帯2,309世帯のうち、市の補助制度を受けて、火災警報機設置世帯は95世帯で4%と低い状況です。昨今、住宅火災で高齢者が焼死される悲惨なニュースが報道されております。市の補助制度を活用して、火災警報機の設置を推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 火災警報機の設置の推進についてのお尋ねでございます。これにつきましては、毎年春の火災予防週間というのがございますが、海部南部消防署の方と協力いたしまして、地区を決めさせていただきまして、ひとり暮らしの高齢者の方のお宅を回っています。その際に、台所や仏壇等、常日ごろ火を使う場所の点検を行っておりますし、日常の取り扱い状況等についても聞き取りをさせていただいております。そのときには、火災警報装置の設置の有無についても確認をさせていただいておりますので、この助成制度についての説明周知を今後とも図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） やっていただいているというお話でございました。確かにやっていただいていると思いますが、警報機の設置世帯がまだまだ少ない状況でございますので、これからも、私たちも市にやってくれと言うだけではなくて、お互いに地域で確認し合っていくということが必要でないかと考えます。

では、次に移ります。

一人暮らしの高齢者等に自動消火器の購入費助成が行われることになっておりますが、先ほど言いましたように利用者はございません。自動消火器に加えて、いざというときに簡単に使える一般の消火器を助成の対象にしてはどうかと思います。希望者によって、どちらかを選択する仕組みをつくってはどうかと思いますが、これについてお答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

助成対象品目の方で、消火器を加えて、選択ができないかという御質問でございますけれども、弥富市の方では、弥富市の消火器補助金制度がございますので、そちらの方の趣旨を御理解いただきまして、そちらの方の御利用ということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 自動消火器が助成の対象になっておりましても、やはりちょっと大がかりなもので、だれもこの助成制度を利用しておみえにならないんですね。だから、だれでも使用できる消火器をこの助成の対象にさせていただくというのは今後ぜひ御検討をいただきたいと思います。

もちろん一般の弥富市の消火器補助金交付要綱を私も見ました。これについては、消火器の大きさによって1,000円、2,000円の補助をするというふうになっておりますが、高齢者に対しては、補助対象としていただくということがより現実的で効果的ではないかと考えるものでございます。また一度御検討ください。

では、次の最後でございます。問題に移らせていただきます。

住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度の実施についてでございます。

この件につきましては、県下の自治体を訪問し、住民要求の実現を求める自治体キャラバンでもずうっと要求してまいりました。住宅改修といいますと、住宅の手すりの取り付け、段差の解消等、一定の住宅改修に20万円を限度として補助が受けられるものでございます。福祉用具、もう一つの福祉用具、腰かけ便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、この5種類で、10万円まで補助が受けられるものでございます。利用者の状況を見ますと、住宅改修は平成20年度で、要介護、要支援者の方合わせて125人が使っておみえになります。福祉用具購入も、同じく125人の利用者がございます。

それで、介護認定を受け、歩行が危ないので手すりをつけてもらおうとしたら、10万円ぐらいかかると言われました。立てかえ払いと聞いて困っていますという声が寄せられております。介護保険で負担は1割ですが、弥富市の場合、償還払いになっておりますので、一たん全額立てかえて支払い、申請をすれば、後から戻ってくる制度です。国民年金で生活が厳しく、立てかえ払いが困難な方もおられます。ぜひ受領委任払い制度にして、高齢者の負担を軽くしてほしいというのが切実な願いでございます。愛知県内を見ますと、35の市で住宅改修で受領委任払い制度を実施していないのは、検討中の3市を除けば、弥富市も含め5市のみでございます。福祉用具では、検討中の5市を除けば、実施していないのは弥富市を含め9市のみでございます。隣の愛西市、津島市、稲沢市でも既に実施されています。弥富市では、高齢者の負担をこれ以上引き伸ばすことはできないと思います。受領委任払い制度

は待ったなしの高齢者の願いでございます。ぜひ実現をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えさせていただきます。

高齢期の生活は住みなれた我が家で暮らしたいと願っておりますのは、高齢者の方のすべての願いだと思っております。そのための住宅改修と福祉用具の購入につきましては、在宅での介護負担の軽減につながるものと考えますので、現在の介護保険制度の中では、議員も言われますように償還払いが原則として、弥富市の方もそのようにさせていただいておりますが、今後利用者の拡大と利便を考えまして、議員の言われますよう、他市も取り組んでおりますので、受領委任払いの方式の導入に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひ実現していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤正信君） 会議を開催しまして1時間ほど経過いたしましたので、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分からいたします。

~~~~~  
午前11時01分 休憩  
午前11時10分 再開  
~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次に大原功議員、お願いをいたします。

18番（大原 功君） 保育費の無料化についてお伺いいたします。

この4月から公立高校の授業料が無料化になりました。弥富市の運営する保育所も無料化にすることが一番大事だと思っております。

また、本市では、保育所の費用を3人目から無料化にしておりますが、中には、1人、2人しかできない家庭もあると思います。市長、議員が園児の保育費用を、グループングのような、差別的な費用をつけること自体が間違っておると思います。

また、調整区域を市街化にするということも大事なことで思っております。当市に市街化をつくれれば、学区の中には保育所児の少ない保育所もあり、また小学校の教室もあいていると聞いております。市長が立候補されるときには、市街化区域を拡大するとか、あるいは税金を一円も無駄に使わない、あるいは各団体と距離を置く、あるいは給料の20%というような大きな目標を立てて当選をされたわけではありますが、おおむねこれが守られておるのか

という市民からの意見が多くあります。弥富市も、今、健全な財政でありますので、今こそこういう市民との約束を守って、実行するようなことを考えないといかんと感じております。

財政が健全のうちに、各学区の調整区域を市街化にし、3万平米から5万平米をつくるようにすれば、保育費の無料化は簡単にできると思います。

また、海部郡の中では、伊勢湾に面しているところは飛島村と当弥富市であります。飛島村では、とん税、固定資産税が年間約28億入るということを聞いております。当市でも、湾岸のとん税、あるいは企業立地の固定資産税の免除、こういうのを含めれば、年間3億5,000万ぐらいのお金が裕福に入っておると感じております。

当市街化区域は大きなメリットとなります。また、農家の方につきましては、市街化をつくると、すぐに税金が高くなるということも聞いておりますが、市街化をつくっても、あるいは生産緑地にすれば、調整区域並みのような税がかけられるわけでありますから、余りにも大きな負担はないと思います。また、市街化の中にも、納税猶予、あるいは生産緑地で約20%ぐらいの市街化が利用されていないわけでありますから、こういうのも含めて、財政が健全であるうちに市街化をつくっていくことが大事だと思っておりますが、市長の考え方をお聞きしたい。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答え申し上げます。

いろんな施策の中で、保育費の無料化ができないかということでございますが、大原議員、保育費と言われますけれども、私どもといたしましては保育料という形で統一をさせていただいておりますので、「保育料」という言葉に変えさせていただきます。

まず、公立高校の学費の無料化と保育料では、根本的に相違するものでありまして、同じ土俵に語られるものではないというふうにかたく思っておるわけでございます。

新政権の一つの教育改革の一環といたしまして、公立高校の学費の無料化ということがされたわけでございます。この背景におきましては、すべて意志ある学生が安心して学業に取り組めるということでございます。また、格差社会というようなことも言われておるわけでございますが、学生の間での学力の格差があってはならないというような背景があるわけで、いわば就学援助でございます。

保育所というのは、議員も御承知のごとく、一定の期間、乳児であるとか、あるいは幼児を保育することを目的とする、私どもの公の施設でございます。そしてまた、これはお父さん、お母さん、いわゆる保護者の方に対して、生活、あるいは仕事の環境ということに対して、私どもとしてのお手伝いをしていこうということでございます。

そうした中で、保育所における保育料は、受益者負担という観点に立ちまして、適正な保育料をお願いしていきたいというふうにご考えております。よって、保育料を無料にするとい

うことは現在では考えておりません。

御承知のように弥富市の保育料は平成22年度も据え置きをさせていただきまして、14年間連続で据え置きをさせていただいておるわけでございます。また、その保育料におきましては、国の基準であるとか、あるいは愛知県下37市の中の平均を大きく下回っているというふうに思っております。私どもの調査の結果では、37市のうち、下から2番目の低い料金で運営をさせていただいておるのが現状でございます。今、1人当たり平均1万2,800円を御負担していただいておりますという状況でございます。この辺につきましては御理解も賜りたいというふうに思っております。

決して保育料が低いということに対しては自慢でも何でもございませぬ。これは、大変厳しい経済状況の中で、我々としては子育て支援の一環という形の中で考えている施策でございます。

また、少し具体的に保育財政についてのお話をさせていただきますけれども、この機会をいただきましたので、保育財政についてお話をさせていただきます。

歳入歳出のバランスでございますけれども、歳入といたしましては、保育料を、年間でございますけれども保護者の方から2億円をお願いしております。そして、国と県の支出金が4,000万円ございまして、その他収入という形の中で2,000万ほどございます。歳入全体として2億6,000万円の歳入でございます。そして歳出、いわゆる保育所の運営に係る経費といたしましては、九つの保育所で10億6,000万円かかるわけでございます。よって、単純計算におきますと8億円以上の、いわゆる私どもといたしましてはその保育所の運営に対しまして市の負担があるわけでございます。こうしたことから、この保育財政の観点からしても大変厳しい状況であることをお願いしていきたいというふうに思っております。

しかしながら、今、国の方の施策で、例えば子ども手当の問題であるとかいうことで、いろんなことがあるわけでございますけれども、新政権は、平成25年度から新しい子ども子育てシステムというものを検討してみえます。来年の春、平成23年の春には一定の法案が提出されるというふうに伺っております。そして、幼児を対象にした子育て、あるいは子供に対する新しいシステムができるわけでございます。平成25年4月から施行していかれるというふうに聞いております。

一つは、社会全体で子供をどう育てていくか、あるいは幼保の一元化をどう図っていくか、あるいは保護者の仕事、生活をどうしていくかということが主な内容になるかと思っております。この辺の新しい制度に基づきまして、私どもも新たな保育料という問題については検討していかなくちゃいかんというふうに思っております。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

また、3人目の子供さんに対して、保育料減免というか、無料化にしておるわけござい

ますが、これは二つございまして、3人目のお子様と同時に保育所にお見えになる場合、これは子育て支援という形の中で援助させていただいておるわけでございます。これは、現在、7名お見えになります。そして、18歳以下で3人目の子が3歳未満という形の中での対象が無料化になっておるわけでございますが、これは59名ほどお見えになります。決して2人までの子供の保護者の方と差別をしているということではございません。子育て支援の一環という形の中で御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、大原議員の方から、市街化区域の拡大というふうなことにつきまして御質問があったわけでございますが、私も大原議員のおっしゃるとおり、一定の各学区での、いわゆる市街化区域の造成というのは、やはりこれからの時代を考えた場合、その地域のにぎわいであるとか、あるいは活性化においては大変必要であろうというふうに思っております。そのことにおきましては考え方を一緒にするものでございますけれども、大変問題でございますのは、弥富市の行政面積4,818ヘクタールでございます。そのうちの21%、1,012ヘクタールが市街化の区域であるわけでございます。しかしながら、その未利用地、農地を含めましたところの未利用地が20%ほどあるという形の中で、この辺のところの一つの障害になっていることも事実でございます。特に農地における納税猶予の面積が65ヘクタールというような状況の中で、市街化の中での農地面積というものを占めているわけでございます。よって、私どもの都市計画マスタープランでも、この中においてははっきりとうたっているわけでございますが、市街化の拡大は、この低未利用地の有効利用を図るとともに、生活の利便性を生かした住宅地としての土地利用に取り組んでいかなきゃならないというふうに記しているわけでございます。今後ともそれぞれの地域における市街化区域の問題については、議員の皆様からいろんな角度で御指導いただきながら、拡大をしていきたいというふうに思っております。

そして、今、栄南学区におきましては、王子不動産の5ヘクタールの面積の用地があるわけでございますが、これは議員の皆様にも御理解をいただいて、市道認定を外させていただいて、王子不動産が企業誘致を図るということを進めてまいりました。しかしながら、現在の社会環境、あるいは経済環境の中でこの問題が進んでいないわけでございます。そういった形の中で、私といたしましても、王子不動産の役員にお会いしまして、新しい考え方を示していただきたいということもお願いしているわけでございます。これは、住宅地として再度検討していただけないかということでございます。西部臨海工業地帯のさまざまな開発が行われるわけでございます。そういった人たちのためにも、住宅地の建設を再度検討していただきたいということを強くお願いしているところでございます。そうした形の中での地域の活性化というような状況が必要であろうというふうに思っております。いずれにいたしましても、人口の増加という問題は、それぞれのまちのまちづくりをどう進めていくかということに大きく左右されるわけでございます。そうした中において、我々としては計画的に進

めていかなきゃいかん、そんな思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、市長が言いましたけれども、今、弥富市には高齢者というのは約8,000人以上おるということを聞いております。そうすると、やっぱり保育所の1人目、2人目を無料化にして、そして、まちづくりをするということは、これからの高齢者を見守ってくれる方だと思います。こういう基準をつくらないと、私が議員になったときは1989年だと思います。当時、日本は世界一の先進国でありました。今現在では、27位と。これは日本が余りにも甘え過ぎた。そしてまた、1億以上の資本金については法人税の40%以上をかけると。あるいは1億以下の方については18%という法人税ということでありますので、国内から海外へ出ておる企業は、500以上の製造業の会社の20%が今海外へ行っております。そして、いわゆる海外から日本に投資をする企業は全くゼロに近いということであります。

こういう空洞化を直すためには、ある一定の市街化をつくって、そこに多くの方が住んでいただければ、今現在住んでみえる方に比べて、少しずつお互いに税がいただける。固定資産税、家屋税、あるいは所得についても入ると思います。こういうことを市長が3年半ぐらい前に市民と約束したんだから、昔から言います。石の上にも3年我慢すれば、必ずできるという話を聞いております。もう3年以上過ぎたんだから、やっぱり市長として、そういうことをやっていかないと、ただ金がかかるからということではありません。中には、東京の三宮君が前あれだったと思いますが、日の出町でしたか、あそこなんかは後期高齢者を無料化にしておるわけです。給料が多くなったから無料化にする。そういうところもあるんですから、やっぱり努力をすれば、弥富市はこうだよと。金魚のまちだから、本当に美しいまちだと、世界から、あるいは日本国家から言われるような、そういうまちづくりを考えてはどうですか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、今、日本の経済は大変疲弊をいたしております。一昨年の世界同時不況の中から立ち上がっていないのは日本だけではないと言われるほど、大変日本経済が、取り残されていると言ったら語弊があるかもしれませんが、大変厳しい状態にあることは私も承知しておるところでございます。

そうした形の中で、いろんな観点から、いわゆる税ということに対してしっかりと求めるべきであるということをおっしゃるわけでございます。まさにそのとおりでございます。私どもとしては、市民税、あるいは法人税、固定資産税という大きな基幹税である問題につきまちはいつもチェックをしていかなきゃいけないわけでございます。弥富市のまちづくり

イコール税収の自主財源の確保であるということは私も十分承知しているところでございます。そうした中で、固定資産税は、先人の皆様の御努力によって連続で残させていただいておるところでございます。ことしも103%から104%ぐらいは固定資産税が伸びるというふうに思っております。これは、先ほどからお話をいただいておりますように西部臨海工業地帯における企業誘致、そして大変御努力いただきました平島中区画整理事業における定住者の増、こういったような問題が大きく貢献をしていただいております。こういったところにつきまして、いろんなところでそういった場所を見つけ出していくということは私にとっても必要であろうということは重々感じております。

しかし、今、日本の経済という状況の中で、開発型のものが本当にうまくいくかという問題等もあります。そうしたことをよくにらみ合わせながら、本当に計画的に私どもとしてはまちづくりをしていかなきゃいかんというふうに十分考えておりますので、また議員の方からもさまざまな示唆に富む御助言をいただきたい、そんな思いでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、立候補されるときには、もう市街化や調整区域と同じような生産緑地、あるいは納税猶予というのがかかっておったわけですね。それを思って、市長は調整区域を市街化にするという市民との約束をして、弥富市がまちになったんだから、市というのは、都市をつくるための市なんですね。過疎化をつくるところではありません。こういうことを市長は、今までいろんなところでもあったと思います。我々も市長も同じだと思います。公人というのは、かなりの批判が市民からあってもこれは仕方がないわけです。市民からの要望が、100%とは言わないけれども、せめて試験に受かる80%ぐらいはするべきだと思いますが、市長として、今の市街化区域の利用していない面積分ぐらいは調整区域を市街化にする覚悟はありますか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 市街化の問題につきましては、調整区域からの転用ということのお話があるわけですが、大原議員も農業委員会の委員をしていただいております。昨今の農地法の改正等もよく御承知だと思います。いわゆる農業振興地域における市街化区域が大変難しくなっていることも申し添えておかなきゃいかんわけですが、決して私が市街化の面積を確保しない、そういう努力を怠っているということではございません。皆さんと一緒に、このまちづくりの中での調整区域から市街化へというような問題については、継続的な課題として取り組んでいきたいというふうに思っております。約束をしたということをおっしゃるわけですが、私は、意見として強く申し上げさせていただいたわけですが、私もまた継続して努力していきたいというふうに思っておりますので、

御理解賜りたいと思います。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 先ほど、いわゆる公人だから、市民から、市民といえば主人公であります。こういう方からも大きな批判がありまして、この前、私のところが、個人的でありますけれども、5月28日に私のところの中部グループというところでコンペをやりました。そのときに、本会議を休んでゴルフに行ったということを言われた市民の方がいます。そんなことはありませんよと。伊藤議長からも表彰を二つもいただいたり、あるいは市長からも祝辞をいただいたということで、終わったときには、本会議はこれをもって終了しますと議長から言われて、初めて私は退席したわけであります。

愛知県が主催をした植樹祭が飛島村であったということを知りました。5月22日です。このときに市長は欠席をして、ゴルフに行っておったという話がありますけれども、これは本当ですか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） よくこういう問題で大原議員の方から御質問をいただくわけですが、こういう形のものにおいて、公の行事と、あるいは私自身のプライバシーの問題については一定の距離感をいただきたいというふうに思っております。そうした形の中で、大原議員のことにつきましても私は知りませんし、私が飛島村の緑地云々という事業の中で、これは弥富市が開催するわけでも何でもございません。そうした形の中で私自身が判断していけばいいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今の植樹祭があったというのは、結局弥富でも三ツ又公園に木を植えたり、あるいは公園に木を植えて、そしてCOP10というのを愛知県があえてやっているわけなんです。そして、各市町村でも市町村長が出てやっているのに、これは公務と別だということではありません。市長は特別職であります。市長も副市長も、それから教育長もそうだと思います。特別職は豪雨災害によって、絶えず出勤のできる、そして公務を優先するというものではありませんか。ただ、行ったか行かんかということを知りたいから、これはやっぱり、そうやってお金を使って、いろんなところで木を植えたりなんかして、CO₂をなくそうという問題があるので聞くわけがあります。お答えいただきたい。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） COP10の事業につきましては、弥富市でも植樹祭をこの秋に計画させていただいているところでございます。また、弥富市の計画でございますので、また議員の皆様にご出席をいただくというようなことになろうかと思っておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、それぞれの県の事業いっぱいございます。私が出席できないとき

もあるわけでございます。多くのものは私自身も出席をさせていただいておりますけれども、出席できないところは、やはり副市長にある立場、あるいは教育長という立場の中で出席をしていただきながら、関係市町村との連携というものを壊さないような形で私は努力しているつもりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 御理解いただきたいと言ったって、これは市民が判断することでありますから、市長が御理解とか、私が御理解するようなことではありません。ただ、ゴルフという問題は、この間も、海外へ行って、そしてゴルフをやったという国会議員もおりまして、今回は農林水産大臣をやめられたということもありますので、やっぱりゴルフの問題ということは、世間から聞いてもよくないと思うので、市長が行った行かんということについてははっきり言わないということになれば、当然それはもう、私はなぜかというと、去年の9月でしたか、夏でした。そのときに、中学校の跡地で職員が草をむしっておった。そのときに市長が言われたことについては、これからそういうことのないようやりますと言われたから、私は今回こういう話をするわけでありますから、市民と約束、ここで本会議でやったんですから、本会議で約束したことをやっぱり守らなきゃいかんと思います。市長が答えができなきゃ、次の問題に入ります。

次に、議会報酬についてお伺いいたします。

市は市民から徴収をし、議員の報酬を支払うわけであります。この報酬については、年間で約650万近く払われます。これは期末手当とボーナスがあります。私が今まで議員をやらせていただいてから、もう27年近くなりますが、1回の定例議会で大体30時間そこそこあります。年間にすると、大体100時間から120時間ぐらいだと思います。時給にすると、1時間が約5万円ぐらいになるわけですね。国会議員を調べてみると、国会議員は年間約2,000万で2,000時間働きます。そうすると、時給が大体1万円です。区長の場合だと、大体年間で1,000時間ぐらいは用事があります。そうすると、10万円ですから時給100円ぐらいですね。こういうことがあるので、やっぱり議会報酬、これは報酬ですから、市長のように特別職とか、職員のように給料ではありませんので、福島県の矢祭町のように日当制にするとか、あるいは議会活動に幾ら使って、生活費に幾ら。生活費といったら、議員の方は大体いろんな仕事をやってみえますから生活費は必要ないと思いますけれども、そういうのをきちっと月末に出して、そして16日ですか、議員の報酬が振り込まれます。それまでには15日間ありますから、事務局に出して、そういう金を払う方法を考えたらどうですか、市長。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

議員に支給される報酬というのは、いわゆる議員の中での生活ということもございませ

う。私といたしましては、その公開をする必要性ということについてはないだろうというふうに思っております。報酬にかかわる収入及び支出の報告義務はないというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、議員活動における時間給が幾らであるとかということについては、そういうような報酬と時間数、仕事の時間数という形の中で算出すべきものとは少し異なるのではないかとこのように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長も大学を出ている立派な方だし、私は中卒ですから、知恵もちょっとないところもありますけれども、報酬というのは給料ではありません。その人が働いて、その手当をもらうわけですね。こういうのが報酬なんです。そういう報酬と給料とは大きく違うと思いますから、名古屋市のようにある一定のことを見直すようにしないといかんと思いますが、こういう点についても再度お伺いいたしますけれども、それから、きょう、少し年金のことも出ておりますからあれですけれども、私どもが議員年金を払うのは、毎月市の方が6万2,700円払います。私どもが毎月6万800円払います。こういうのについても市税を使わずに、やっぱり議員報酬から、本人の年金ですから。零細企業なんかだと国民年金を払うのに市から負担をしております。自分で払いますから、全部。こういうのを改めて、市税を無駄遣いせんという方法があるんですけれども、こういうことに対しては、市長は、先ほども言ったように無駄遣いをしないという原点から、やっぱりこういう報酬審議会やいんなものにかけて、これが本当に正しいのか。12年やったら年金をもらえますということではなくて、やっぱり自分のかけた年金を本人が払うということをするれば、年間1,000万以上の市税が浮くわけです。こういうのに対して、この間も聞きましたけれども、生活保護者は半年近くで90人ぐらいふえておるという話でしたから、2日に1人ずつふえる。きょうの新聞なんかだと、全国で127万世帯、生活保護がふえておりますと。毎年毎年これからふえるだろうというふうに予測をされております。弥富市だって、本当に困っている人にそういうお金を積み足してあげる。こういうことがやっぱり、地域の安全・安心とか、地域の方が生活できる、そういう環境をつくってあげることが大事だと思うんですけど、市長、これはどう思いますか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員の方から議員年金のことについてお話があるわけでございます。御承知のように、平成の大合併の中で、全国では大幅に議員数が削減をされているというような状況で、本当に議員年金をこれからかけていって、補償されるかというような問題が大きくクローズアップされていることは十分承知しております。また、私どもといたしましても、市の負担という形の中で議員年金に対して維持していこうということもさせていただ

ておるわけでございます。一度この問題につきましては、議員総意の中でよくお話し合いをいただきまして、我々としては、答申していただければいいのではないかなというふうに思っておりますので、一度また議員の中で御議論いただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても大変厳しい時代でございます。我々が税の配分をどうしていくかということにつきましては、大原議員おっしゃるとおりでございます。さまざまなまちづくりのために、あるいは所得の低い人のために、あるいはいろんな障害をお持ちの人のために、あるいは介護を必要とする人のために、さまざまな形で税収の配分をしていかなきゃいかんことは十分承知しております。ことし、平成22年度のそれぞれの所管のところの税の配分にいたしましても、特に先ほど言いました民生費、安心・安全な老後ということも含めまして、こういったところには40%という形で税の配分をさせていただいておるわけでございます。先ほど安井議員の方からもそんなようなお話があるわけでございますけれども、我々としては、まだまだそういった形に対して御満足をいただける段階ではないかもしれませんが、こういったことにつきましても、計画的に、あるいは緊急性を要するものについては、我々としては施策として実行してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 議員の方で考えてくれということではなくて、市税を払っている方はあなたですよ、議員に補てんしておるのは。これは議員の特権なんですよ、国会議員から地方議員まで。そうでしょう。市長が一円も無駄に使わないということについては、やっぱり市民税だから、市民が汗を流して、その中で税を納められるわけなんです。そういうのを、市長が議員にやってくださいということ自体、ちょっと市長の考えと私の考えとは温度差がかなりあります。やっぱり市長から、こういう税金、年間にすれば75万2,400円という大きな金が1人当たり払われるわけなんですよ。だから、やっぱりきちっとしたことをやって、先ほど言ったように本当に生活の困っている方にこういうのを回してあげれば、市長の優しい行政のつくり方として大きくできると思います。片方では、先ほど安井議員も一般質問でありましたが、安心・安全というのは全国的に口言葉と同じようなもので、言っておることとなすことはなかなか難しいと思います。生活の安定をさせることによって、地域が安全であり、そして事故がないということを目的にすることです。だから、市長からこういうのを議会に提案すれば、議員で今の年金に反対する人がおれば、当然きょうからケーブルテレビが映しておるんだから、ああ、この人は反対か、どうだということが、市税を無駄遣いしてまで自分の年金を払っておるのかということになる人がきっと映りますから、やっぱり市長からこういうのを提案する用意があるのかないのか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 何度もお話をさせていただいておるわけでございますけれども、議員年金につきましては、私どももそういう立場にはあるわけでございます。しかし、議会の方からも、議員の皆様の方からそういったことに対しての御提案をいただくということが私はあるのではないかなと思っております。いわゆる行政と議会側の双方で、そういったことについては検討していけばいいというふうに思っておりますので、御理解ください。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 地方自治法の中には、議決権と執行権があります。執行されるのは、あなたの方がお金を払っておるから提案してもいいわけなんですね。それによって我々が反対することもありますけれども、そういう意味じゃないですか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもが皆様方にお諮りするの、例えば新しい年度におきましては予算でございます。そういったことについては御審議をいただくという形の中から私どもが提案をさせていただいて、いろんなことに対する決定をいただきたい、そういうことはあるわけでございますけれども、先ほどの議員年金という問題につきましては、行政と議会側の双方が、お互いが話し合って決定をしていけばいいと、私はそういう認識でおります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら、市長が給料20%をやるときでも、報酬審議会にかけて、そして市長みずからその議案を提案されたわけです。そういうことがあるんですから、市長の方が、市税をこう使っておるから、報酬審議会にかけて、そして議案提案すればいいんじゃないですか。どう思いますか、市長。市長はそうやってやられたんだから。市長の給料を値下げするときはやられたわけでしょう。だから、やっぱりそういうことをやるべきだと思いますが、違いますか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員年金の問題につきましては、何回もお話をさせていただいております。また、全協等で皆さんと一緒に御協議いただければというふうに思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。また、私の報酬のカットの問題とは異なるものでございますので、何もかも一緒にお考えになるのか、いかがかと思っております。よろしく御願いします。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 何もかもということはないんですけど、本当に皆さんが苦勞して税金を払ってみえるんだから、今回でも、あなたが提案されておる国保でも4万円近く上がります。全体にしたら6万円ぐらい上がるわけでしょう、後期高齢者を入れて。やっぱりそう

いうので、そういう方に負担をかけないように。私が前に言ったように、所得割と資産割がありますけれども、50坪や60坪の土地の面積で住宅を買われたところなんかは、資産割をやられたら、その土地を売るわけにいかんですね。所得割については、当然所得があるんだから、そこで5%なり、そういうのを払うのは当然ですけれども、そういうこともやっぱり市長として、市民参加という話を市長からよく言われているんですから、やっぱり公人が主人公ではなくて、市民が主人公という考え方をしないと、やっぱり行政というのも、お互いみんなが助け合うということはなかなか難しいと思うんですけれども、先ほど市長が言われたように、全協のときにでも、年金について市長から皆さんにお諮りするなり、議長からもそういう問題について、これ一般質問がありますから、議長からも、こういう年金について、議員特権で払っておるようなものです。今、国民年金は二十から払うわけですよ。二十ということはまだ大学生のときから払うわけですよ。所得がない人が払っておるわけですよ。そういうことを考えれば、当然これは議論をしていかないといかんわけですね。

徳島だったかどこかにおきましては、議長から、とにかく議員年金についてはもう払わないというふうに新聞に大きく載っていました。そういうところもありますから、市長からもそういうのを提案するなり、議員だから有利だから、年金を半分かけてもらうということではなくて、するようなことを考えてやっていただけますか、今度。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問に対しては、先ほどから何回もお話をさせていただいております。私ども、議員も含めまして、公人であるということについては異議のないところでございます。しかし、この議員年金等の問題につきましては、長い年月を踏まえて、今現在があるわけでございますので、今この場で、一般質問の項目にもないわけでございますけれども、廃止をしたらどうかとか、あるいはどういう形で今後していくんだということについては、議員の皆様、そして私ども行政と一緒に考えていけばいいというふうに思っております。私から、廃止するというようなことにつきましてはこの場では申し上げません。今後もしっかりとした継続審議の中で解決していこうではありませんか。よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 最後になりますけれども、そういうことは、今度、全協とか、そういう中で、市長からもそういう話については議題としてやっていただけますか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもといたしましては、先ほどからも話しておりますけれども、この議員年金の問題につきましては、双方からいろんな協議の場という形の中での全協ということがあると思いますので、私どもが提案するとか、議員の方から提案をするということ

はなく、項目としては議長に判断をいただきながら決めていけばいいんじゃないかなあと
いうふうに思っております。

議長（伊藤正信君） では、午前中会議を始めまして、12時近くになりましたので、再開を
1時として、暫時休憩をいたします。

~~~~~

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いをいたします。

2番（炭竈ふく代君） 2番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、駅の安全対策とまちづくりの中で、JR・名鉄弥富駅周辺の整備につ
いて、2点質問をいたします。

JR・名鉄弥富駅周辺の状況は、車の利用増加に伴い、毎日の通勤・通学時での朝夕の交
通渋滞はもちろんのこと、特に踏切での車と歩行者、また車と自転車のすれ違いや、雨天と
もなれば車の量も増し、さらに混雑をきわめ、非常に危険な状況にあります。

駅前関連の整備につきましては、駅周辺土地区画整備事業として昭和58年に駅周辺地区役
員会が編成をされ、事業促進が図られたと伺っております。平成9年から平成14年ごろまで
意向調査などを実施していただく中、同意率が悪かったことから区画整理事業は断念し、そ
の後、道路整備を基本として進めることで現在に至っているというので、当局とされまし
ても、再三の御検討を重ね、御尽力をいただいている経緯はこれまでもお聞きをしており
ます。しかし、駅前整備については、市民からの要望が根強くあります。踏切での車と歩行者、
また自転車との危険性や混雑の解消は早急に考えていくべきであり、私も以前より何度か質
問をし、要望をさせていただいております。

そこで、一つ目に、JR・名鉄弥富駅の駅舎橋上化、自由通路の推進についてお伺いをい
たします。

弥富市都市計画マスタープランの弥富駅周辺の整備として、JR・名鉄弥富駅橋上化の促
進に努めることの施策、大綱をお示しくださっています。また、平成19年には、駅前整備に
ついて調査、研究を行うためのプロジェクトチームも編成され、事業への取り組みに対し大
きな推進力として大変に期待をされているところでございます。以前より申し上げておりま
すように、特に北側からの利用者が便利に駅が使用できるように、南北を結ぶ自由通路を含
め、駅舎橋上化はぜひとも実現をしていただきたいと思います。

そこで、今年度予算に都市計画業務委託料のうち、弥富駅周辺基本構想策定業務として

900万円が計上されています。これにはプロジェクトチーム等の計画も含まれている予算とお聞きをしておりますが、チームとして、これまで鉄道業者への接触は何回されてきましたでしょうか。また、今後の取り組みの内容についてもお聞かせください。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えさせていただきます。

駅前プロジェクトチームにつきましては、昨年度までに7回の会議を重ねてまいりました。しかし、鉄道事業者への接触につきましては、プロジェクトチームとしてはしておりません。事業主体となります都市計画課がJR、名鉄とそれぞれ2回ずつ協議を行っております。

また、プロジェクトチームの今後の取り組みとしましては、弥富駅周辺の基本構想策定に取り組んでいくことになると思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただきました。

それでは、その弥富駅周辺基本構想策定の業務について、具体的に内容をお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

都市計画マスタープランの中で、先ほど議員もお話がありましたように、弥富駅周辺においてJR・名鉄弥富駅の橋上駅舎化とあわせまして周辺道路の整備推進を図り、交通拠点機能を強化するというふうな整備計画となっております。この整備計画の実現に向けまして、平成22年度当初予算に弥富駅周辺基本構想策定業務委託料を計上したものでございます。

業務委託としましては、今までに実施されました駅前プロジェクト会議の検討結果を踏まえまして、JR、名鉄、近鉄弥富駅の周辺整備に当たっての基本構想を策定する予定となっております。具体的につきましては、現況の把握、将来予想、駅前広場、自由通路、コミュニティバスなどの機能のあり方、JR・名鉄駅の橋上化、JR・名鉄駅と近鉄駅とのアクセス、駅前広場へのアクセス道路、踏切部の道路拡幅などの施設配置計画の検討、それと概略規模算定、各種事業手法の検討を行う予定となっております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 私は、先日、JRの蟹江駅に設置をされている跨線橋を歩いて渡りました。駐輪場も完備され、利用者にとっては安心・安全、かつ時間も短縮できて、非常に便利であることを実感いたしました。

そこで、本市の取り組みといたしまして、JR蟹江駅のような跨線橋にするのか、また今の近鉄弥富駅のような総合駅の形式にするのか、それとも、現在のJRの弥富駅の通路を利用したものにするのかなど、現在どのような構想でお考えなのか、計画があるようでしたら、

お聞かせください。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

J R 弥富駅周辺の整備計画につきましては、今後の基本構想策定業務などで検討していくことになると思いますけれども、蟹江駅の跨線橋のように単独での整備計画ではなく、マスタープラン等でお示ししてありますように、橋上駅化とか自由通路といった計画になると考えております。よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2 番（炭竈ふく代君） 駅前広場といたしまして北口ができるというのは、住民の皆さんの期待も大きく、強い要望でもございます。利便性の上からも、また物流の手段としても、時間を短縮することで経済効果の向上や防犯にもつながるかと考えます。今後も駅前整備につきましては、調査、研究、また事業者との協議とともに、引き続きの取り組みと実現へのお願いをいたしまして、次に二つ目として、J R ・名鉄弥富駅西側の踏切整備についてお伺いをいたします。

商店街を挟む駅西側の踏切は、交通量が多いにもかかわらず、特に名鉄の踏切幅が非常に狭いため、歩行者、自転車はもちろんのこと、車同士のすれ違いは特に困難な状況にあります。こうした状況の中で遮断機がおりるものなら、特に車は逃げ場所もなく、パニックになります。このような危険かつ混雑を回避する上で、西側の踏切周辺の整備は早急に考えていくべきだと思います。

この問題につきましては、平成20年の9月議会でも質問をさせていただきましたが、そのときの御答弁では、鉄道事業者への要望を行う中で、道路の拡幅及び他の踏切閉鎖といった条件があり、早期の踏切拡幅は非常に困難であるとのことでございましたが、他の踏切閉鎖をしなくてもできる方法はないのでしょうか。これまでの協議、検討とあわせて、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） では、お答えします。

踏切整備につきましてJ R と協議しました結果、現在の踏切を拡幅整備するのであれば、他の踏切の廃止が必要となるというような協議内容でした。それで、今年度、弥富駅周辺基本構想の策定業務の中で、道路拡幅も含めた駅周辺整備の施設配置計画の検討を行う予定となっておりますので、そういった踏切閉鎖以外の手法がないか、鉄道事業者と協議を今後進めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2 番（炭竈ふく代君） ただいま道路拡幅を含めた整備等を行っていただくという御答弁で

ございました。鉄道事業者との協議も進めていかれるということでございますが、それでは、道路拡幅が実現できる間、踏切の安全対策として、名鉄とＪＲ間の民地を一時待避できる場所として確保できないものでしょうか。再度お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

踏切内の私有地を一時待避場所としてはという御提案でございますけれども、現状は、議員も御承知のように、名鉄及びＪＲの踏切へ続く道路及び踏切が狭いということで通行が危険になっているという状況でございます。私有地を一時避難場所として確保したとしましても、踏切及び踏切前後の道路が危険要因ということでございますので、根本的な解決策になるものではないと考えております。

先ほど答弁で申し上げましたように、解決策となる手法を駅周辺基本構想の策定業務の中で鉄道事業者と協議を進めながら、早急に解決方法がないか、していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。しかし、現状の踏切は大変危険な状況となっておりますので、今年度も緊急対策としまして、緊急雇用創出事業を利用した交通誘導員配置事業を今実施しておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

２番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁いただきました。

現在安全確保のために、西側の踏切には、誘導員が決められた時間に配置をされています。通勤ラッシュ時において、ドライバーの方々からは誘導員がいると本当に安心ですという声も聞いておりますが、反面、踏切の通行が大変不安であるという声にも聞けます。いつでもみんなが安心して、また安全に通行ができるように、また緊急時における救急車や消防車などもスムーズに通行ができて、迅速かつ適切な行動ができるためにも、踏切の整備は早急に考えていただきたいと思います。

それで、弥富駅周辺基本構想の推進において、住民にお示しができるために、目で見てわかりやすい計画図面のようなものはできないでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

弥富駅周辺基本構想策定業務の中で、市案で施設配置計画図をつくりまして、これをもとに関係者との調整、鉄道業者等との調整と計画案の具体化を進めていく予定となっております。

この計画案の具体化づくりのときに、市民の代表者にお集まりいただきましてワークショップをお願いする予定をしております。その後、市民の皆様にご覧いただき、お示しができればと考えておりますので、もう少し時間がかかるとは思いますけれども、よろしくお願ひしたいと

思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 駅舎橋上化、そして踏切拡幅など、駅周辺の整備事業につきましては、推進と早期実現を強く要望いたしまして、またお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2点目に、子育て支援の環境づくりについてでございます。

子育て支援の環境づくりといたしまして、放課後児童クラブの延長時間についてでございますが、今や働く婦人が年々増加をいたしております。また、核家族という社会状況の中で、子育てにかかわる課題が家庭の中で大きな負担となっている現実があります。子供を保育所に預ける親、また児童クラブを利用している親の実態は極めて複雑多岐にわたっているものと思われます。そのような中で、パート勤務のみならず、名古屋市や県外への出勤、そして夜間勤務などさまざまで、また通勤にかかる時間もあわせ、仕事を終えると、不安な気持ちで足早に子供の迎えに駆け出すお母さんたちの切実な声におこたえをしていただきたく、質問をいたします。

小学生になった子供を持つ親にとって、子供が放課後を過ごす児童クラブは、保育所に比べて預かり時間が短いため、働き方を変えなければならないとか、また退職を考えなければならないとか、そういった仕事と子育ての両立に悩む親御さんの声が多く寄せられています。

児童クラブの利用時間につきましては、平成20年の4月から、平日は下校後から午後6時30分まで、また土曜日と春・夏・冬休みなどの期間は午前8時から午後6時半までと、従来よりさらに30分の延長をしていただき、皆さんに大変喜ばれています。しかし、保育所の延長時間は、園によって異なりはありますが、一番長いところで午前7時30分から午後7時までとなっております。児童クラブが午後6時30分までですので、この30分の違いが小学生を持つ親御さんにとって大きな不安と悩みになっているのです。また、子供さんが兄弟で児童クラブを利用する上のお子さん、延長保育を利用する下のお子さんを持つ親御さんにおいても、この30分の差が仕事との両立に影響し、大変に困っているとの御相談もございます。

そこで、お伺いをいたします。

仕事と子育てに奮闘するお母さんたちのストレスのない生活リズムを応援するためにも、放課後児童クラブの利用時間を保育所の利用時間に合わせ、午後7時までとする延長をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

児童クラブの利用時間につきましては、議員が言われるとおり30分間延長させていただいたところでございます。さらなる利用時間の延長につきましては、大人目線、保護者の都合

などによることからだと思います。子供目線、子供の視点に立って考えたときに、子供たちは一分一秒でも早くお母さんなどの顔を見て、安心し、安らぎを覚え、親子のきずなが深まり、より健全な身心の発達につながるものだと思っております。

そこで、子供たちの気持ちをよく考えた子育て支援をいま一度考え直す必要もあるかと思っております。子供たちにとって一番よいことはと考えますと、おのずから答えは導き出されてくるものと思っております。子供たちのために、少し仕事の時間を調整していただきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） もちろん子供の気持ちを考えることが第一だと思います。

それでは、今年度後期計画である弥富市次世代育成支援、地域行動計画の中で、就学前児童の保護者と、それから小学生の保護者を対象に、子育て支援の環境づくりで市が取り組むべき重点施策についてアンケート調査が実施をされ、その結果によりますと、子育てに伴う経済的な負担軽減や放課後児童クラブの受け入れ枠の拡大等、そして同じく児童クラブの受け入れ時間の延長も求められていることがわかりました。このような状況の中、調査結果を受け、市側からは、限られた財政の中で早期の事業化が可能な事業を選び、実現化することで、一人でも多くの子育てを支援する必要があるとお示しくださっていますように、児童クラブ内での環境づくりとして改善していただけるものではないかと考えます。一人でも多くのニーズにおこたえしていただきたいと思いますが、行動計画についてはどのようなお考えでしょうか、再度御答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

子育て支援の一環といたしまして、保護者のニーズが高いものから開始をする観点から、まず待機児童を極力なくするために、22年4月から3カ所の児童クラブで定員を二、三名ふやして対応しているところでございます。順次そのようにニーズの高いものから解決しようと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） そうしますと、ニーズが高い順にということは、順繰りにこの事業にも取り組む機会はあるということでしょうか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 将来的には必要かと思っておりますが、先ほど申したとおり、子供の気持ちになったことが第1番だと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 今後、児童クラブ内での改善として、市民が利用しやすい環境づく

りのためにぜひとも御検討いただきたいと思いますが、最後に市長の御見解をお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

子供たちの安心・安全、あるいは保護者の皆様の生活、あるいは仕事等の社会環境の改善につきましては、午前中のところでも一部の議員に考え方を申し述べたところでございます。そして、今、国の方でも新しい政権が、次世代の育成支援という形の中で新しい子育てという仕組みづくりをしていこうとされております。そうした状況の中で、当然児童クラブ等の問題も入ってくるわけでございます。国の制度設計がどういうものになっていくかということについても我々は注意深く見守っていかなくちゃいかんというふうに思っております。

そうした中で、弥富市単独といたしましても、順次これは改善をさせていただいてきたいきさつもあるわけでございます。現状もよく踏まえながら、これからさまざまな問題について、我々としても皆さんと一緒に考えていきたい。保護者の方たちの立場も十分よくわかりますので、そういったことも含めまして検討してまいりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 次に三宮十五郎議員、お願いをいたします。

12番（三宮十五郎君） 12番 三宮十五郎でございます。

通告に基づきまして、端的に、今、全国の市町村の中でどこでも一番頭を抱えている問題の一つであります国民健康保険制度が、当市でも一日も早く安心できる制度にさせていただくことを求めて、質問をいたします。

3月4日の国会の予算委員会で、日本共産党の小池晃参議院議員が、多くの市町村で300万円台の所得の4人家族で40万円台の国保税を払っているという実態が全国で見られるということで、当時の鳩山総理に、払える国保税かということでしたところ、総理も相当高いと言っておりましたが、実態や問題点を追及される中で、財源の確保に努力していきたいというふうに答弁しております。

前総理の答弁だから、後継の総理は知らないというわけにはいかない問題ではありますが、こんなに国民健康保険税の問題が深刻になった背景というのは、1980年には市町村の国保財政全体のうちの49.8%を国が負担しておりました。当時の全国平均の国民健康保険税が1人当たり3万9,020円でございますし、弥富市では4万3,476円でございます。これが2007年には、国の負担が市町村国保会計の25%まで引き下げられて、1人当たりの国民健康保険税は全国平均で8万4,367円、当市では9万1,858円でございますが、20年度の改定で、20年度は9万5,456円、21年度は所得が後退してきた影響もあると思いますが、9万3,350円になっておりますが、他の市町に比べると、当市は1人平均、21年度で1万7,000円を超える、法律に定めのない、法律で市町村に国保会計の負担を定めていない額を1人当たり1万

7,000円以上上回って負担をしていることで、当市の平均国保税は先ほど申し上げました9万3,350円ですが、所得300万で4人家族、固定資産税8万円という事例で計算しますと35万8,200円で、1人当たり1万7,000円の負担がなければ、40万円を超えるものになっておりますが、この国保税がそういう所得の人が払えないばかりではなくて、今、当局にも議員の皆さんにも私のこの質問に関する関係資料としてお配りさせていただきましたが、上から4段まで、1人当たりというか、条件を申し上げますと、単身者で40歳から64歳までの方で、前年度の所得が70万円の人、1人働きで、給与収入だけですと年間135万円、この人の国保税は10万5,000円であります。また、2人家族で1人働きで所得105万円、給料で計算しますと175万円ほどでございますが、16万900円の国保税。その2人に子供1人を加えた3人家族の所得140万、給料計算で233万4,000円ほどになると思いますが、国保税は22万1,200円。その下の、もう1人子供さんなり、65歳を超えるお年寄りを抱えているような、そういう御家庭の場合ですと、174万円の所得、1人働きの給料計算ですと274万3,000円でございますが、国保税は28万円1,000円。

今申し上げました4例は、もしこれだけの収入しかなくて、アパートに住んでおれば、間違いなく生活保護を受けられる御家庭なんですね。その人たちに対して、これほどの国保税がかかっている。とても払い切れない国保税ということになっておりまして、こういう事態を打開するためには、もともと国が約束をしていたような負担をきちんとしていただく。国の負担を引き上げる以外にどんな方法もないということが、今、特に全国の市町村長や市町村議会の中でも大きな問題となっております。

それに加えて、愛知県は、かつては法律の定めのない愛知県の負担を、1966年には26億1,000万円、県の市町村への国保財政の補助事業費として給付しておりました。ところが、2010年度の予算は1億7,300万円余りでありまして、本当に激減をしております。こういう国保会計の現状を考えたときに、国や県の必要な負担をきちんとしていただくということは避けて通れない問題であるというふうに思いますが、市長の見解はいかがででしょうか、お伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

折しも昨日と一昨日、東京の方で第80回全国市長会が開催をされまして、私も出席をさせていただきました。そして、私は厚生文教関係の分科会に所属をさせていただきました。この問題について国の方へ要望をしたわけでございます。国保の問題について要望申し上げました。内容について、少し触れさせていただきます。

その提言要望といたしましては、国保の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任において実効あ

る措置を講ずること。特に低所得層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については実態に即した見直しを行うこと。そしてまた、国保保険税の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じていただきたいというような内容から成る項目を国の方に昨日要望したところでございます。

議員おっしゃるように、私ども弥富市におきましても、国保に加盟していただいている皆様の所得の平均は180万でございます。そうした形の中で大変な御負担をいただいておりますということについても重々理解をしております。特に最近の社会構造の変化、いわゆる失業率の高さであるとか、あるいは雇用の不安定化であるとか、あるいは非正規雇用という形の中で、国民健康保険に加入される方が非常に若くなってまいりました。そういうような状況からしても、さまざまな問題を引き起こしているのは、国の経済政策、あるいは雇用政策によるところも非常に大きいのではないかなあというふうに思っております。

しかしながら、私どもといたしましては、そういったようなことに対して、まだまだ時間もかかるわけでございますので、この事業運営を、加入者の保険税の御負担を少しでも軽減したいという形の中で、この平成22年度におきましても法定外の繰り入れということをさせていただいております。昨年が2億1,000万、そして今年度、22年度は2億3,000万の法定外の繰り入れをして、何とか国保運営ができないかというような状況を講じているところでございます。そうした中で、この辺の歳入全体にかかるパーセンテージといたしましても、いわゆる11%強ということで、大変我々としては一般会計からの繰り入れが高くなっているわけでございます。そして、議員の御指摘のように国の負担というのが年々年々落ちてきているわけでございます。今、私どもといたしましては、国庫の支出金が24%でございます、弥富市は。そういうような状況で、先ほど議員の方から50%を超える状況であったものがこういう状態になっておるものですから、国保運営の最大の危機ということをおっしゃるわけでございます。そうした中で、我々としては国保全体を見直して、あるべき姿という形の中では税の改正というふうなことも検討しなきゃいかんわけでございます。しかし、何分にも大変厳しい状況でございますので、我々としては議員の皆様の御理解をいただきながら、しばらくは税の改正というものはとどまるべきだろうというふうに思うところでございます。

いずれにいたしましても、後期高齢者の医療制度も含めましていろいろと見直しがされるわけでございます。そうした状況をしっかりと見定めながら、我々としては、国保全体を検討すべきだろうというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 実は国民健康保険制度が最初に施行されたのは昭和13年、続きま

して、今日の国民健康保険、新国民健康保険法というふうに言っておりますが、昭和34年の施行でございます。国民健康保険法の4条に、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないというふうに定められておりますが、この4条の解釈について、1960年の当時の厚生省の国民健康保険課の詳細国民健康保険という解説の中で、国民健康保険の社会保障体系に占めるすぐれた地位を承認をし、福祉国家へ歩む我が国の態度を明らかにしたものと見えよう。国民健康保険を国みずからの事務とし、市町村に保険者として国民健康保険事業を行わせるが、この場合、市町村の事務、いわゆる団体委任事務と解するに至っている。

国の責任だというふうに言っておきながら、先ほど申し上げましたように、50%近い負担をしておったときには、事務費も含めて、基本的に国が負担をしておったのが、だんだんだんだん削ってきて、今日の状況になってきたこと。さらに、他の社会保険等に対しても、高齢者支援だとか、そういう名目でさまざまな負担をさせて、全国の組合保険等が大変ピンチに陥るような状態も全国的に起こっておりますが、もともと社会保険制度は事業所と、それから労働者の負担によって成り立つもの。さらに、一般の社会保険に入れずすべての人たちを無条件で市町村が国保に迎え入れるという制度の中で、したがって、国も負担をします。そして保険税や、私たちは一部保険料と言っておりますが、医療費の自己負担分につきましても、所得のない人も含めて加入させることから、これについては、必要な減免措置を行うことができるということが国民健康保険法で、あるいは地方税法、市町村条例で定められている。これは、相互扶助という範囲の戦前の旧国民健康保険から、保険という相互扶助という仕組みもあるが、同時に社会保障制度、国民皆保険としてやる制度として、福祉国家として日本が出発していく大きな道に踏み出したということとその当時の厚生省は胸を張って言っておりますが、やっぱりこれをきちんと守っていただくということを、ぜひ今後、市町村会やそういうところでも主張していただいて、国の負担を引き上げていくことや、今、市長が申されましたような働きかけや、そういうものもやはり見直していくということを抜きにしては成り立たない制度であると思っておりますが、その点での改善をお願いしますと同時に、もう一つ、国や県の補助金の中で緊急なものの一つは、弥富市は子供の医療費は中学校卒業まで無料にするとか、あるいは障害者医療も愛知県は、全国の中でも3級の障害者の医療を無料にしておるのはそんなにないんですよ。そういう、非常にすぐれた支援の制度をしておりますが、これは子育ての問題でも、それから障害児支援の問題でも、国とそれぞれの市町村、あるいは都道府県は、必要な支援をして、そういう人たちを支えなきゃいかんということが定められておりますが、これをやることによって、私どもの市に対する、国の本来の医療給付費等の交付金のうちの一部が削られているというふうに言われておりますし、私も承知しておりますが、現在、弥富市に対して、その無料制度をやっておることで削減されてい

る額というのはおおよそどれぐらいのものが、担当の方からお答えいただけますか。

議長（伊藤正信君） 越川保険年金課長。

保険年金課長（越川博文君） それでは、お答えいたします。

福祉の拡大ということで、約1,600万円ほど減額されております。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、1,600万と言われましたが、かなりの額ですよ。しかも、これは障害者基本法だとか、そういう土台の法律、あるいは今、少子・高齢化対策で子育て支援というような国家的事業だと言われていることに協力したことで、こういうペナルティーがかかるなんて論外でありまして、どこでも大きい問題になっていると思いますが、保険医の全国組織であります全国保険医協会も挙げて、こういうことを改めて、市町村国保を応援しなきゃいかんと。そのことがやっぱり国民の医療を守るかなめだと言っておりますので、先ほど市長の方からお話がありました国への要望とあわせて、このことについても、他の市町村とも協力して、一日も早く解除させるように御尽力をいただきたいと思います。

続きまして、低所得者への税と医療費自己負担の市の軽減制度の改善についてお尋ねいたします。

今申し上げました表を見ていただくと、下の方の所得の高いところの人たちは弥富市は津島市や蟹江町よりも大分安くなっておりますが、先ほど申し上げました生活保護、所得と収入と違いますので、年金だったら税金がかからん部分があるとか、給料もあるとか、働き手が何人かある場合は、そういう所得にならない収入がありますので単純ではありませんが、それだけの収入しかない人に対してもこの割合でかかりますので、生活保護以下のような人たちに対して、弥富市は蟹江町に比べると10%近く高いものになっております。全体で言いますと、津島や蟹江に比べて安いにもかかわらず、所得の低い人たちが高い。これは、平成20年度の改正のときに、少しでも国からの補助金をたくさんもらえる仕組みにしたいということで、当時国が推奨しておりました、要するに頭割りの負担ですね。応益割ですか、受益者負担と、それから所得に応じての負担を中心にした、能力に応じた負担ですね。50%・50%に近づける場合に国の補助金も多少多くなる。その制度を導入したときに、従来なかった、従来は6割・4割の軽減ですが、7割・5割と、それから従来なかった部分、少し上の人たちに対して2割軽減をするということで、少しでもそういうことで助かればいいということで改正することが行われましたが、私はそのときに、特にこれをやれば、絶対に低所得者に大きい負担になっていくということで、シミュレーションもして、問題のないような方向でやってほしいということで申し上げたんですが、やってみた結果、こういう形になっております。

そして、弥富市では、そういう中でいろんな軽減の議論がされまして、国民健康保険につ

きましては、前年の世帯所得が33万以下で、なおかつ生活保護基準の1.1倍以下だとか、一定の基準を定めて、減額や免除をすると。医療費につきましても、それから減税にしましても、そういうことをするというふうにしましたが、これまでの議論の中で介護保険につきましましては、前年の所得と無関係に、現実の生活状態が貧困状態であり、なおかつ生活保護基準の1.1倍以下のものにつきましては、現在の所得税課税のものであっても、実態がそうであれば2分の1に軽減するという方法がとられております。

それから、市民税につきましては、ことしの6月から生活保護基準の1.1倍以下の人たちに対しては、やはり2分の1に軽減するというのがとられておりますが、国民健康保険の方はまだ旧来のままの、前年の世帯所得が33万以上あればだめですよというふうになっておりますが、この点についての改善は今後どのように対応されるか、御答弁いただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

低所得者の保険料につきましては、三宮議員が言われましたとおり、前年所得33万以下で、減免申請前3ヵ月の平均収入が生活保護基準に規定する基準生活以下の方について、7割軽減後に均等割、所得割の10分の5を減免しているところでございます。

その内容を一部紹介させていただきますと、例えば2人世帯の場合、医療分と後期支援分の保険税の場合につきまして、軽減前金額、均等割額6万円、平等割額3万3,000円、合計9万3,000円でございます。7割軽減後の金額は合計で2万7,900円、減額額は1万4,000円、減免後の負担金額は1万3,900円となり、1人当たりの月額は579円の負担となります。これが軽減された方の一例でございます。

国保の運営につきましては、互助の精神で成り立っておりますので、すべての被保険者は平等にその医療を受けることができます。税の負担につきましては、法において軽減規定が明記され、低所得者に係る対応が図られています。さらに、今年度から非自発的失業者に係る所得のみなし規定も整備されました。これらのことを総合的に判断し、高所得者の方や低所得者の方がそれぞれの状況の中で理解していただけるような国保運営を目指してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） この議論は、弥富市の減免制度がばらばらで、実際に必要な人を支援できない仕組みになっていると。これを改善するために、統一的な基準をつくってやりましょうということである議論をした結果、ことしの4月1日から、過年度分の滞納分については、生活保護基準の1.1倍以下で、自宅等以外の処分できる財産のない人たちについては、その状態が3ヵ月以上続いたもので、これは申請じゃないんですね。市が調査を

して、過去の滞納分については差し押さえなどの強制的な処分をしないと。滞納処分の停止という制度を使って通知をしますと。仮にその通知がされますと、従来のもっと収入があるときも滞納なんかで家屋等が差し押さえられておった場合でも、差し押さえは解除されて、そして、その状態が一定期間改善されなければ、課税がなかったことにする制度がことしの4月1日から発足しましたよね。これは、愛知県では、多分そういう一定の生活費の基準を定めて、滞納処分の停止を行い、そういう救済をするというのは初めてのことだと思います。実際にこのもともとの土台の法律というのは国税徴収法であって、京都府だとか秋田県では全県的な統一的な基準を決めて、京都府では生活保護基準の1.2倍以下で、なおかついろんな事情によって割り増しをつけた制度をつくりまして、全府下統一の弱者救済の、税や市町村が徴収する過年度分の滞納については無理な取り立てをしないということと、一定の条件が続けば、なくするというをやっておりますよね。

弥富市は、いろんな議論がありました。とりあえず生活保護の1.1倍ということで、しかも県下で初めてということで、これは大変な、愛知県でやるということ言えば、市長や担当者の皆さんの英断だったと思うんですが、同時に、その議論の中で、国民健康保険やほかの市税ですね。介護保険だとか、そういうものがばらばらの基準で適用されるというのはまずいから、統一したものにしましょうという議論をあわせてやってきたんですよ。介護保険がいち早く、現実の収入が生活保護基準の1.1倍以下だとか、そういう基準を決めて、もちろんお金がどっとある人たちにやるという制度ではありませんので、現実に貧困の状態が続いておって、現在の収入がそうであれば、介護保険については、ことしの分を2分の1に軽減するということが、これは担当課でも確認しましたがやられていると。それから、市税につきましては2分の1に軽減するということが要綱で示されておりますよね。国民健康保険だけが、今言ったように、33万というと、所得33万ですから、勤労者の給与所得控除は65万しか認められませんので、1人働きの場合だと98万を超える人たちについては、どんなに困っておっても対象にしないというのが国民健康保険の医療費や保険料の現行の減免制度なんですよ。これは減免制度じゃなくて、減免をしないことを正当化する制度だといって私は批判をして、そして統一的な法で弥富市のいろんな減免制度を続けていこうということで議論が進められてきて、恐らくそういう議論の中で進めてきたことでもありますから、私は市当局として、早い時期に国民健康保険もそれに合わせる方向で御検討されておるといふふうに思っておりますら、今のまま続けるということですが、これでいいですか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

恒常的に収入が少ない方につきましては、うちで定めた7割・5割・2割の法的な軽減制度に持っていくのが望ましいと考えております。そのために、次回の税率改正におきまして

は、均等割、所得割等の計算をいたしまして、その適用が受けられる方が多くなるような方を講じたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 全く質問の意味を、あなた、理解していないんじゃないかとか考えられませんよね。だって、さっき私が申し上げた、今、本当に所得と収入は違いますから、実際にはもっと年金や働いた収入があったり、あるいは家族の中でほかの働き手がおれば、所得にならない部分の収入がありますから、必ずしも私がさっき申し上げましたように、例えば1人で所得70万が単純に135万ではないと思いますし、4人家族で1人働きで所得が174万が単純に274万ではないと思いますが、しかし、そういう収入しか現実になかった場合は完全に生活保護の適用世帯ですよ。特に今は仕事がなかなかなくて、若い人たちでも働けなくなって、働いても収入が少ないから生活保護を申請するとか、それから失業して生活保護を申請すれば、そういう基準の収入以下の人たちは生活保護が適用されるんですよ。ところが、生活保護とほかの法律との関係で、ほかの法律で救済できる制度があったら、まずそっちを使いなさいと。それでも、どうしてもいかなるときは生活保護にしましょうというのであって、生活保護があるから、うちはこれでいきますなんていうことは、生活保護基準でいろんな軽減の基準を市としては決めていっておるわけですが、さっき私が言った上の4行というのは、もしそれだけの収入しかなかったら生活保護以下の人なんですよ、アパートなんかに住んでおる場合。それが7割軽減を受けられない人なんです。2割軽減も受けられない人なんです。その制度に持っていくといたって、そんなことはできない人たちが、それほど国民健康保険の加入者の人たちは、所得と収入は違いますから単純にこれだけの収入じゃない人たちにはちゃんと払ってもらおう仕組みがあるんですが、これだけの収入がない人が減免制度から除外されるということが、これほど今まで議論して、しかもことしの4月1日から過年度についてはそういう処理をしますということをして市が決定した中で、本当に担当部長では今のお答えはできんと思いますので、ちょっと市長か副市長の方から御答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 確かに三宮議員の言われるように、市民税についてと、それから国保税について、やはり整合性がないというのは確かであります。それで、御指摘のありました6月から施行させていただいております前3ヵ月における平均収入が生活保護の100分の110以下ということに対しては50%の減免をするという制度に変えさせていただきました。それに対して、現在、保険税の方につきましては、頭から33万以下でないといふことで、はっきり言うと、それ以上の所得に対しては生活保護法に該当するような方についても全く対象外ということは事実でありますので、こういったことに対する整合性を一度きち

っと精査して、検討させていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） それとあわせて、実は今要綱を発表されたときに申し上げましたが、念のために本会議ですので申し上げておきますが、過年度分については、生活保護基準の1.1倍以下の現在の収入の人については、その条件が変わらなければ、差し押さえするとか、そういうこともしないし、一定の期日が来れば自動的に消滅する仕組みを採用しているまちが、現年分については2分の1までしか軽減しないと。同じような収入や生活実態であってもね。ということは、やはり生活保護法とほかの法や制度の関係で、生活保護法は他法を優先ということを決めておいて、そっちをまずやっていきなさいと。そういう努力をした上で、なおかつだめな人について生活保護を適用しますよということですし、同時に、特に民生委員の方たちからお伺いしますと、お年寄りの皆さんの中には、やっぱり人の世話になりたくない。可能な限り自分の最後の始末までしていきなさいということ、幾らかお金を持っておることがあって、生活保護を受けられないという方が結構あって、1日3食を2食にしたり、いろんなことをやって我慢しておるけれども、せめてそういう人たちの国保税や医療費の減免ができんかどうか。介護保険の場合は、一定の収入以下でそういう状態が続く場合は減免していますよね。だから、本当にだれが見たって、こんな状態、ほうっておけんというような人たちが、特にお年寄りのひとり暮らしの方の中には少なくないから、そういうことも含めて、現年度分について、2分の1までは弥富市は今介護保険は制限をつけずに、現実の生活実態が低ければ、2分の1の減免をするということが一番最初にやられて、市税もそうなんです、特に国民健康保険と医療費の自己負担分はそういう方たちにとっては命綱ですよ。生きるか死ぬかという問題にかかわってきますので、これも、要するに法律の整合性、市の制度の整合性ということで、もう一度、特に秋田県の事例は、県が全市町村に出した通知の中にこういうことを書き込んだということも含めて、担当者にもお渡ししましたが、もしお持ちでなければ、もう一度お渡ししますので、やはり国や県の意見も聞き、市としてもよく御議論いただいて、一つは国に、ちゃんと法律に基づいて責任を守っていただくということと同時に、せっかく全県に先駆けて、大変すぐれた過年度の税金についても最低生活を割り込むような取り立てもしないし、それから一定の条件が整えば消滅させるということを始められたわけですから、現実の暮らしができない人たちに対しても必要な手だてをとっていただくというか、その御検討をお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、要するに20年度の改正によりまして、非常に所得の低い人たちの負担がふえる状況が生まれましたが、これが国の制度も変わりまして、従来は応益割、応能割の負担割合を限りなく50%に近づけなければ、そういうことは認めませんと言っておったのを、ことしの制度改正によって、市町村の裁量に任せると。そのかわり、7割・5割・2割の軽減の

上限が決まっていますから、上限は国が決めた基準を守ってもらうけれども、負担割合を限りなく頭割りを半分に近づける。それから、所得割や資産割の方をあとの半分に近づけないとだめですという制度はなくなりましたので、以前のように、隣のまちと比べても、先ほどの表を見ていただきましたように弥富だけが低い方が高く、高い方は隣のまちに比べて安くなっておるといようなことを直すことはできますので、ぜひ直していただくことと、こういう無理な課税をしておる関係でどういうことが起こっているかといいますと、全体に所得がこういう状況で減っておるといこともありますが、平成12年には旧弥富町の国民健康保険税の現年分の納付割合は95.1%でありました。だんだん下がってきて、ただ十四山と合併したことで、十四山の人たちは平均的な収入が旧弥富町より多かったり、それから本当に納税の意識が非常に高かったとか、いろんなことがございまして、一たん少し改善をしたんですが、20年度は91.2%、21年度は90.6%かな。だから、12年度に比べて4.5%下がっていますよね。10億を超える国保税ですので、5%違うと5,000万違いますから、結局無理な課税をして取れない、滞納をつくるということではなくて、やはりきちんと収入の実態にも見合った、市長、先ほど国の方にはそう言うと言ったんですけど、市町村の中で無理なくできる方法に、今回は国の方の制度も改正になりましたので、これも活用して、一日も早くお願いして、収納率も上げると。

特にここで申し上げておきたいのは、例えば所得200万程度の4人家族の人が、今、弥富市の国民健康保険税と国民年金を払ったとしますと、払う額は65万9,600円になりますよね、年間。ほとんどの人たちは所得税、住民税の減免が幾らか受けられるか受けられん程度なんです。ところが、所得が500万ぐらいの人ですと、今のを支払いすると78万1,600円ですね。住民税と所得税が15万6,000円ほど軽減されて、実際の負担は62万5,000円程度、それから所得が1,000万円の人ですと33%ほど市民税と所得税が軽減されますので、実際に101万2,400円かかりますが、33万4,000円の軽減が受けられて、実際の負担は67万8,400円というふうになりますので、やはりこういう税と社会保険の関係にも十分注目していただいて、無理のない賦課の方法を一日も早く改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

軽減の弥富市の実態をまずお話しさせていただきます。

前回の税率改正に7割・5割・2割軽減を行うため、応能割・応益割を50対50の割合に近くするように、医療分の応能割の所得割を5.3%から3.3%へ、資産割を35%から17%へ、応益割の均等割を2万3,000円から2万1,000円に、平等割は2万5,000円の据え置きといたしました。その結果、7割軽減の方は1,066世帯、17.5%、5割軽減の方は212世帯、3.5%、2割軽減の方は557世帯、9.1%、合計で1,835世帯、国保加入者6,103世帯の30.1%の方が軽

減世帯となりました。中間所得者の負担を緩和し、低所得者層の負担増を抑制する一定の効果があつたと思います。

先ほど議員が言われたとおり、平成22年度から7割・5割・2割の軽減を行うことが可能となりましたので、税率改正が必要なときは、議員が言われますように所得割に重点を置いた改正を考えてまいります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 多分私、税率改正は、この6月議会で限度額の改正がありますよね。これをやると、今の状況から見ると、しばらく税率改正は何とかやらずに済むような状況だと思いますので、税率改正のついでじゃなくて、もっときちんとやっぱり、というのは、今、部長おっしゃられたように、確かにそういう割合で軽減の人がおります。だけど、さっき私が申しあげました、この表の頭の上の4段の人たちは、市町村の裁量でできるという2割軽減も受けられない人たちなんです。こういう人たちが軽減を全然受けられないという仕組みが今の国民健康保険税なんです。したがって、なるべく、今、部長がおっしゃられたように、所得割に比重を置いたやつにすれば、こうした救済をされますので、これはなるべく急いでいただくということを要請しておきます。

次の質問に移ります。

今の関係とよく似た問題であります。弥富市は50・50に近づけるということで、実は負担割合の表をなるべく頭割りとし世帯割が多い形に変えましたよね。したがって、医療費は、21年度の場合で均等割、頭割りが全県の23位、これは安い方からの順番ですから、平等割は53位、それから介護分につきましては、全県で均等割が46位、平等割が44位、それから後期高齢支援分では、均等割が57位、平等割が56位ということで、全く所得の低い人たちの負担がふえる仕組みを導入しております。特に単身の人たち、幾ら割引の度合いが高くても、1人で世帯割と均等割を負担するわけですよね。これが半額になったと。これは相当すごい額なんですね。したがって、あちこちでいろんな工夫がされておりますが、その工夫のときに、ぜひこの単身の人にあまり負担にならない。そうかといって、頭割りですから、世帯員が多くなれば、またふえていくわけですが、働かない子供の分もふえていくということで問題はありますが、全体として、所得割を所得のある人たちにシフトした割合にさせていただくということをお願いしたいと思います。

同時に、国民健康保険と後期高齢者医療保険制度との関係で、私もきちんとわかって驚いたんですが、夫婦なり親子なり、2人で国保と後期高齢に分かれる場合は保険料の調整の仕組みがありますが、3人以上の御家族がどちらかに分かれるという場合は全くないんですよね。佐藤博議員が怒ってみえたけれども、どっちも最高限度額だ。60何万と50万で、今まで60何万だったやつが100万を超える額に一気になるなんていうことは、3人以上の御家庭の

場合、特に所得の高い方はどこでも起こっておるわけですよ。こういうむちゃなことも直すことと、それから2人世帯の調整ですね。これも当分の間ですから、きちんと調整して、無理な負担にしないような仕組みにさせていただくことを強く国に要請していただきたいと思っておりますので、あわせてお願いをして、次の質問に移ります。

弥富市が、先ほど質問の中でも、あるいは答弁の中でもありましたように、現実に生活保護基準を割り込むような、あるいはそれに近いような人たちに対する支援を今年度から正式に、国保でも徴収の方は地方税法の関係ですから、そういう形で支援をする仕組みが決まっておりますので、そうしますと、従来そういう滞納があることで、短期保険証だとか、弥富の場合は担当者や行政の努力で保険証を取り上げる、資格証明書というのは出さずにずうっと頑張ってきてくださったんですが、やはりこういう形で条件の悪い方についての過年度分をなくしていくという制度を採用するなら、実際にそういう状態で払えない人たちに対する減額や免除の制度をとっていくことも、今、さらに検討が進められるというふうに言っておりますが、本来、生活保護を割り込むような人たちが経済的な事情で払えない場合に対してはなるべく通常の保険証をお渡しするというか、国の方も、高校生までに対しては資格証明書は出さないとか、ちゃんと保険証を渡すとか、そういうことがようやくやられ始めたんですが、弥富市も今言ったような対応をしていくなら、現実に本当に収入がなくて、そういう状態で、なおかつ頑張っている人たちに対しては、やっぱり保険証を可能な限りペナルティーの薄いものにしていく、ないものにしていくということと、それから市の減免制度の中に滞納がない者という規定がありますよ、たしか。どの中でも滞納がない者が対象ですよ。だけど、制度をよく御承知じゃなかったり、それからもう一つは、現実にほとんど収入がない状態で、結局毎日食べるだけが精いっぱい、そういうものが払えない人たちに対して、滞納を理由にしてこの制度から除外するという仕組みにしたら救済の意味がありませんので、そういう合理的な理由のある人については、きちんとペナルティーの対象から除外していくというか、必要な救済をしていくものにぜひ改めていただきたいと思っておりますが、この点ではいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁を申し上げます。

国民健康保険法では、保険税が滞納になった場合、まず有効期間が短い短期被保険者証を発行するということになっております。その後も特別な事情なしに滞納期間から1年間保険税の未納状態が続くと、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することが義務づけられております。これは法で決まっております。しかし、私どもでは、資格証明書の交付要件を満たしているだけで、一律に事務的に資格証明書を交付するものではなく、滞納者との面談の機会をふやし、実情の把握と納税相談に努めております。

そして、滞納ということで、払いたくても払えないからペナルティーを少なくという御質問がありました。これにつきましては、滞納の相談のときにそういうことを申し出ていただければ、そういうペナルティー、減免のときに滞納がないよという一文がとれるかと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今の部長のお話だと、正当な理由があれば、滞納があっても、そういうペナルティーの対象が取れる仕組みがあるというお話でございますので、ただ、先ほど来の議論の中で明らかになりましたように、せっかくいい制度に踏み出していただいたんですが、それが現場でなかなか生きたものになっていないので、一日も早く、本当に今は、経済的な事情だけを見ると生活保護を受給しなきゃいかんような人が、現に保護を受けておる人の5倍近くいるというのが日本の現状だというふうに言われております。情勢はますます悪くなっておりますので、何とか生活保護を受けずに頑張ろうという人たちを励ます意味でも、ぜひこの減免制度が実際に機能する仕組みにさせていただいて、市民と血の通う市政を進めていただくことを強く要請いたしまして、私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の方から、国保の問題につきまして、さまざまな角度から御意見をいただいたわけでございますけれども、最初にお話をさせていただいたように、国保というのは基本的な運営というのは市町村単位という形になっております。税の問題につきましても、御承知のように大変地域間格差があるわけでございます。それは財政力指数という形に応じて、そういうようなことが生じてくるわけでございますけれども、いずれにいたしましても高齢化社会への突入であるとか、あるいは高額医療の普及というような状況の中において国保財政が大変厳しい状況になっておるわけでございます。

そうした中で、税の改正ということに対しても、我々は今度限度額の問題につきましては、議案を提案させていただいておるわけでございますけれども、基本的な税率についてはやはりしっかりと見直していきたいというふうに思っております。そうした中で、今回いろいろと答弁をさせていただいておるわけでございます。

しかしながら、もう一つ私がお願いしたいのは、先ほど滞納の話もございました。我々としてはできる限り、法のルールはあるわけでございますけれども、短期証明という形で医者にかかっていたきたいということがあるわけでございますけれども、今、約10%ぐらいの滞納の率になってまいりました。額におきましては大変な額になるわけでございます。税の公平さという形においては、ぜひとも御協力をいただきたいということをあえて申し添えさせていただきながら、この国保運営の疲弊した状況を少しでも改善していきたいというふうに思っておりますので、あわせてお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 14時30分まで暫時休憩をいたします。

~~~~~  
午後 2 時18分 休憩

午後 2 時30分 再開  
~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に立松新治議員、お願いをします。

8 番（立松新治君） 8 番 立松新治。通告に従い、安心生活をするため、4 点について質問いたします。

1 点目は、病院の隔離施設の整備状況と現在の利用はどうなっているか。

私は、30年余りの間、養鶏業をしてまいりました。その中でいろいろな病気も発生しました。例えば白血病、伝染性コリーザ、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管支炎等々、非常に苦労したことが思い出されます。現在では鳥インフルエンザ、そして宮崎県では牛・豚、ペットにまで感染している口蹄疫には大変苦慮されていますが、私たち、同じ動物として、病気との闘いであります。

そこで、私も思いがけなく、私の義理の父が感染症である肺結核を発病して、隔離病棟に入院することになり、家より1時間かけて他市の病院での入院生活となり、関係者の血液検査に始まり、いろいろな面会規制などがあり、2ヵ月間の入院生活、通告後に天国に父親を送ることになりました。日本で重大な感染症である肺結核ですが、50年前までは死亡原因の第1位でした。今でも年間2万4,000余名の新しい患者の発生、その9%ぐらいの人が死に至っていますが、自分が結核になったと気づかず、周りの人にうつしてしまうことが怖いことです。早期発見、早期治療が大事で、BCG接種をし、予防しましょう。また、正しい知識があれば、長期の薬の服用により完治することができるようになりました。それも6ヵ月以上の間、毎日きちっと服用しなければならない。そんな中、この地域の隔離病棟の現況と感染症の今後の発生予測への対応はどうかさっておりますか。

議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） お答えします。

隔離病棟につきましては、国や県が指定した感染症指定医療機関で対応しております。国が指定する特定感染症指定医療機関については、全国で3ヵ所。愛知県におきましては、第1種感染症指定医療機関として名古屋第二赤十字病院、この1ヵ所が指定されております。第2種感染症指定医療機関として、愛知県では結核に対応するため8ヵ所指定しております。この地域におきましては、一宮市にあります愛知県立循環器呼吸器センターで、病床数は50床でございます。結核以外につきましては、愛知県内9ヵ所指定しておりますが、この地域

におきましては海南病院が指定されております。病床数は6床でございます。

感染症の発症予測ということでございますが、予測することは非常に困難でありまして、患者が発生した場合に備え、人や医療機関で隔離する設備、連絡体制、医薬品等を充実させるなどして、その対応をすることになっております。

海南病院での最近の使用事例としまして、昨年5月、新型インフルエンザ発生の際、発熱外来診療場所として使用されました。入院された方が1名ありました。以上です。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） そうすると、もし結核になった場合は第2種ということで、海南病院じゃないということですね。私も、父親のときは第2種ということで、豊川市民病院でした。そんな中で、2ヵ月の間に4人の方が結核で出入りされました。そういうことを思って、本当に意外と多いんだなと。昔の病気じゃないんだなと。そこに入るときも出るときも、感染症ということでいろいろ規制があって、なかなか面会にも行けない。長時間そこにも入れないというようなことを経験してまいりました。

今、海南病院が改築予定であり、救急救命センター、ドクターカーの運用も計画され、より一層地域の安心のかなめとなるよう要望して、次に移ります。

2点目に消防団の考え方と今後のあり方、そして消防車格納庫の整備はどう進めていくのか、お聞きいたします。

消防団は、地域防災計画、国民保護計画等には必要不可欠だと思いますが、弥富市は16分団になり、スリム化したわけですが、実動可能な団員確保が難しくなっていると聞きます。そんな中、最も大事な組織である消防団と思いますが、消防団に対する考え方と団員確保について、今後どういうふうを考えていくか、お聞かせください。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

消防団は、22年4月1日に東部中隊（十四山地区）の消防団統廃合により、20分団440名体制から16分団372名体制になりました。その中の論議で、消防団自体必要がないのではないかという意見や、災害時を考えると減らすことは問題があるのではないかといったような御意見もいただきました。

現在の消防団は、火災のみに対応する組織ではなく、平常時の自主防災会等への訓練指導、また災害発生時における機動性や各装備を生かした活動といった役割はより大きくなっております。消防団の訓練も、火災だけではなく、災害時を想定したDIG訓練、図上演習でございますが、応急処置を各学区の防災訓練等に指導するといったようなことも行ってあります。市としても、消防団に対して引き続き支援を行ってまいります。

団員の確保の件でございますが、年々難しくなっていることは確かでございます。団員の

対象年齢につきましては、18歳から59歳という年齢になっております。団員の確保が難しい地区につきましては、区長等にも相談させていただきまして、幅広い年齢の方に参加していただけるようお願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） やはり団員確保は難しいと。そんな中で、私たちもなかなか団員がいないということで、集落等で少し割り振っていかないかなあということは思っております。また、引き続き消防に対して御尽力くださいますことをお願いいたします。

消防車の格納庫の件ですが、今、大分古くなっている消防車格納庫もあるかと思いますが、新しくできたところもあるようですが、その整備状況と今後の格納庫の建築に対して、どう進めていくか、お聞きいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 消防車の格納庫につきましては、昨年度、第2分団の消防車格納庫が白鳥コミュニティの駐車場に完成しております。2階建てで、備蓄品等も格納できる施設でございます。現在、第4分団、第6分団の地元自治会から建設の要請があります。災害拠点としての活用も含めて、今後順次建設を検討してまいりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 第2、第4分団の要望もあるということですが、要望しないと建てていかないと。例えば順番に計画的に予算を組んでいくとか、そういうことはどうでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現実にはかなり老朽化している格納庫等もございますけれども、現段階では要請のあったところをまず考えていくということ。また、今後につきましては、当然防災の拠点ということも考えますと、適切な位置に配置するということも考えていかなきゃいけないと思っております。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） ということは、移転も踏まえて、新しい計画を組んでいくというふうにとらえて結構ですね。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現状につきましては、まだその辺のところははっきりしておりません。今後検討させていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 消防倉庫の件につきまして、ちょっと私の考え方を述べさせていただきたいと思ひます。

分団の統廃合が、皆さんの方にお願ひいたしまして、十四山地区が半分になったわけでご

ざいます。そうした中で、これから消防倉庫についても検討していかなきゃいかんと思えます。要請のあったところは、立松議員も御承知のように、すべて移転という形で計画をしておるところでございます。我々としては、先ほど所管が答弁いたしましたように、適正な場所はどこだというようなことも踏まえて、構想的な問題も踏まえて、検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 力強いお言葉をいただきました。

弥富市民の安全・安心のために、引き続き消防車格納庫整備を進めていっていただくことをお願いして、3点目に移ります。

CO₂対策、先回、19年に質問させていただいた中で、市長には、重要性について十分認識していると答弁いただきました。そんな中で、市として、CO₂対策の進捗と、市の施設等での熱中症対策ということで、地球温暖化が進んでいると言われていますが、この100年間で地球の温度が1度上がったと言われております。海抜マイナス1メートル以上のこの地帯である我が弥富市は、海面上昇も大きく心配され、伊勢湾台風以後、1メートルから1メートル50の地盤沈下もしております。よって、地球温暖化の原因の一つであるCO₂対策も率先して行う必要があると思えますが、市民の皆様とともに進めていかななくてはならないと思っております。今はどのような考え方で、どのように進めておられますか、お聞きします。

議長（伊藤正信君） 久野環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、立松議員に、CO₂対策の進捗につきまして御答弁させていただきます。

CO₂対策の基本、これは当然世界的規模で発生しておりますことでございます。そして、CO₂の最大の原因というのは化石燃料の使用でありまして、これをいかに抑制するかということが基本でございます。

それで、市といたしましては、一人一人が今できることに取り組むことが大切という観点から、平成20年度から太陽光発電の補助制度を導入いたしました。クールアースデーへの参加を呼びかけ、これは消灯の勧めであります。いずれも発電による化石燃料の抑制が基本になっております。そして、広報によります地球温暖化防止対策への掲載であります。

また、市の施設関係でございますが、ハイブリッド車の導入、軽自動車など小さい車両の導入、今度新設いたします保育所での太陽光発電整備の導入などがその対策の主なものであります。以上です。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 自然のエネルギーを使っただけのCO₂対策が中心だということで伺いま

した。引き続き広報等でもいろいろアピールしながら、今後も市民とともに進めていってくださいます。

また、名古屋では、この40年間で30度C以上の真夏日が29日だったものが55日と、約2倍になっています。

そこで、熱中症が問題となってきますが、市の施設等で熱中症対策はどうしていかれますか。

議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

熱中症においては、早期診断、早期治療が最も重要であると言われております。熱中症にならないためには、水分補給だけでなく、室内の温度や湿度、風の流れなどに気を配ることも大切です。温度・湿度が高いときは、適度にエアコンや扇風機を活用することも大切です。

社会教育センターや十四山スポーツセンターのアリーナでは、熱中症対策の予防として、扉や換気口などをあけて風通しをよくするなどの対策を講じております。さらには、大型の扇風機、これも現在導入しておりまして、湿度や温度が高いときには随時活用していただいております。

また、熱中症になる危険が察知される場合は、室内だけでなく、屋外でのスポーツ大会や運動を始める前に、水分補給や十分な休憩をとるよう事前にお知らせをしております。

万が一熱中症になった場合には、直ちに応急手当を実施しまして、海部南部消防署に連絡してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 対策としては、漠然的な話じゃないかなと。やっぱりデータのきちっとしたものがないと、ともにスポーツをやっている仲間の中では、なかなか一定の湿度・温度になったことがわかりにくいかと思いますが、きちっとそういうことを示すことのできるような方法とかは考えておりませんかでしょうか。

議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） 今のところはまだちょっと考えておりません。今後の検討課題といたしたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 今、熱中症にかかって、裁判で補償が出たというようなことも聞きます。そんな中で、大事が起きる前に対応していただけることを切望して、次に移ります。

4点目、南部地区の過疎対策と防災公園計画はどう進んでいるのか、お聞きいたします。

南部地区は、全市の41.8%の面積を有しますが、ことしの栄南小学校の新入生は13名です。これでは学校教育もままならない状態です。活力ある産業振興の地域づくりのために、主要

道路、地方幹線道路、名古屋第3環状線、西尾張中央道等の整備は着々と進められ、完成も間近と思います。

そこで、住み続けられる住環づくりとして、防災公園計画の中に生活機能を組み入れ、人と物が行き交う活気あふれる産業のまちの一翼となるよう、行政と市民が一体となって運営していける施設の計画をお願いしたいですが、どうでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） まず南部地区の過疎対策という御意見もございましたが、市といたしましては、過疎対策というか、過疎地域としては弥富市としては認識をしておりません。この定義といたしましては、過疎につきましては、人口が急激、かつ大幅に減少したために地域社会の機能が低下して、住民が一定の生活水準の維持が困難になった状態を言うということで、確かに南部につきましては人口が減少傾向でございますが、極度な減少ではないという認識を持っております。

それから、防災公園の中に生活機能を組み入れ、行政と市民が一体となって運営できる施設の計画をということでございますが、現在、南部地域におきまして、大藤学区に防災広場が設置されております。栄南学区におきましても、現在用地取得に向けて交渉中でございます。白鳥学区の防災広場が完成後に、既存施設の利用を含めまして計画するなど、地域に見合った整備をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 過疎と認めていないと。過疎と認められて、限界集落になる前に、何とか地域の活性化を図っていただきたい、そんなことを思うわけです。

さきに市長の方から、王子製紙の裏の土地の利用を少し語っていただきました。本当に何とかあそこの利用を含めて、栄南学区の過疎化対策というようなことで、強く王子製紙の不動産部の方へ訴えていただいて、早く13人が20人、25人になるように御尽力くださいますことを強く要望して、終わります。

議長（伊藤正信君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

1番（堀岡敏喜君） 1番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

内容は、環境関連、防災関連の、大きくは2点でございますが、事例なども含みますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

初めに、環境月間を迎え、本市における取り組みについてお伺いをいたします。

6月5日は環境の日であります。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められたものであります。国連では、日本の提案を受けて、6月5日を世界環境デーと定めており、日本では平成5年の環境基本法が環境の日を定めて

おります。また、1991年からは6月の1ヵ月間を環境月間とし、全国でさまざまな行事が行われております。そして、1997年12月に京都で行われました地球温暖化防止京都会議、いわゆるC O P 3で議決された京都議定書は、2008年から2012年までの期間中に各国の温室効果ガス6種の削減目標を、1990年を基準にして5.2%削減することを定め、画期的な会議となりました。次いで、2008年の洞爺湖サミットを機に、7月7日のクールアースデーイベントも始まりました。

こうした中で、我が国は、昨年3月、環境分野を経済成長の牽引役とする世界的流れの中で、日本版グリーンニューディール政策を打ち上げました。地域グリーンニューディール基金も創設をし、地域の活性化と低炭素化、エコ化を同時に推進しようとするもので、政権が変わってからも、基金は、従来の都道府県や政令市だけではなく、中核市、特例市においても創設され、緑の社会への構造改革を目指し、地方もスピードと主体性を持って積極的に取り組むことが要請されております。

弥富市にはこの基金はございませんが、温暖化対策の推進と実行は果たしていかなければならない責務があると思います。現在、弥富市の取り組みとして行われているのは、住宅の太陽光発電設置への補助、市内小・中学校での環境教育の推進、広報での市民への啓発事業、例年の主要施設でのライトダウンなどであると認識しております。

最初の質問でございましたが、先ほど立松議員の弥富市としてはどう取り組んでいるのかという質問がございました。その件に関しての環境課長の御回答で私の方もそれを認識いたしましたので、またそれに加えて提案をしたい事業がありますので、次の質問に移らせていただきます。

ストップ・ザ・温暖化のためには、市民一人一人が身近なことから行動を起こす必要があります。生活に根差したエコ市民、エコライフの取り組みについて、環境家計簿やエコ帳などの全戸配布を提案いたします。

日本は、世界全体の二酸化炭素排出量の約4.2%を排出しており、中国、アメリカ、ロシア、インドに次いで、世界で5番目に多く二酸化炭素を排出しております。今までに限られた資源である化石燃料により人類は大変な恩恵を手にしましたが、それと同時に、C O₂を大量に放出をして、大気汚染と環境破壊を引き起こしてきました。気候変動に関する政府間パネル、いわゆるI P C Cは、さまざまな見地、さまざまな研究から、地球温暖化の要因、それによってもたらされる影響、取り組まなければならない行動を次のように発表しております。

まず要因は、我々を取り巻く気候システムの温暖化は決定的に明確であり、人類の活動が直接的に関与しているとして、人類による化石燃料の使用が地球温暖化の主因と考えられ、自然要因だけでは説明がつかないことを指摘しております。

次に、影響については、気候変化はあらゆる場所において、発展に対する深刻な脅威であるとして、気温の上昇や異常気象、水温の変化や水面の上昇、水資源・生態系などへの影響のほか、人間社会に及ぼす被害は甚大であると予測をしております。

そして、地球温暖化の動きをおくらせ、さらには逆転させることは我々の世代のみが可能な挑戦であるとして、今、現存している私たちが温暖化を緩和できる主体者であるとしていきます。

また、イギリス政府が、2006年に地球温暖化の進行による世界経済への影響について研究、発表した中に、気候変動をこのまま放置しておけば、毎年世界じゅうでGDPの5%から20%が失われていくとあり、さらに、我々の今後10年間の活動によって、今世紀後半と来世紀にかけて、経済や社会活動が重大な混乱を引き起こされる可能性を有しており、その混乱の規模は、20世紀前半に起こった世界恐慌と世界大戦に匹敵するものであるとまで言われております。この報告書の著者であり、国際的な経済学者ニコラス・スタン氏は、早急で思い切った政策措置が必要であると警鐘を鳴らしております。

先ほど申し上げましたIPCCの報告は2007年に発表されましたが、結果的にイギリス政府のスタン報告を科学的に裏づけるものとなっているのであります。

CO₂削減は今や地球全体の課題であります。しかし、改善への道筋はいまだ明確なものではなく、各国の足並みもなかなかそろいません。

我が国は、1990年を基準とし、2012年まで6%、さらに2020年までには25%を削減するという目標を掲げております。しかしながら、国の目標に貢献すべき自治体の多くは、今なお動きが緩慢です。自治体が行う地球温暖化対策、全体的な印象としては、散発的な施策に終始していたり、あるいは明らかに取り組みが不十分ではないかと思うのであります。どこも総じて、市庁舎内での取り組み、市民への啓蒙、若干の補助事業といったところが多いようです。温暖化防止を具体化するには、単に啓蒙するレベルでは、市全体としての取り組みへと高めることは期待できません。関心と連帯を高め、気づくためには、戦略と目標が必要であります。

ここで事例を紹介いたします。

千葉県北西、埼玉県との境に御紹介する流山市があります。流山市の取り組みで、これはすばらしいと思いましたが、温室効果ガス排出量を測定し、検証していることでもあります。つまり数値をもとにして、ストップ温暖化流山計画、すなわち地球温暖化対策地域推進計画を策定し、地球に優しい住宅設備設置奨励事業が行われ、環境家計簿の作成、配布をし、流山グリーンチェーン戦略などの事業が重層的に行われているのであります。まさに市と市民が一体となってカーボンオフセットを行っているのであります。市として、数値測定をすることは、事業の結果を知り、次の手を打つためには有効で必要不可欠であり、最も大事な

ことであります。

弥富市でもぜひとも取り組むべきです。しかし、市内全域の数値、それ自体が直接市民の意識向上をもたらすということではありませんし、個々の御家庭で意識を持って環境家計簿をつけて頑張るだけでは広がりやに欠け、大きな成果を見にくい難点があります。

そこで、目標も成果も数値化して検証ができ、しかも連携して運動を高めることができる単位と方法が必要です。

そこで、重ねて御提案をいたします。やはり身近な自治の単位は小学校区であります。弥富市には電気、ガス、水道の事業者と連携をとっていただいて、小学校区ごとの使用量を算出できないでしょうか。ガスはすぐに困難かもしれませんが、電気、水道はメーターで課金をしているわけですから、家庭での使用量は集計の仕組みさえ組めば、カウントできると思います。海部南部水道に確認をしたところ、はっきりした返事はいただけませんでした。不可能ではないようなことを言っておりました。これさえきちんと集計できれば、弥富市からのさまざまな啓発運動もぐっと重みを増し、幾らでもバリエーション豊かな温暖化対策がとれると思います。

地域が独自の工夫とアイデアで競う、まさに地域自治、地域分権の出番であります。市がおぜん立てをし、そして向かうべき削減数値目標を掲示し、地域や市民をリードして、誘因するための事業を効率よく提案していけば、市民と共有し、すばらしい成果を得ることができると思います。

環境家計簿の全戸配布から少し発展した提案となりましたが、市民と一体で取り組み、他市の模範となる事業になるのではないのでしょうか。もちろんこれはシンボリックな事業でありまして、早急で思い切った政策措置として本格的な全体計画が必要です。つまり本気でやろうと思うのであれば、地球温暖化対策条例を制定しなければなりません。大きな成果を得ようとするならば、緻密な作戦と周到な準備が必要です。

最近、テレビ等でも御活躍の元三重県知事で早稲田大学大学院教授の北川正恭教授の言葉を引用いたします。「どんなできない理由を言っても、やっているところがあるんですから、しょせんやらないだけです」。

服部市長は、さまざまところで、また過去の御答弁の中でも温暖化の問題に触れ、地球温暖化防止の問題は、世界の国々が一様な危機感を持ち、世界の人々が一丸となって、喫緊に取り組まなければならない、非常に厳しい、非常に難しい問題ですと御発言をされております。

産・官・民が一体となって、CO₂削減に向けて意識と行動を共有していくためにも、環境家計簿の配布に伴う数値の設定、また大きくは条例の制定もあわせまして、市としてのお考えをお聞かせください。

議長（伊藤正信君） 久野環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 堀岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの立松議員のところでも少し触れさせていただいたわけですが、市といたしまして、温暖化対策につきましては、弥富市広報の平成20年5月から21年12月まで、「地球温暖化防止への第一歩」をメインタイトルといたしまして、「地球と子供たちの笑顔のためにできること」をサブタイトルとし、連載をしてみました。地球温暖化防止のため、一人一人が今できることを紹介し、呼びかけてまいりました。その中で、先ほど議員から御提案がございました環境家計簿につきましては、平成20年6月号に紹介をしているところがございます。

さらに、市民のエコ関心度ということでございますが、私どもの日々の環境のデータの中からいろいろ推定をしてみるわけですが、まず家庭ごみが減少傾向にあります。一般家庭ごみの約90%を占めておりますところの可燃ごみとプラスチックごみは、平成18年度に比べ約5%の減少となっております。また、平成20年度から太陽光発電施設整備の補助を実施しておりますが、平成20年度は当初ということもございまして、19件、予算規模で約60%でございましたが、平成21年度は64件、予算規模で98%、22年度は、この2ヵ月間で既に予定基数の50%を超えております。このような状況から推察いたしまして、市民にはエコに対する関心度は徐々に高まっているのではないかと推察をしております。当然のことながら、家計簿に電気、水道、ガスといった光熱費を記録し、日々節約に努力をされている家庭も多いと考えられるわけでございます。

そこで、御提案いただきました環境家計簿とか、エコ帳の配布でございますが、環境家計簿やエコ帳につきましては、現在、インターネットでいろいろな方式のものが紹介されております。パソコンのある方はダウンロードが可能であります。弥富市では、毎年度配布いたします一般家庭ごみ収集日程表、これは毎年度3月の月上旬に配布しております。その中に、環境家計簿、あるいはエコ帳、こういったものを印刷に織り込みまして、市民の皆様幅広く御紹介をするというようなことを今考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ちょっと関連で答弁をさせていただきます。

私は、堀岡議員が市議会議員になられてから、一貫して環境問題を取り上げられているということに対して、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。本当に真摯な取り組みの中でこの環境問題を見てみえるということに対して、本当に共感を覚えるわけでございます。

そうしたこともありまして、先ほど所管の方が話をしましたように、私といたしましても、やはり21世紀は環境の時代であるということをおなりに十分認識をして、広報等を通じて、

いわゆるごみの削減から始まって、自分たちができることは一体何だろうかという形で、身の回り、生活の中から見出していただき、そういうふうなことを1年半続けまして訴えてきたつもりでございます。

しかしながら、残念なことに、政府といたしましては、2020年にCO₂の削減を世界に約束しているわけでございますけれども、我々地域の役割は一体何だろうということを考えてみた場合に、大変心苦しいところがあるわけでございます。それは、どうしても当面の仕事、目の前の仕事に追われているということが現実でございます。政策というか、そういった形のものが見出せないのが我々地方自治でございます。

そうしたことに対して、今、堀岡議員は我々に対する警鐘ということをしていただいているなあと思っているわけでございます。時間をかけて取り組んでいかなきゃ大きな成果は出ないわけでございますので、そうした中で、堀岡議員から学ぶところが多々あると思います。また、具体的な形で環境対策、あるいはCO₂削減ということに対して御指南いただければというふうに思っておりますので、具体的な政策立案まで、一度そういうふうなことも堀岡議員と一緒に考えていきたいなあというふうに思っておりますので、今後とも御尽力いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 市長からすごく前向きな御答弁をいただいたわけなんですけれども、先ほどの課長の御答弁の中で、ごみのカレンダーに環境家計簿を印刷で織り込んでしまう。以前にもお話をさせてもらったときに、環境家計簿を新たに広報に織りまぜて、個人宅に配布するだけでは、要は意識のない方はそのままごみになってしまう。それは、あくまでも、先ほど質問の提示のときに申し上げましたとおり、今なぜしなければならないのか。その数値は弥富市としてはどうなのか。一家庭にすれば、どういうことを目標にすればいいのかということが明確になっていないと、ただ単に節約のためにつけてしまう。そういうことで終わってしまうんじゃないかなと思います。

先ほどの市長の御答弁で、真摯に取り組んでまいらなければならないという御答弁をいただきましたので、先ほどの地球温暖化防止対策条例制定も含めまして、これは弥富市議会、弥富市として本当に謙虚に取り組んでいかなければならない課題でございます。

次の生物多様性の問題も、同じく環境問題でございますが、あわせてぜひともお考えになっていただきたいと思います。

それでは、次の問題に移らせていただきます。

ことしは国連が定めた国際生物多様性年であります。10月には、名古屋市で約190カ国の代表が集まり、生物多様性条約第10回締約国会議、COP10が開かれます。こうした中で、生態系と生物多様性の経済学TEEB（ティーブ）が注目されております。これは、地球温

暖化における経済的な損失を報告した、先ほどのスタン報告と同様に、生物多様性の経済的な損益を分析する試みで、C O P 10で最終報告される予定であります。

私たちが住む地球上には、知られているだけで175万種の生物が生息しており、未知の生物を含めると3,000万種とも言われます。地球はさまざまな生物が織りなす生態系で成り立っております。この生態系と、それを構成する種、さらにその起源となる遺伝子の多彩さが生物多様性であります。生物の生存にとって、この生物多様性が最も重要ですが、今、休息に損失をしているのであります。

気の遠くなる話でございますが、約6,500万年前には1,000年に1種が絶滅していたのに対し、現在は1年間で4万種絶滅している現状であります。日本でも、環境省のレッドリストに3,155種が掲載をされております。生物の絶滅が進んでいるのは、温暖化と同様、人間の活動による自然環境の変化が要因です。例えば開発による森林の荒廃や過疎化による耕作放棄地の増加など、メダカやキキョウといった身近な動植物が絶滅の危機にあります。また、ブラックバスやアライグマなど、弥富ではヌートリアというのがありますけれども、外来種による影響もあります。

さらに、地球温暖化による平均気温の上昇によって多くの生物が絶滅の危機に瀕しているのであります。また、生物多様性は経済とも密接にかかわっております。生物多様性が損なわれることによる経済的損失は重大です。それを研究するのが、先ほどのT E E Bです。2008年にドイツで開催されたC O P 9でT E E Bの中間報告が示され、注目されました。T E E Bの目的は、大きく二つ示されており、一つ目は、現状のまま、生態系の劣化に対策を講じない場合、生物多様性が損なわれることによる経済的・社会的損失の規模を示す。二つ目は、各国の政策決定者や地方自治体、事業者、一般生活者に向けて、生物多様性の損失への具体的な対処策を例示するとなっております。その中間報告の内容は、生物多様性の価値は、陸域ベースを考えると、毎年約50億ユーロ、日本円で約6,650億円規模に相当すると指摘した上で、現状のまま、何も対策を講じない場合、生態系や生物多様性が損なわれることで、経済的損失は2050年までに世界の国内総生産（G D P）の7%にも達する可能性があるという警告をしております。また、農地への転換や気候変動によって、2000年に存在していた自然地域の11%が2050年までに失われると指摘。さらに、早ければ2030年までにサンゴ礁の60%が汚染や病気感染、侵略的外来種などにより消滅する結果を招くと指摘。早急な保全対策を講じる必要性を訴えております。また、このT E E Bの最終報告は、10月に開催されるC O P 10で発表される予定です。

その内容は、先ほども申し上げましたとおり、地方自治体や事業者向け報告書、さらに消費者、一般市民向け報告書が公表されることとなっております。注目しなければなりません。我が国は、1993年5月に生物多様性条約の締約国に加わりました。これを受け、1995年10月に

は、地球環境保全に関する関係閣僚会議で生物多様性国家戦略を策定。先進国で初となる生物多様性基本法を2008年6月に制定いたしました。

C O P 10では、2002年のC O P 6で採択された生物多様性の損失速度を、2010年、ことしまでに顕著に減少させるとの目標に対する成果を検証するとともに、2010年以降の目標設定が最大の焦点であります。ただ、生物多様性の保全などをめぐり、途上国と先進国間で意見の対立があるため、議論が難航することが予想されております。

日本は議長国として、生物多様性の損失を防ぐためにも会議を成功に導かなければなりません。私たちの今ある環境は、先人たちの努力と自然の多大な恩恵と、食資源としての多くの動植物の犠牲の上に成り立っていることを再確認し、常に感謝の念を持たなければなりません。地球温暖化問題と同様、啓発だけではなく、具体的な行動が大切であります。弥富市としての生物多様性問題に関する普及、啓発の取り組みについてお伺いをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 本市におきますC O P 10、生物多様性ということですが、今では、いきもの地球会議というわかりやすい名称でP Rし、浸透をさせているところですが、このC O P 10（いきもの地球会議）に向けての取り組み状況ですが、まず歴史民俗資料館では、7月17日から9月5日までの間、木曽川下流域の豊かな自然を写真で紹介する企画展を開催して、木曽川下流域の果たす役割や生物多様性をめぐる諸問題など、川の役割や、各地で問題となっております在来種の絶滅危惧、外来種による生態系への影響などの課題について取り上げる予定となっております。

それから、三ツ又池公園におきましては、環境ボランティア団体の協力を得まして、9月26日の日曜日に植樹祭を開催し、シバザクラや桜の木を植栽する予定でございます。

また、10月16日土曜日、17日日曜日の2日間でございますが、愛・地球博記念公園で開催をします地球のいのち・交流ステーション事業に参加をし、本市の特産品であります金魚の振興を図るため、金魚組合の協力を得まして金魚の展示や金魚すくいを行い、弥富の金魚をP Rしたいと考えております。

このほかに、弥富野鳥園では、6月6日、8月1日、9月5日、10月3日、計4回、各日曜日の午後からでございますが、野鳥園内を歩きながら鳥を探す探鳥ツアーや、海南こどもの国では、同じ日程の午前中でございますが、水生生物観察会ということで予定をされております。

また、7月3日土曜日、4日日曜日に海南こどもの国において開催されます金魚まつりでは、金魚すくいグランプリなど、さまざまなイベントが行われる予定となっており、多くの入場者が見込まれますので、この機会に生物多様性に配慮した地域づくりを推進、P Rするため、愛知県の事業として、あいちいきものキャラバン隊によるC O P 10の普及啓発活動が

行われる予定となっております。

また、C O P 10開催期間中の10月22日金曜日、23日土曜日に開催されます2010ため池フォーラム in あいちでは、「ため池が育む生物（いのち）と暮らし～見つめよう 生き物の多様性」をテーマに、現地見学会が愛知県下で4コース計画されておりますが、10月23日の現地見学会には、三ツ又池が海部コースの現地見学会のコースに選定をされております。多数の関係者が視察されるという予定となっております。

このように、弥富市におきましても多くのC O P 10開催行事が計画されております。また、市のホームページには、C O P 10に関連する話題を紹介するC O P 10豆知識を掲載しており、C O P 10の普及啓発に努めているところでございます。

ぜひこの機会に市民の皆様にも、生物多様性に関心を持っていただきまして、関連行事にも積極的に参加いただきますようお願いをいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ささまざまなイベントがあるということで、企画政策課長の方から御報告をいただきましたが、大切なことは、本当に先ほどの地球温暖化対策の問題でもありまして、弥富市に住まわれる市民の方々が生物多様性の問題というものに対して、どう取り組んでいけばいいのか。まず市としての指標をしっかりと示していただきまして、一家でどういったことに取り組んでいくのか。一つ鉢をふやして植物を植えることであるとか、いろいろ方法があると思います。

私も子供に、生態系のバランスが崩れると、その先、どうなるのかということ質問されたときに、図鑑には生態系のグラフというのがピラミッド式で載っているわけなんですけれども、一つ抜くことで三角は崩れないよ。そうじゃないんだよ。一つなくなることで、それを捕食する虫がいなくなる。捕食されない虫はふえてしまう。そういう形で、生態系のバランスというのは大きく崩れていく。その主体者が今人間なんだよということで教えますと、それではどうなるのと。バランスを崩したものは崩れていくんだよ。だから、とめなければならぬんだよという話をしたときに、へえ、なるほどねということで理解をしていただきました。

本当に子供に至るまで、多様性の問題の本質というものを、イベント形式でももちろん伝えていくことは大事だと思いますし、啓発されていくのは本当に私も賛辞を送るものですが、大事なことは、本当に市民一人一人がそれを実感し、行政の方もそれを共有していくということが大変大切なんではないかなと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、地域防災における意識の向上と啓発についてでございます。

昨年は伊勢湾台風災害より50年の佳節を迎え、大規模な防災訓練など、さまざまな催しが

行われました。本市は、ハザードマップのとおり、市内のほとんどが海拔ゼロメートル以下であり、災害の際は多大な被害に見舞われる危険性が高い地域であります。

昨年10月8日、大型で伊勢湾台風と同じコースをたどり、日本に上陸した台風18号は、弥富市にとっては幸いにも直撃を免れ、大きな被害は出ませんでした。しかし、直前までは危険なコースをたどり、気象庁も警報を示し、注意を呼びかけておりました。市も同報無線で警戒を呼びかけておりましたが、避難した方はごく少数であったと聞いております。何事もなく本当によかったと思うのですが、もし直撃をしたらと考えると、ぞっとするのであります。

実際、東海豪雨の際、堤防が決壊して浸水するまではあっという間だったと、被災された方々は証言をされております。また、たったひざ上までの浸水で、昼間ならともかく、夜で風雨の中、外を歩くなんていうことはできなかつたとも言っておられました。

最近では気象情報もピンポイントで確認することができ、自己判断された方が多かったということかもしれません。しかし、予測がつかないことが自然災害の恐ろしいところでございます。いま一度、市民の皆さんが御家庭、また個人で、もしものときはこうするといった避難計画を立てられることが重要であります。同時に、市としてもさらなる啓発をお願いしたいと思っております。

さて、啓発の方法として提案をいたしますのは、市のハザードマップにおける最高浸水位、ここまで水が過去に来たよという印でございますが、市の主要施設を初め、自治会ごとに集会場や、できれば電柱などに掲示できないでしょうか。平面でハザードマップを見るより、浸水位を実感でき、自治会ごとに掲示作業ができれば、防災意識も高まり、自主防災会がないところでは立ち上げのきっかけにもなります。また、小・中学校の登下校時に生徒たちが見ることにより、弥富市の地理の特性を立体的に学ぶこともできます。

現在、市内の数カ所に伊勢湾台風時の浸水した最高位を示す看板が立ててありますが、記念碑的な意味合いが強く、日常で実感するには少な過ぎるのではないかと思います。50年の月日は危機感を風化させ、昨今の地域における近隣交流の希薄化により、震災の際の被害の増大が懸念されます。弥富市は、水災害が起これば甚大な被害が出る可能性が高い。しかし、その弱点は、市民と意識の向上を図り、常に危機感を共有することで、災害に強いまちとして、最大の長所に変えていけるのではないのでしょうか。市としての見解をお伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

現在、伊勢湾台風時の浸水最高位の表示は、市役所前、鍋田支所、佐古木、芝井の排水機場の4カ所に設置されております。また、海拔ゼロメートル表示は、避難所28カ所に設置されております。なお、小・中学校につきましては、すべての場所に設置されております。

浸水最高位の表示は海拔の3.89メートル、これは、海拔ゼロのところでも2階が水没するという高さになっておりますので、非常に高い位置になっていることがあります。そのため、ゼロメートル表示で対応してまいりたいと思っております。

また、本年度、同報無線の重立ったスピーカーの支柱でございますが、そちらの方にゼロメートル表示を設置する予定でございます。

あまり多くの場所に設置することは、逆に不安をあおるといようなことの原因にも考えられますので、電柱等への設置につきましては現段階では考えておりません。

また、一般の市民の方に対する啓発活動でございますけれども、例年行っておりますが、講演会等、これは自主防災組織、または自治会の会長さん等に御連絡を差し上げるということで、啓発活動を引き続き行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 防災課長の方から、あんまり電柱等に張ってしまうと、逆に不安をあおるといことでございますが、事実は隠せないものでありまして、だからこそ地域の自治、防災の重要性がさらに認識されるのではないかと思います。私が所属します下之割の地区防災会では、さまざま、こんなときはこうするといった取り組みをしておるわけですが、防災会に参加される方はいいんです。また、自治会に参加される方もいいんです。それ以外の回覧板で回ってくる方にそういうことが伝わらないんですね。ですので、地域でここまでここは危険な部分なんだよ。でも、この自治会のおかげでその危険を回避できるんだよ。災害は絶対避けることはできませんし、幾ら不安をあおるといっても、実際そうなら命の保証はできないわけですよ。だからこそ、やっぱり知るべきだと思うんです。それに対して、どうするかということを常日ごろから意識をしていくことが大変重要だと思いますので、また防災安全課長に各地域にもっともっと出前講座で地域防災の必要性というものを説いていただきまして、今75地区あるうち42の自治防災会ができているということをお聞きしておりますが、100%をぜひ目指していただきまして、弥富市の危険な部分でありますけれども、それを住民、市民一体で防災に強いまちということを最高の長所になるように取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） ここで暫時休憩をいたします。3時40分を再開いたします。

~~~~~

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に佐藤博議員、お願いをします。

6番（佐藤 博君） 6番 佐藤博です。通告に従いまして、市長の今後の施政方針について質問をいたします。

最初に、現在、1期目3年半の服部市長の市政運営に対する自己診断について質問したいと思います。

1期目3年半の服部市長の市政診断、総括を冷静、公正に検証してみたいと思います。

ちょうど4年前、新しい弥富市政にふさわしい新鮮な市長を選ぼうと、十数人の有志の市民の皆さん方によって結成された新生やとみからの要請にこたえて、服部市長は出馬を決意し、約5ヵ月間の選挙準備や厳しい選挙戦を経て、弥富市長に就任されたのであります。選挙戦を通して、市民の声や支援者の意見を参考に、目指す政治市政やまちづくりの目標を掲げて、市民の支持を得られたのであります。

弥富市民の多くは、政治経験、行政経験のない、不安と新鮮な期待の中で服部市長を見守っているのであります。服部市長も、行政経験はなく、最初は大変苦労されたと思います。しかし、毎日よく勉強もされ、選挙戦で示してきた抱負の実現に向けて、着々と努力をしてこられたと私は思っております。

その端的なあらわれの一つは、市の職員の皆さんが大変明るくなり、市民に対する対応が大変よくなったことであると、市民の皆さんから伺っているところであります。職員の意識改革の一端と言えるのでしょうか。自信と責任を持って対応されるようになってきたと思っております。また、市民の中には、心安く話ができるとか、大きな声で話がわかりやすいといった声もよく耳にしており、評判はいいように感じております。

社会情勢や経済情勢も厳しく変化しており、国民、あるいはまた市民の要望や期待も千差万別、また政治社会も刻々と変化していく中で、厳しいことではありますが、できるだけ市民の要望を正しく把握し、こたえていくことが行政の責任でもあり、またやりがいでもあると思います。それらの努力の結果は、1期4年後の来年1月予定の市長選挙において、市民の評価として示されることとなります。

そこで、まず第1に、服部市長が現時点で1期目を振り返って、みずから自己診断をされることが重要なことであると考えます。予想どおりに推進できたこともあれば、思いどおりになかなか進まなかったものもあり、長期計画の中でコツコツと推進しているものもあり、直接市長になって初めて実感されたことばかりではないかと思えます。

今、議会ではいろいろの意見が出されておりますが、今議会からケーブルテレビによって市民にも放映されますので、議会、市民に向けて、3年半の経過を、実感も含めて自己診断をされてみてはどうかと思うのであります。率直に伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

1期目3年半を振り返って、自己診断をということでございます。

この種の御質問には大変お答えしづらく、私自身も過去を振り返って云々とする事に対しては、あまりよしとしない人間でございます。しかしながら、御質問でございますので、率直に答えさせていただきます。

私は、平成19年2月に市民の皆様の負託をいただき、市長に就任いたしました。振り返ってみますと、時のたつのは本当に早いものだと痛感をしているところでございます。いろいろ厳しい判断をしなければならないことの連続でございましたけれども、背中には、しっかりしたまちづくりをどうしていくんだ。そして肩には、市民の皆様の暮らしをどうしていくんだということを常に感じながら、精いっぱい毎日努力してきたつもりでございます。

また、政治姿勢という形におきましては、就任以来、市民と行政との協働によるまちづくり、そして市民と情報を共有した公明で透明な市政の実現、そして予算の節約と有効活用を基本姿勢に掲げ、職員に対しては、市役所とは市民のために役に立つところであるということ職員意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営を心がけてきたつもりでございます。

政策、公約の実現につきましては、とりわけ旧2町村の共通した課題や、早期に合併の効果を出すため、情報基盤整備であるとか、道路整備、あるいは下水道整備に取り組んでまいりました。また、今後、このことにつきましても、都市基盤整備という形の中で積極的に進めていきたい、そんな思いでございます。

また、市政への関心を高めていただくために、市民活動を通じて、新市の一体感のさらなる醸成を図るため、市民活動に対する助成制度の創設、まちづくりに関する学習機会の提供、市政の情報を積極的に公開するという事を市民参加のまちづくりに進めてまいりました。

激変する経済と政治の中で、市政の責任者として私の残された任期は半年余りですが、今までその責務を全うできましたことは、ひとえに議員各位、そして市民の皆様の温かい御理解と御協力によるものと心から感謝を申し上げる次第でございます。

議員からは自己診断という御質問でございますが、今までやってまいりました行財政改革、あるいは基盤整備事業、あるいは教育行政、福祉の充実など、弥富市の未来に向けた事業の取り組みを継続的に行っているところでございます。その積み重ねにつきましては、一定の御評価はいただけるものとは思っておりますけれども、私も自分自身の診断を自分ですということは大変できないものでございます。市民の皆様に、この評価についてはいただくものではないかと思っております。

引き続き、市民皆様の御協力をいただき、一つ一つの課題解決に全力を尽くすことが私の重要な考え方でございます。自己診断につきましては御容赦をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 最初に立候補されたときの心がけというものが、一つずつ市政運営に反映されてきたと私は思っております。しかし、評価の仕方についてはそれぞれあると思います。ただ、私が一つ申し上げたいのは、弥富市はいろいろな面で夢多きまちであると私は信じております。他の市町と競うことより、さすが弥富市と誇れる行政、ナンバーワンよりオンリーワンと言われる市政運営を期待しております。

私が政治に対する理念の一つとして常に考えておりますことは、政治は社会を動かす力である。常に政治には夢と希望がなければならない。けちにはなるな。無駄とぜいたくは厳しく戒めよ。言いわけは無能者の泣き言である。何事も知恵を出し、実行することである。実行なくして、事を論ずるべからずという言葉大切にしております。

政治家は、何事も英知を結集して実行をし、結果を出すことでなければならないという使命があります。理屈を並べたり、批評や批判ならだれでもできます。学者や評論家と政治家との違いがここにあると考えております。そのため、逃げるな、ごまかすな、あきらめるなという姿勢が重要であると考えております。どうか、今述べられた考え方で大いにひとつこれからも期待をしたいと思っております。後戻りすることなく、将来への目標に向かって精いっぱい努力をしていただきたいと思っております。

そこで、市長に、今後の課題として、どのようなことをやろうとしておられるのか。特にどのような点に力を入れていかれるつもりなのか、この点について、市長の考え方をもう一度伺いたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今後の弥富市政に対する抱負というようなことについて答弁をなささいということでございますので、お答え申し上げます。

先ほど佐藤議員が語る言われたことにつきましては、長年町政等々をおやりになった議員の言葉という中で大変含蓄があり、私なりに今後しっかりと理解していかなきゃならない、そんなようにも思うわけでございます。

御質問の弥富市政の抱負について申し上げます。

本年度は、私の市長としての任期最後の1年であるとともに、市政のかじ取り役として、この使命を締めくくる年となりました。先ほども言いましたように、しっかりした向こう10年の弥富市のまちづくりをどうしていくんだ、あるいは市民の生活や暮らしをどうしていくんだということを皆さんとともに考え、しっかりやっていきたい、そんな思いでいっぱいでございます。

今後の市政運営の基本理念については何も変わることはございませんが、市長就任時と現

在におきましては、市政運営における考え方は幾分変わってまいりました。特に激変する経済と政治の中にあることから、必要な事業の優先順位、事業の、要は選択と集中を一層適切に行うことが必要であることを実感しております。いわば限られた税をどのように配分して、有効に活用していくか。そのことが市民の目線として鋭く問い詰められるというふうに思っております。

財政が厳しい中、健康で魅力あるまちづくりの実現には、市の将来の発展やそれに伴う財政基盤の確立があって初めて市民の皆様にご良好なサービスが提供できるものと確信しております。

これらを踏まえ、まず必要なことは、財源の確保と歳出の削減に取り組むことであろうというふうに思っております。財源の確保につきましては、先人の皆様の御努力によって、港湾地域のコンテナターミナルの整備推進、あるいは企業誘致に積極的に取り組んでおるところでございます。特に外資系企業イケヤの進出であるとか、日本の重工業の一翼を担う川崎重工業株式会社名古屋第一工場のボーイング787工場の竣工などは、本市の経済を維持、発展させていくためには大きな期待を持っているところでございます。今後も皆様の御尽力によりまして、企業誘致を積極的に取り組んでいきたい、そんな思いでございます。

また、都市計画マスタープランにおきまして、港湾地域の背後地を物づくり産業地域として位置づけ、活力ある産業地域の形成を目指し、職員と知恵を出し、関係機関との調整を積極的に進めていきたい、そんな思いでございます。

また、平島中土地区画整理事業につきましては、効率的な宅地化や良好な住宅市街地の形成など、弥富市のまちづくりに大きな貢献をいただきました。関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

行政改革について申し上げます。

市民の皆様から納めていただいた税金は、決して無駄遣いすることなく、最大限に有効に活用し、市民の皆様にご還元するという基本を忘れることのないように、職員に周知徹底をしてまいりました。限られた財源を最大限に活用するため、数々の行財政改革の実践と、あわせて職員数の削減にも取り組み、予算の規模は身の丈に合った行財政運営への転換を図っていききたい、そんなふうに思っております。

現在、新たな集中改革プランの策定に着手しているところでございますが、行政評価システムの本格的な導入とあわせ、改革をより一層進め、市民サービスの向上に職員とともに取り組んでまいりたいと思っております。

加えて、現在、副市長を本部長とした行財政改革推進本部を設置し、健全で持続可能な行財政運営を行うための具体的な方策について、さらに掘り下げた検討を進めているところでございます。行財政改革にはゴールはありません。一歩でも二歩でも先に進むことの努力を

職員とともに続けてまいりたいと思っております。

続いて、平成21年度からの向こう10年間の計画期間であります第1次弥富市総合計画、あるいは都市計画マスタープランについて、しっかりと実践をしてみたい、そんな思いでございます。さまざまな整備基盤事業を中心とする、快適で安全・安心な弥富づくり、あるいは健康・医療体制の充実、子育て支援、高齢者支援という中での健やかで優しい弥富のまちづくり、人が輝き、文化が薫る弥富という形の中では、学校教育の充実を図っていききたい、そんな思いでございます。

新港の建設はもとより、今、私の腹案として持っているのは、これもまた教育委員会としてしっかりと協議をしていかなきゃならないわけですが、次世代を担っていただく青少年に対して、その健全育成を考えていきたいと思っております。その具体的な例といたしましては、来年度より中学2年生を沖縄の方に学習研究という形で視察ができないかということを考えていきたい、そんな思いでございます。大変な経費が発生するわけですが、平和を考える絶好の機会ではないかというふうにも思うわけでございます。

まだまだスタートしたばかりでございます。総合計画におきまして、未着手、あるいは道半ばという事業が多いことも事実であり、次の4年間は極めて重要な時期であると考えております。ぜひ皆様とともに、この策定したこれらの計画の実行を、まちづくりという形の中で私も挑戦をさせていただきたい、そんな思いでございます。

今、時代はハードからソフト、そしてヒューマンということが言われておるわけでございます。そうした変化をしっかりと見きわめ、市政運営に万全を期していかなければならない、そんな思いでございます。私の残された任期中、こうした課題の解決に向けて、全力で取り組んでいくことはもちろんでございますが、幸いにして、気力、体力ともに充実しております。この3年半、4年の経験を生かして、厳しい行財政の課題を解決し、次の世代を担う子供たちが夢と希望の持てる、21世紀にふさわしい元気なまちづくりを皆さんとともに考えていきたいと思っております。

来年1月に予定されております次期市長選挙に出馬をさせていただき、次の4年間、市民の皆様の期待にこたえるべく全身全霊を傾ける覚悟でございます。議会の皆様、市民の皆様には今後とも一層の御協力、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、市政に対する抱負とさせていただきます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 大変心強い、また市民の皆さん方も、この市長の抱負を聞かれたならば、恐らく期待をされることだと私は思っております。

特に最高責任者である首長職というのは、大変孤独になることもよくあるものです。しかし、市長の一番の理解者は、ともに仕事をやっておる職員の皆さんでなければなりません。

最も重要なことは、まず副市長を初め、幹部職員と十分な意思の疎通が図られていることであると思います。

私も、幹部職員とよく話をする機会があり、観察しておりますが、以前とは大きく変わり、十分とは言えなくとも積極性が出てきており、楽しみに感じております。この点は、市民の関心事の一つでもあります。どうか今の考え方でしっかりと今後も頑張ってくださいと思います。

特に人と人との交わりの原点は、信頼関係であり、信頼関係の基本は、正義と愛情であると私は考えております。どうか職員に対しても、市民に対しても、この正義と愛情を忘れないように頑張ってくださいたいと、このように思います。

そこで、私は、2点ほど、ちょっと今後のために私の要望をさせていただきたいと思いません。

それは、弥富市政の中に次のような考え方、施策を取り入れていただくことを提案したいと思いません。

青少年の健全育成という点については、今、市長も非常に心強く述べられております。特に弥富町時代では、学校教育はもちろんのこと、社会教育、社会体育を重要な施策として今も展開されております。しかし、最近では、時代の推移とともに少子・高齢化が進み、学校教育を初め、社会教育、社会体育など変化してきております。かつては休みの日には野球やソフトボール大会などで体力を鍛えたり、スポーツを通じて親睦を深めていたり、余暇を有効に活用している時代がありました。社会体育の中でも、野球からだんだんゴルフに変わったり、高齢者や主婦の間ではゲートボールやカラオケを楽しんだり、またドライブや観光地めぐりを楽しんだり、余暇の活用も変化してきております。若い人の中には、野球からサッカーを好む人が増加していたり、また児童・生徒の中には、スポーツができない、遊びもできない、何となくぶらぶらと時間を過ごしている子供たちも見受けられるのであります。

そのような状況から、私は、スポーツによるまちおこし、スポーツで人づくりを市民挙げて取り組むことを検討していただきたいと思うのであります。

厳しい社会情勢の中では有能な人材が求められていることは言うに及ばず、スポーツはいろいろな職業で歓迎されております。スポーツは、人格形成にも大変重要なことでもあります。健康な体力、くじけない精神力、礼儀正しさ、こういうものを養成するためには、まず子供のころにスポーツを体験させることが重要であります。文部科学省も指導要綱で来年から武道を学校教育に取り入れるようになりました。学校の内外のいずれを問わず、子供たちに必ず何か一つスポーツができるようにする運動を検討していただければどうかと思うのであります。また、市民がそれぞれ自分に適したスポーツができるように提案したいのであります。

具体的な内容についてはまた提案もしたいと思いますが、こうした考え方について、市長

の考えを伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

余暇の活用という中で、スポーツによるまちづくり、人づくりということのお話がありました。まさにそのとおりでございまして、大いに私としても、これからのまちづくりの一環として頑張っていかなきゃならないというふうに思っております。私自身、体育協会の会長として、またことしからは新しく体育指導員の役員も一新したわけでございます。そういう状況の中で、一つ大きな節目であります丸5周年を迎えた状況の中で、例えば有名選手に一度弥富市でいろんな形でお話を伺ったり、あるいは実技をしていただいたり、まずそのような状況を体験させたらどうかなあというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、明るいまちづくりの基本という形の中では、躍動する青少年がたくさんいるということが、大いにまちづくりとしても、あるいは私自身に対しても勇気を与えてくれるのではないかなというふうに思っておりますので、御意見として、御要望として承ります。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 先日も教育長等にそうした点についてはお話をさせていただきました。また、具体的な問題については、体育協会、あるいはまた学校等においては学校関係者、教育委員会、いろいろなところでこうした問題を十分議論していただいて、ひとつスポーツによるまちおこし、スポーツで人づくりというようなことを検討していただけるようにぜひお願いをしたいと思います。

続いて、二つ目に申し上げたいのは、以前にも申し上げましたが、事業仕分けということでもあります。

今回、鳩山政権は終わり、いろいろの点で、例えば普天間の問題だとか、政治と金の問題だとかという点でつまづいたわけであります。しかし、国民の多くがこの民主党政権に期待をしておった点、あるいはまた、これから期待をしようとしている点があるわけであります。その一番柱は、国民が無駄と公正さに目覚めたということでもあります。特に今回の菅政権は、事業仕分けで活躍をした枝野さんを幹事長に、また蓮舫さんを行政刷新の大臣にされたということでもあります。これは、非常に期待がかかっております。

先日も申し上げましたように、弥富市の財政、特に一部事務組合等、こういうところに大きな無駄、公正さが欠けているように思うのであります。ですから、一度真剣にこういう問題に取り組んでいただきたいと思います。特に今、一部事務組合といいますか、企業団といいますか、例えば談合問題だとか、あるいはそうしたことによって訴訟が起こったり、あるいはまた、環境事務組合においては、この前、ああいうことで裁判の仲介によって、一部組

合側に相当額の金額が返還されることになったということでもあります。この基本は、業者が悪いということよりも、発注をして行政の方に責任があるという考え方を私はしております。というのは、談合問題というのは、談合だけでは罪になることではないと思うんです。談合によって値段がつり上げられたり、不正があったりした、そういうことがいつも問題になるんです。

そこで、特に副市長を初め、関係者の方々が十分検討していただきたいのは、落札率より設計金額、落札予定価格、最低制限価格の設定等、こういうものに厳しい目を向けていただきたいと思うのであります。そのことによって、落札価格が適正であったかどうかということを引きちと判断できるような仕組みをつくっていただきたいと思うのであります。

落札率が低けりゃいいという問題ではないんです。適正な価格できちと発注ができるかどうかということなんです。ですから、環境事務組合の問題でも、適正な価格であったかどうかということに私は疑問を感じておる一人であります。南部水道企業団の問題でも同じことです。こういう点にも、これから私はメスを入れていきたいと思いますが、まず弥富市政の中では、特にそうした点で、市民の皆さん方に無駄、不正、こういうことがあったというような疑いをかけられないように、しっかりとひとつやっていただくことをお願いしたいと思います。

そうした点で、特にこれから市長の、今、抱負の中にもありましたけれども、財政問題、特にこの中で事業仕分け、要するに財政の無駄をどう省いていくか。適正であるかどうかという点については、今後も全力で取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 次に山口敏子議員、お願いをします。

3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。

通告に従いまして、一つ質問させていただきます。

市内公共施設の洗面所にベビーベッドを。子育て中の若いお母さんの社会参加のためにもぜひ設置を。

今回は、私は図書館の洗面所に絞らせていただきます。小さいお子さんを連れた多数のお母さんも図書館を利用されています。図書館活動の中に、月1回、3歳から4歳くらいまでのお子さんを対象に、土曜日にはお話の会が開かれております。そのような活動を含めまして、当然土曜日、日曜日には利用が多くなります。

火曜日から金曜日の平日の開館日となれば、1階の保健センターの洗面所を利用することができますが、土曜、日曜日は保健センターがお休みですから、使うことができません。図書館がある2階の洗面所は、女性、男性と障害者マークの洗面所がございます。障害者マークの洗面所は、普通に見ますとかなり広いと思われませんが、車いすをされるためにはあれ

ぐらいのスペースが必要なんです。この洗面所の壁にはかわいいイラストが飾られておりまして、小さいお子さんも入れるかと思いましたが、残念ながらベッドは置いてございません。図書館にいられた小さい子供さんを連れのお母さんはどうすればいいでしょう。これが今の現状です。

現在、高速道路のサービスエリア、パーキングエリアも、それから大型ショッピングセンターの洗面所にも、壁に取りつけられるような、こういうようなトイレがございます。この間、ちょっと行ってきましたところ、これはサービスエリアなんですけれども、こういうようなトイレが壁にはつけられております。これをぱたんとすると、ちゃんとベビーベッドになります。実は私は、先日ですけれども、このベッドを、私が使うわけではございませんけれども、ちょっとさわってきました。どんなくあいなと思ってやりましたら、結構簡単にぱたんとできましたし、ぱたんと収納ができております。

車いすの方がもしこのトイレに入っても、これが開いていればちょっと邪魔になりますけれども、畳めば、自由に車いすの方も対応できると思います。ぜひこのベッドを弥富の市の方に入れていただきたいと思います。

それから、これはちょっと資料なんですけれども、小さいお子様が、例えば赤ちゃん、それからちょっと幼児の方でしたら、ここに座らせて、お母さんが用を足せるような形で、ベッドのような座らせるところがございます。これだったら、ベビーベッドは小さい子供さんですけど、幼児の方だったら、こうやって座らせるような、こういうふうな形もありますので、またこれも参考にさせていただきたいと思います。

それから、図書館でございますが、2階のちょっと奥まったところにありますので、環境のことからいいますと、ちょっとエコとすると反対、電気を消灯されているときもあると思いますけれども、エコの関係からすると、電気代があまり変わらないような電灯ですか、LEDとか、そういうものを使われますと、子供さんの安全のためにも、ぜひ図書館の2階はいつも明るくしていただきたいと思います。

それから、弥富の総合計画の中に掲げられます安心・安全のまちづくり構想の中で、ユニバーサルデザインということで今はやられておりますけれども、実は洗面所のマークですが、車いすのがうちにございますので、ちょっと持ってきました。ただこういうマークがちゃんと張ってあるんですね。今はユニバーサルデザインということで、みんなのトイレ、だれでも使ってもいいですよ。車いすの人もありますし、小さいお子さんを連れの人、それから、ここはお年寄りの方、おなかの大きい方、こういうようなマークに変わってきております。

弥富市も、看板だけですので、こういうようなマークをつくっていただいて、世の中は、すべてみんなのトイレ、だれが使ってもいいという感じの方にデザインが変わってきておりますので、これも一考していただきたいと思います。

今回はこれだけにさせていただきます。御答弁の方、よろしくお願いいいたします。

議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、今の御質問に対して答弁申し上げます。

図書館のベビーベッドということでございますが、身障者用のトイレの中を、私も見ましたが、そういったおむつかえ用のベッドは現在は置いてございません。そうした中にもベビーベッドはございませんので、やはり小さいお子さんが見えるということも当然ありますので、今後設置していきたいというふうに考えております。

それから、電気のLEDの採用ということでございますが、これにつきましては、ちょっと経費もかかるということでございますので、無駄な電気はつけてはいけないというふうには思っておりますが、図書館は公共施設でございますので、ある程度の明るさは当然必要であるというふうに考えておりますので、ちょっとこれは今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

それから最後に、トイレのマークや何かのロゴマークがユニバーサルデザインを採用したらどうかということでございますので、これは図書館ではなくて、市内公共施設全域にわたることでございますので、今後の検討課題としてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

3番（山口敏子君） いろいろいい御答弁をいただきまして、ありがとうございます。これで私は終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（伊藤正信君） きょうの議会はこの程度にとどめまして、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 立松新治

同 議員 山本芳照

平成22年 6月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 堀岡敏喜  | 2番  | 炭竈ふく代 |
| 3番  | 山口敏子  | 4番  | 小坂井実  |
| 5番  | 佐藤高 清 | 6番  | 佐藤博   |
| 7番  | 武田正樹  | 8番  | 立松新治  |
| 9番  | 山本芳照  | 10番 | 杉浦敏   |
| 11番 | 安井光子  | 12番 | 三宮十五郎 |
| 13番 | 渡邊昶   | 14番 | 伊藤正信  |
| 15番 | 三浦義美  | 16番 | 中山金一  |
| 17番 | 黒宮喜四美 | 18番 | 大原功   |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|     |     |     |      |
|-----|-----|-----|------|
| 10番 | 杉浦敏 | 11番 | 安井光子 |
|-----|-----|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(34名)

|                    |       |                 |      |
|--------------------|-------|-----------------|------|
| 市 長                | 服部彰文  | 副 市 長           | 大木博雄 |
| 教 育 長              | 下里博昭  | 総 務 部 長         | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長    | 平野雄二  | 開 発 部 長         | 早川誠  |
| 十四山支所長             | 横井昌明  | 会計管理者兼<br>会計課長  | 村上勝美 |
| 教 育 部 長            | 山田英夫  | 総務部次長兼<br>総務課長  | 佐藤勝義 |
| 総務部次長兼<br>税務課長     | 若山孝司  | 民生部次長兼<br>環境課長  | 久野一美 |
| 開発部次長兼<br>農政課長     | 石川敏彦  | 開発部次長兼<br>土木課長  | 三輪真士 |
| 教育部次長兼<br>社会教育課長   | 水野進   | 監査委員<br>事務局長    | 服部正治 |
| 人事秘書課長             | 村瀬美樹  | 企画政策課長          | 伊藤邦夫 |
| 防災安全課長             | 伊藤久幸  | 収 納 課 長         | 服部誠  |
| 市 民 課 長            | 加藤恵美子 | 保険年金課長          | 越川博文 |
| 健康推進課長             | 渡辺安彦  | 福 祉 課 長         | 前野幸代 |
| 介護高齢課長兼<br>いこいの里所長 | 松川保博  | 総合福祉センター<br>所 長 | 伊藤薫  |

|                   |      |        |      |
|-------------------|------|--------|------|
| 十四山総合<br>福祉センター所長 | 伊藤政洋 | 児童課長   | 鯖戸善弘 |
| 商工労政課長            | 服部保巳 | 都市計画課長 | 竹川 彰 |
| 下水道課長             | 橋村正則 | 教育課長   | 服部忠昭 |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 佐野 隆 | 図書館長   | 伊藤秀泰 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |   |      |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 佐藤 忠 | 書    | 記 | 横山和久 |
| 書      | 記    | 岩田繁樹 |   |      |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、杉浦敏議員と安井光子議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず山本芳照議員、お願いをします。

9番（山本芳照君） おはようございます。9番 山本芳照です。

私は、大きく分けて3件の質問をさせていただきます。

初めに、いよいよ6月21日からコミュニティバス事業が始まろうといたしております。この運行に伴って今日まで大きく議論が、それぞれ会議の中でなされてきました。私も3月議会の中で質問もさせていただきました。6月の初めには「広報やとみ」6月号、表紙をめくりますと、「6月21日から市のバスが変わります」というふうで一面使ってバスの詳しい内容が掲載されております。

そこで、お伺いをいたします。

私も3月議会でお伺いしましたように、サービス運賃制度の回数券の販売箇所の関係でありまして、広報によりますと市役所とバスの車内に限定して販売するという内容になっていきます。3月議会の中で私は、より多くの市民の皆さんに乘っていただくためには、いろんなところで乗車券が買やすい状況をつくった方がいいじゃないか、こんな質問をさせていただきましたけど、最終的には市役所とバスの車内というふうになった経過について、ひとつ考え方を示し願いたいというふうに思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） おはようございます。

ただいまの山本議員の御質問にお答えを申し上げます。

回数券の販売につきましては、原則、車内での販売を基本としております。事業を委託しております三重交通が行いますが、6月14日から弥富市役所の防災安全課の方でも販売をするということでPRをさせていただいております。

また、今後、十四山支所、鍋田市所などの公共施設での販売も随時ふやしたいと考えております。

また、前にも議員からも御指摘がございましたが、商工会などほかの団体につきましては、販売手数料などの面がございまして今後の協議会での検討課題とさせていただいております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、とりあえず6月14日から市役所で販売するというお話であります。あと支所等も今後検討していく、さらには商工会も含めて販売箇所ということではありますが、ぜひ市民の皆さんが気楽に、わざわざ市役所まで来なければいけない、バスに乗ったときわざわざ買わなくてはならないという制度は極力避けていただいて、利用しやすいバスにするために、やはり切符の販売も近くの商店街で買える方向も考慮した方がいいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひその方向で努力をしてほしいと思います。

それから、回数券の発行はあるわけでありまして、通勤・通学を目的に利用するお客さんも見えるわけですね。そうすると、通勤・通学という定期券の関係が出てきます。この広報を見る限り、定期券の発行はこの中には表示されておりませんが、定期券の発行についてどのような考え方をしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 定期券カード、また回数券カード、これらにつきましては、認識する機械を導入しなければならないということから、実証運行におきまして、今後検証していった段階で協議会の方でまた検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） せっかく通勤・通学にということで朝から利便性の高いバスを運行させておるわけでありまして、やはり早急に定期券の発行も考えた方が私はいいと思いますし、それは利用者のためにもプラスになることだろうと。少しでも安い料金で乗りたいというのが心情でありますので、定期券といえばおおむね二、三割引になっているということが今日の現状でありますので、ぜひそんなことも考慮しながら、早急に私は結論を出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、75歳以上の方の乗車証の発行について、これも私は3月議会で伊藤総務部長から、75歳以上の方についてのパスポートの発行を考えておりますというふうに回答をいただいておりますけど、「広報やとみ」6月号を読みますと、75歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証、それから住民基本台帳カード、運転免許証など年齢の証明できるものを運転手に御提示ください、このようになっておりまして、なぜ3月議会でこのようなものを考えている、

パスポートを考えているというお話があったにもかかわらず、こういう内容に変わったのか、その経過についてお答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 確かに3月議会におきましては無料パスの導入ということで、写真を入れるかどうかというような議論もさせていただいております。これにつきましては、新たに75歳になられた方や、転出・転入者等の対応も考えまして、後期高齢者医療被保険者証、住民基本台帳カード、運転免許証等、年齢の確認できるものを提示することによりまして無料で乗車できることとさせていただきます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） すぐ準備せよと言っても、また多少時間的に無理があろうかと思えますけど、将来的に先ほど申し上げたような75歳以上の方の無料パスポートの発行は、考えているのかいなのか、お答え願います。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） この今の導入につきましても、今年度中の年末までには、まず今の実証運行の第1段階としまして検証を行ってまいります。その中で、また協議会におきまして評価等をするわけでございますが、その中で議論はさせていただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ぜひ利用者が利用しやすい、運転手の方に提示しやすいものを私はつくった方がいいんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひその方向で努力をしていただきたいと、このように考えております。

次に、バスをこのダイヤどおり走行するために、今回のこのコースの設定、時間等々を含めて各路線を何回ぐらい試運転を実施されたのか、お答えください。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） バスのダイヤにつきましては、弥富市の地域公共交通総合連携計画に基づきまして、委託業者の三重交通が作成をいたしております。

市といたしましても、確認のために担当者がバスを使用した試行運転に同乗して確認をしてまいりました。

作成したダイヤにつきましては、渋滞が懸念される箇所、また拠点となります佐古木駅、近鉄弥富駅につきましては、雨天時も含めまして試行運転を行ってまいりました。

その他、昼間の時間帯につきまして、巡回福祉バスの運行実績も考慮してダイヤ編成を行ってまいったところでございます。

バスの運行につきましては、交通事情、また天候によるダイヤへの影響がございますが、交通法規を守りつつ、できる限り定時運行ができるようなダイヤ編成を行うよう要請してお

り、特に乗務員の教育につきましても、地理的な問題等を徹底するように指示をしております。

何回ぐらいということですが、基本的なダイヤ作成のために3回、全線の試行運転を行っております。

そのほかに10回ほど、道路状況、また停留所の状況などの確認を含めまして試行運転を行ってまいりました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 三、四回、もしくは10回程度、それぞれ試行されていると、ぜひこの時間どおりバスが運行できますよう努力をしていただきたいと思います。

次に、バス停の位置の関係であります。このバス停の位置を決めるときに、どのようにして決められたのか。私がこの質問をさせていただくのは、実は場所をちょっとこの場で言うのは、いろいろプライバシーの問題がありますので言いませんけど、私のたまたま知り合いの人のうちの前がバス停に決まると、なぜうちの前がバス停なんだと。私もそのうちを見てきましたら、ちょうどうちの前に雨宿りに都合がいいような車庫があって、オープンになっているわけですね。ずっと入れるわけです、車庫に。その前にバス停をつくられますと、不審者なのかお客さんなのか雨宿りなのか、その家族にとっては大変不安な一面を抱えるわけです。どういう理由でうちの前がバス停になったのかと、実はこんな質問を受けまして、市役所に私も相談に行きまして、どういうふうでこういうふうになったのか。いろいろ聞いてみますと、地区の民生委員さんからの要望もあったとか、ちょうどこの団地内の中心的な位置にあるとか、こんなお話で決まったということなんですけど、自宅の前にバス停だと言われた人は本当にびっくりしまして、せめてバス停を決めるときぐらいは、例えばその自治会長さん、区長さん、民生委員さん、それから福寿会の役員の方、当然そのバス停の前に住んでいる住民の方、それぞれ5者、4者が相談して、お互いに納得の上で私はバス停というのは決めるべきだと思っておりましたので、役所の方にお話をさせていただきまして、住民の方からも大変私のうちの前では困ると、こんな話をさせていただきまして、最終的に若干位置の変更があったわけでありまして、そういった経過について市役所の方も話は通じていると思いますけど、どういう経過からそういうふうにはバス停が決まっていったのかという経過について、少しお話をさせていただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員御指摘の地区に限らずバス停につきましては、巡回福祉バスの従前ございましたバス停を基本といたしまして、新たな場所につきましては、その路線の中心となる地区といえますか、その利用される方の範囲の中心となる箇所、これはバス停の位置につきましても、公安委員会、道路管理者等の協議が要るわけですが、最良

の場所として決めさせていただいて、その後にそういう関係者の方に御了解に伺ったというのが事実でございます。議員のおっしゃるように、事前にそういった根回しというのがなかったことはおわび申し上げますが、そういったことで一部につきましてそういう状況がございます。場所を少しずらさせていただきまして決定をさせていただきました経緯がございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） そういったあつてはならない、そういったトラブル的なことが発生します。ぜひそういったバス停等を決める、公共が使う場所でありますので、十分いろんなことを配慮しながら、ぜひ設定については十分な配慮をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、各地方、それぞれこういった公共バスを地方自治体で運営しておるところがあります。地区によってはバス停以外でもバスをとめてお客さんを乗せるという地区もあるやに聞いていますけど、弥富市内で運転手がバス停以外のところで安全等を確認した場合、例えばお年寄りの方がバスに乗るために急ぎ足で歩いておるときにバス停以外のところでも乗せることがあるのかどうか、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘の点でございますけれども、停留所以外でとめることはございません。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） それは原則はそういうことでありますけど、地区によっては乗せてもいいんじゃないかというような箇所もあろうかと私は思っていますので、これから一度またそういったことも検討していただきたいなあというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから、このバス料金の関係について、やはりアンケート結果でも100円の声が多かったわけでありまして、どうして200円になったんだと、こんな声が住民・市民の方からありますので、くどいようでありますけど、もう一度バス料金が200円になった根拠についてお答えをお願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） この200円、100円という金額につきましては、協議会で決定されたものでございます。その中身としましては、やはり交通連携計画の観点から、近隣町村、飛島村、木曾岬町、これらの金額を参考としまして、200円が妥当だろうということの中で200円と減免金額が100円ということで決定がされました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 近隣市町村の料金を参考にすることも大事なことでありまして、やはり200円にする根拠は、当然受益者負担ということもありますし、バスの改造費用等もかかるし、弥富市も1億2,000万をかけてこれをやるということもわかっていますが、やはり住民の方にしてみれば、どうして200円なのと。近隣が200円やで、うちもそうしたよだけではなかなか納得できない部分がありますので、もう少しこういう根拠だからこうなったんだよというのを市民の皆さんにお知らせした方が私はいいいんじゃないかというふうに思っていますので、もう少し詳しくお話をしていただけませんか。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 基本的には、公共交通バスを走らせるにつきましては、すべて収入で賄うということは実際できません。そういった中で、この今の3年間の実証運行というのは、国交省の補助事業で3年間試行運行ができると、補助金も若干国の事業仕分けによりまして減るわけですが、そういった中で200円というのが妥当かどうか、この基準があるのかなのかということだろうと思いますが、実際に今の利用料ですべて賄うとするなら、200円というのはとてもできるものではないと考えております。

200円にした根拠につきましては、協議会におきまして、あくまでも近隣町村との整合性を持たせたもので決定がされたと考えております。以上です。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 利用者に見れば少しでも安い方がいいわけでありまして、いろいろまた見直しを図っていただきながら、少しでも安い料金で乗れるように、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。

あと、この弥富市地域公共交通活性化協議会、今後の計画策定フロー、我々がもらった資料は今年度までということになってはいますが、今後、どのような計画でこの協議会が進められていくのか、少しお話をさせていただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） とりあえず今年度でございますが、昨年と同様でございますけれども、運行開始後の市民利用者のニーズ調査を9月から10月にかけて実施を考えております。これにつきまして、今の調査結果につきまして、協議会の方で問題点、課題の報告をさせていただき、それぞれの運行形態の評価、改善方策の検討と公共交通の普及・促進の活動の検討、また利用者負担の軽減策についても検討をしていきたいと考えております。これは今のニーズ調査結果が出ますのが年末を予定しておりますので、ことしの年末に、そのニーズ調査の検討を協議会の方ですということでございます。

その後、今年度末におきましてそういった方策の整理をさせていただきまして、協議会の方でまとめたものについて、また広報、ホームページ等におきまして市民の方に周知徹底を

したいと考えております。

23年度以降につきましても、その3年間の実証運行の中で同じような調査結果に基づく検証をしてみたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 21年度は、会議はほぼ4回ぐらいですね。22年度も大体そんなような回数で開催されて、また中身について議会の方にもお知らせ願いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、水道管の水漏れ調査についてお伺いをいたします。

この我々が使っておる水は、愛知県で一番高い水道料金を払っておるといふふうに言われておりまして、住民の命、あるいは生活を守る上で大切な水、近年、地球温暖化による異常気象の影響から、大規模湧水の発生が懸念されております。これに対する整えが必ずしも十分であるとは言えない、木曽三川流域市町村の水道事業の現状であろうかというふうに思っています。私ども人間として命を守るために不可欠な水が、大切な水が水道管から漏れ、そのまま垂れ流しになっている、そして放置されているのを見てお伺いをいたしますが、水道局は、こういった水漏れ調査、水道管の管理は、今日どのようにして実施されているのか、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

山本議員の御質問にお答え申し上げます。

私も先月の5月10日から、海部南部水道企業団の企業長という形で就任をさせていただきました。水の大切さ、あるいは安定供給ということに対する人間の命、あるいは農水工業というような形の中において水の大切さがあるわけでございます。先ほど議員の方からも御指摘がございましたとおりでございます。

今、さまざまな形で、木曽川水系の導水路事業に対しても私たちはその必要性を訴えさせていただき、安定した水の供給、あるいはこれから水の心配がないようにということも含めて、そしてまた私たちが住んでいる特有の地域という形の中でのことを考えながら、そのお願いをしているところでございます。今後もこの問題につきましては要望してみたいというふうに思っておりますが、漏水の問題でございますけれども、いろんな形の中で水の漏れに対するさまざまな訴訟問題等もあるわけでございますけれども、海部南部水道企業団の給水条例がございまして、例えば企業団の配水管、いわゆる本管から分岐し、各家庭に配管される給水管、そういった形で問題でメーター器より前の部分で損傷、あるいはそういった形の中で漏水しているというような状況においてはどちらが修理費を負担していくんだというような問題かと思っておりますけれども、先ほども言いましたように、この条例の施行

規則の中では、いわゆる官民境界ということをはっきりとうたっておるわけでございます。そのところがメーター器の前であっても民地内であれば、それはその給水管を引っ張っていただいているところの管理ということの中でお願いをしているわけでございます。また、管の水漏れは、これは水道企業団が修理していくという形でございますので、これからもさまざまな問題があるわけでございますけれども、漏水に対する水道利用者の負担工事ということについても明確にさせていただいておりますので、よろしくお願いをしていきたいというふうに思っております。

大切な水でございます。そうした形の中で、いつまでも漏水、水漏れがあるということについては本当にもったいないことでございますので、そういったようなことに対しても企業団側から、それぞれの各家庭に対して早く直していただきたい、あるいは異常のあるときについては御連絡いただきたいということをお願いしているわけでございます。

こんなことはありませんけれども、そうした形でほうっておいた場合には、5万円の過料という形のものをお願いする場合もあるわけでございます。これについては、実際には適用されておられませんけれども、あくまでも利用者との話し合いのもとで御理解をいただいているという状態でございますので、官民境界、これが私どものお願いでございます。そういった形の中でのはっきりした条例、規則となっておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 私がこの質問をするのは、そういったことで垂れ流しのまんま、私の近くのアパートで、いわゆる取水管の前でふたからかなりの量が水漏れを起こしていましたが、ほかってあるわけですね。それはなぜかといったらメーターに影響ないもんですから、そのまま放置してあるというのが現実にあります、やっぱりこういうことが水道料金の高い原因の一つにもなっているんじゃないかということを感じましたので、ちょっとこんなお話をさせていただきました。

ぜひこの海部南部水道も、そういった漏水箇所がこの地方でもいろんなところで僕はあるような気がします。やはり定期的に地域を回りながら、チェック体制をきちんとやっていくことが大切じゃないかなというふうに思いまして、今、市長からお話がありましたように、いわゆる本管から枝線が出て取水管、メーターまで自分の土地の中にそれがあれば、当然自分が修理しないかんと関係ですが、下水道の場合、共同ます、ここまでが事業者が負担しているということになっていきますので、その辺の矛盾を感じるわけですね。やはり事業主が出すべき方がベターだと思えば、その方向に変えた方が私はいいような気がしますので、ぜひこれから、また水道の方をそんなことも含めて十分議論をしていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員の御指摘のとおり、さまざまな問題、ケースがあるかと思っております。そういった状況の中においては先ほど言ったのが原則でございます。原則ということは、これは崩せないわけでございます、そういった形の中においても、また適用の範囲につきましては、水道企業団の議会の中でも議論をしてみたいということをおもっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ぜひ市民が喜ぶ方向で検討されたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、地域防災計画について少しお伺いをいたします。

先日、平成22年3月、「弥富市地域防災計画書」がそれぞれ議員に配付されました。この地域防災計画書は、市民の命と暮らしと財産を守る教科書であります。ぜひチェックは間違いのないように取り組んでいただきたいと思っております。というのは、この平成21年度版の間違いがそのまま22年度も印刷されて発行されているという内容になっています。間違っているところは、第3編の附属資料の防火水槽耐火性貯水槽一覧の種類欄です。この計画書の校正チェックはどこが行っているのか、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

議員御指摘の点でございますけれども、校正ミスがございまして、まことに申しわけございませんでした。これにつきましては、ぎょうせいという会社に委託をしておりますけれども、校正等につきましては市でもやっております。校正ミスということで申しわけございませんでした。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） というのは、21年度版も間違っていて、そのまま22年度も一緒のところ間違えて掲載されておるわけですね。結果的にチェックをしたのは市の方ですよと言ったって、実際はやっぱりきちっとチェックをしていないというのが私は事実だろうというふうに思っておりますので、先ほども申し上げましたように、これは大変重要な我々の教科書でありますので、ぜひ今後、こういったことが起きないように、きちっとチェック体制をやっていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それで、この地域防災計画書の中に、それぞれ各小学校区に防災広場の整備をというふうに掲載がされております。内容は、各小学校区に防災広場を整備し、大規模災害発生時に地域住民の相互援助による被害軽減及び応急復旧等の防災活動が実施される場としてコミュニティ単位で活用を促進するというふうに掲載されておりますけど、この防災広場は平成何年までに各小学校区に整備を考えているのか、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員御指摘の防災広場につきましては、現在、各地区コミュニティ推進協議会単位での整備を考えておりまして、現在、大藤学区に防災広場が設置されているところでございます。桜学区につきましては、防災機能を持たせましたひので公園を平成23年度完成予定で現在整備中でございます。白鳥学区につきましては、前年より用地交渉を行っておりますが、事業がおくれておりますことをおわび申し上げまして、本年度、用地買収、平成23年度完成を目指して、現在、用地の交渉中でございます。

他の地区につきましては、既存の施設の利用も含めて計画をするなど地域に見合う整備をしまして、できるだけ早い完成を目指しまして努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） きのうちも立松議員の方から防災広場に関する御質問があったわけですが、やはり最低でも何年までにすべての小学校区につくっていききたいという方向性は、私は示すべきだろうというふうに思っていますので、予算的な関係もあろうかと思いますが、ぜひ一刻も早く各小学校区につくるよう、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思っていますし、また白鳥小学校区の防災広場も昨年提案されまして、私も期待をしておりましたけど、残念ながら地権者との話し合いがうまくいかず、21年度は実施できなかったというのが事実であります。今、部長の方から今年度中というお話でありまして、それはやはり相手のあることであるので、なかなか市の思うとおりにはいかない部分もあろうかと思えますけど、地域住民にしてみれば一刻も早い建設を望んでおりますので、ぜひ強い決意を持ってこの問題は取り組んでいただきたいというふうに思っていますので、市が今後どのような強い姿勢で挑むのか、その決意の一端をぜひ述べていただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 地域防災計画の防災広場ないし防災公園という形の中での御質問でございますが、先ほど来、所管の担当の者がお話をさせていただいたとおりでございますけれども、私どもとしては弥富市の総合計画、10年計画があるわけでございますけれども、その前期5年を一つの目安にさせていただいております中で、平成25年ないし26年という状況の中で、それぞれの学区、コミュニティの段階における防災公園、防災広場というものについて努力してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、服部市長の方から、26年度をめどに各小学校区にというお話でありますので、各地域の住民の方は早いところつくられることを望んでおりますので、ぜひこ

の方向で御尽力をいただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤正信君） 次に杉浦敏議員、お願いをいたします。

10番（杉浦 敏君） 10番 杉浦でございます。

私は、コミュニティバスにつきまして質問させていただきます。

先ほど山本議員からお話がありましたが、21日からいよいよコミュニティバスの運行が始まります。初年度1億3,000万の予算規模という、市にとりましても大変大きな規模の事業となります。弥富市地域公共交通活性化協議会が昨年7月から開催をされまして、委員の皆さんにより活発な議論がなされ、今回の計画が策定されたものと聞いております。その計画につきましては、パブリックコメントも実施され、一部一般市民からの意見も聞き取りがされ、それに対して市の考え方も公表されておりますが、今度の計画が一般市民に広まるにつれていろいろな問題点が指摘されるに至っております。

まず第1に、従来の福祉バスのバス停が幾つか廃止をされ、バス停の数が減ったということとあります。このことで複数の市民の皆さんからいろいろな指摘がされております。あるひとり暮らしの高齢者の方は、現在の巡回バスのバス停が廃止されて遠くなり、これではとても不便で利用ができない。福祉バスしか交通手段がなく、当てにしているので買い物など日常生活にも困ります。また、ある桜学区の女性の方は、南部ののびのび園を母子で利用しているが、バス停がなくなるとは利用できなくなる。うちの家庭は、だれも車の運転免許がないし、経済的にも車の所有は無理だ。また、ある十四山の方は、バス停がなくなって海南病院へ行けなくなる。糖尿病で幾つかの科に通っているが、遠くのバス停までは歩けない、こういう声も寄せられておりますが、まず事前にお聞きしたいのですが、今の福祉バスのバス停は合計で98カ所ありますが、コミュニティバスのバス停は合計で幾つありますか、もし数がわかればお答え願います。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今回、計画されておりますコミュニティバスのバス停につきましては、71カ所でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 具体的に申しますと、例えば現在の福祉バスのAコース、北系統ですと白鳥保育所や十四山の馬ケ地、あるいは上押萩など10カ所のバス停が廃止されました。弥生地区でも何カ所か減っております。また、このAコースの南系統では、尾張大橋東や十四山の五斗山、桴場など4カ所が廃止されました。また、Bコースでは、本浄寺、稲元、三好口など、またCコースで三稲、稲狐、のびのび園、稲荷崎神社などのバス停が新しいコミュニティバスではなくなっております。ほかにもありますが、詳しくは申し上げませんが、それからそれにつけ加えまして十四山の東部コースの場合ですが、私も最近まで気がつか

かったのですが、運行経路、時刻表、ダイヤでも大変大きな問題が出てきたのではないかと
思われます。

安井議員が対話された方の御指摘では、例えば十四山の竹田から乗って野村医院まで行く
のに、すぐ次のバス停ですから行きは1分、しかし、帰りは野村医院を10時46分に乗って竹
田に着くのが12時15分、帰りは1時間29分もかかるということであります。また、五斗山の
人は、海南病院へ行くのにピアゴ十四山店 8時35分で乗ると、海南病院へ着くのは8時48分
ですが、帰りは11時48分に乗りますと、ピアゴへ着くのが13時05分ということで1時間17分
もかかるということであります。

このように大変予想もつかないようなことが起こってきたわけなんですけれども、やはり
住民の皆さんからは、こんなに不便ではもう使えない、有料化になるのであれば便利になる
かと思っていたがとんでもない、こんな意見も出ております。

コミュニティバスとしての機能を重視するために、スピード化のためにバス停の数を減ら
した、あるいは十四山ではこの運行表を見ますと、いわゆる循環型と申しますか、ぐるぐる
回る形にして往復になっていない、こういうふうなルートをつくったわけではありますが、結
果としまして、きめ細かさという観点からは大変大きな後退をしているのではないかと、不便
になったのではないかと、このように思うわけであります。

前回配付されました「弥富市地域公共交通総合連携計画」、この青い冊子ですが、70ペー
ジにもうたわれております基本方針の中で、市内バスの運行の改善・充実とあり、移動手段
としての利便性向上はもとより云々と書いてありますし、また生活交通の確保・充実、市民
の基本的な生活と社会参加の機会を確保するため云々とありますが、こういった基本方針に
照らしても改善の必要があると考えます。限られた条件の中でルートや時刻表の計画変更は
簡単にできることではありませんが、この今まで利用ができて今回のバスで利用ができなく
なる人が出てくるという事態にどう対応するのかがすぐに問われてまいります。

今回廃止されますバス停の中には、結構利用実績の多いバス停も含まれております。また、
廃止されるバス停と近接する存続されるバス停の間での移動時間が今の福祉バスのダイヤで
は1分から2分で到着できるというところもたくさんあります。工夫をすればバス停の復活
は十分に可能ではないかと思えます。実証運転の中での再検討ということになってまいりま
すが、先ほども山本議員への御答弁の中で、また新年度もニーズ調査をするとか、いろいろ
計画はされているようでありますけれども、このような問題に対して市としてどのような改
善をしていくか、こういったリーダーシップをとられるかという基本的な方向をお聞かせ願
います。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） バス交通につきましては、巡回福祉バスからコミュニティバスへ

の移行が過去に検討されてきてまして、昨年の7月に弥富市地域公共交通活性化協議会が発足されました。これまで5回、協議会が開催されまして協議がされてきておりますが、利用者を対象としました意向調査のデータをもとに、主に朝夕の通勤・通学・通院と昼間のショッピング、公共施設の利用の2極化された利用形態を軸に、バス停、また路線のコンパクト化によりまして速達性と利便性を重視したものとなっております。

バス停、運賃、路線などにつきましては、本協議会で決定されたものでございます。実証運行を6月21日から開始いたしますが、ある程度の期間を見まして、昨年同様に、先ほども申し上げましたが、利用者等のニーズ調査を行いまして、良好で有効な利用形態を確立するべく検証をしております。その検証データに基づきまして、協議会の中でも市民ニーズに見合った運行計画に改善をしながら平成23年度の運行などを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 先ほど私言いましたけれども、今利用されている方が今度の計画から利用できなくなっちゃうという方が実際出てくるわけでありまして、これはこのコミュニティバスの、先ほど私申し上げましたけれども、基本計画と申しますか、そこにも基本方針の中、やはり市民の足を確保するという大きな目標が掲げられております。また、市の基本計画の中でも福祉バスを充実させると、これはまた高齢化する中で市民の足を確保する、交通弱者の足を確保する、またその一方で、なるべく車を使わなくてもいいような社会をつくっていくと、環境面でも必要なんだよということがうたわれております。そういった意味で、やはり協議会で協議されるということでニーズ調査もされるということなんですけれども、これも我々も議員として一般の市民の方からいろいろ御意見を伺ってきて御指摘があると。議会を通じまして、あるいは市当局を通じまして、こういった問題点があるんだよということで、やはり何としても必要なことは協議会に任せるのであるんだけど、行政としてのリーダーシップ、方向性を強く打ち出してほしいと。

まず第1は、今申し上げましたようにバス停がなくなっちゃったと、課長にこの前、お話を聞きましたら、300メートル以内のところにバス停が散らばっておって、弥富はどっかかという過密な実態だというふうにこの本には書いてあるんですけども、それはそういう地域もあるでしょうけど、実際に今言いました十四山、あるいは南部周辺が特にそうですけれども、やはり高齢者が歩いていけるような距離にないところが多々あります。なくなっちゃいますと、ますます大変です、これは。コミュニティバスですけども、後の質問でも言いますけれども、やはり福祉バス、弱者を何とかして救済していくという視点がなければバスの意義がないと思うんですね。料金を取るならなおさらです。お金を取ったけど、不便になっちゃった、利用者が減っちゃったと、これでは事業としても成り立たないし、本当に活

用していただくために、やはり市の基本的なスタンスとしてそういう利便性、実際に使われる方の声をできるかぎり反映していくという姿勢をとってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

今回の公共バスに対するガイドブックであるとか、あるいはそのバス停の位置であるとか、時刻表は、きょうあすのところで全戸配布という形で考えておりますので、また到着しましたら、それぞれの御家庭で御確認をいただきたいというふうに、まずはお願いを申し上げます。

今、今回の6月21日からの運行に対しまして杉浦議員の方から、いろいろといろんな角度からお話をいただきました。98カ所あったバス停が71カ所になるわけでございます。約3割のバス停が少なくなっておるわけでございますので、当然それぞれの市民の皆様には御負担というか、御迷惑をかけるというようなことにもつながっていくわけでございます。

いずれにいたしましても、運行を開始いたしましてからアンケート調査をいたしまして、次のときに生かしていくというようなことを考えておるわけでございます。どうしても、もう1台バスを投入していかないと抜本的な解決ができないというような状況もあり得ると思うんです。そうしたときには、我々としてはきちっと判断をしていくということが大事だろうというふうに思っておりますので、そういったことをも含めて、この半年間の実証運行についてさまざまな問題については整理をしていきたいというふうに思っておりますので御理解ください。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、市長からお話がありましたように実証運行ということで、半ば見切り発車的にスタートされますけれども、やはりきちんと住民の声を聞いてほしいと、そのように希望いたします。

それから、次に料金の問題でございます。この料金の問題につきましては、私は前回の3月議会の一般質問でもお話をさせていただきましたが、まず具体的に、とある障害者の方から私に言われたんですけれども、運賃が200円というのは大変高過ぎると。バスを利用して、しょっちゅう私は福祉センターへ行っておりますと、私は年金生活のひとり暮らしで、自分の収入では往復の400円は本当にためらってしまう、こんな声も私のところに寄せられております。先ほど200円という根拠ですね、これは部長の方からお話があったんですけれども、この前の一般質問でも、近隣の飛鳥、木曾岬が200円にしているからということで、ただ、今申し上げましたように、使ってみえる方の中には、やはり200円の設定をしたという、これは今まで無料だったやつが有料になって使いづらくなってしまうなという声も率直な声で

あります。今度の計画では、利用促進のために、高校生以下が100円、それから障害者手帳保持者の方が100円、75歳以上と未就学児は無料となり、割安となる回数券も発行されることになっておりますが、75歳に満たない高齢者でひとり暮らしや収入の少ない方、75歳に満たない障害者で収入の少ない方など、特別の配慮が必要ではないでしょうか。高齢化が進む中、それとあわせて障害者など物理的な交通弱者、低収入の高齢者など、経済的な交通弱者等々へのきめ細かな対応、可能な限り救済できる手段を残すことがコミュニティバスであってもその大前提に必要であると考えます。こういった人たちについては、運賃について、さらに一步踏み込んで減額や無料化など柔軟性を持たせた対応をすべきではないでしょうか。運賃の減額、無料化につきましては、すぐにでも計画の変更は可能なはずであります。検討をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今、議員がおっしゃられます運賃の無料化につきましても、協議会で決定するものでございますが、基本的に受益者負担ということで大原則で決定がなされました。

このバス運賃の考え方につきましては、先ほども山本議員にも述べさせていただきましたが、公共交通連携の観点から、隣接町村のバス運賃を参考とした中で受益者負担を原則として決定されたということございまして、利用者の収入にかかわる減額、無料化については考えておりませんが、必要であるならば、これはほかの制度でそれぞれ救済されるべきではないかというふうに私は考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 私、先ほどのお話ししたんですけれども、例えば身近な問題でいきますと、JRの運賃の割り引きとかNHKの受信料なんかもありまして、特にNHKの受信料ですと、御本人が障害者で世帯の皆さんが住民税非課税となってくると、申請すれば受信料はただになりますよね。今回、例えばそういった方につきましては、来年から地デジしか見られなくなるということで、要するにアナログがなくなって、国の方としても、そういった受信料が免除される方については国がお金を払って、簡易チューナーをつければ現行のテレビでも見られるということで、そういったものを無償で配付をしよう。つまり、国がシステムを変えたんだから、それに対しては、そこからはじき出される人は国で面倒を見ましょうよ。今回でもそうなんです。市として有料化しちゃったんだと、それで困る人が出てくるのであれば、当然収入ということを念頭に置いて、これはほかの制度でというようなことを今言われましたけど、今問題となっているのはバスの運賃が困るんだよ。特に障害を持ってみえていろいろ困難を抱えてみえる方が、なるべくなら自分で福祉センターへ通って人のお世話にならんようにしていこうと頑張ってみえる方がですよ、たまたま75に満

たないということで200円取られちゃうと、往復すれば400円ですよ。そういう方にしてみると、100円、200円はすごく大きいんですね、本当に。ですから、ほかの制度と言わずに、先ほど私言いましたけれども、市としてリーダーシップをとっていただいて、協議会の中でこんな問題があるんですよと、で、行政としてはこういった問題意識を持っております、皆さん、どうでしょうかというお話はしてもらわなきゃいけないと思うんです。その辺、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員がおっしゃられるように、きめ細かい救済制度ができればいいんですが、今の段階では75歳以上と未就学児の方の無料と障害者と高校生以下の方の減額ということをもとに大前提として、基本は200円の運賃という大原則で進んでまいりたいと。その中で、今後、そういった検証の中で評価・検討をしていくべきだと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 私は直接住民からいろいろ御意見をいただいて、その声を市にお伝えするということが今やっております。それで、やはり客観的に見ましても、国としてもいろんな制度を持っているのに、なぜ市でできないんだということも感じますし、その辺は、それは協議会を通すことでもありますもんで勝手にはできないでしょうけれども、例えばその無料化という場合ですけど、名古屋の敬老パスみたいに、ああいうパスをつくるとか、いろんな手段はあると思います。そうすれば、75歳に満たない方だけ無料化を利用できる方とか、いろんな方法はあると思いますので、これはぜひ積極的に検討していただきたいと思います。これは私の希望であります。

最後に、財政の問題であります。先ほども市長でしたか、お話がちょっとあったんですけども、国の事業仕分けでこの公共交通に対する補助金が、何かうわさによりますと、3年間もらえるのか、それともまた額も減らされてしまうのではないかとありますが、この見通しについてはいかがでしょうか。また、3年以降はどうなるのでしょうか。

バス事業は、スタートしたら途中でやめることはできません。持続可能な事業として継続させていかなければなりません。この間、弥富市でも旧名鉄バスの津島線の廃止、三重交通バスの廃止、名鉄弥富口の廃止など、公共交通が大きく衰退してまいりました。高齢化の進展、きのうも安井議員が一覧表を示して高齢化の問題を取り上げましたが、高齢化はだんだん進んでいますので、交通弱者を守ることはますます重要な課題となってきております。国の責任をしっかりと果たしていただきますよう市長会などを通じて国にしっかりと働きかけをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 現在の公共交通バスに対しまして国の補助金についてでございますが、当初予定しておりました状況ではなく、国の事業仕分けによります予算額の削減、これは国レベルで44億円から40億円へ削減ということになっておるといことで聞き及んでおります。

また、中部運輸局の管内の認定件数につきましては、新規の認定事業19件ということと継続事業26件ございまして、45件であるということから、新規事業の増加に伴いまして、国の当初予算の補助金の計画から大幅に下回る見通しでございます。

今後、国の補正予算も予想されるわけでございますが、こういった情報をいち早くキャッチいたしまして、必要があれば関係機関へ要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 何度も申し上げますけれども、やはり持続可能な事業として継続させていただきたいと思っておりますので、行政としても市長を中心に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。11時20分再開といたします。

~~~~~  
午前11時08分 休憩  
午前11時20分 再開  
~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に小坂井実議員、お願いをいたします。

4番（小坂井 実君） 4番 小坂井実でございます。質問をさせていただきます。

私は、農家戸別所得補償制度についてお伺いをいたします。

民主党政権において子ども手当とともに稲作農家に対する、全く新しい制度である戸別所得補償制度がスタートするわけでございます。既に4月よりスタートいたしまして6月末が締め切りとなっておりますが、子ども手当につきましては、いろいろメディアで取り上げまして議論もされましたが、この農家に対する戸別所得補償制度については対象農家戸数が少ないということもありまして、また農家自体も少しの米の値下がりにおいて消えてしまうのではないかという心配があるということも伺っております。政府の方といたしましては、値下がりになった分も補償するというようなことを申されておるわけでございますが、どこまでそれが、米もまだとれないうちからの議論でございますのでなかなかかみ合わないという部分がございます。

また、農水省の方の説明も、3月ぐらいに集落の方へ来ていただきまして説明を受けたんですが、見切り発車的な部分が非常に多かったということで、なかなかその内容的に把握ができなかったということで心配をいたしておりました。しかし、生産組合長会の方へも出させていただきましたが、農協が非常に手っ取り早く、判こさえついていたければ、面積も、また振り込みの口座番号も農協の方ですべて把握をしておるということで大変安心をいたしたわけでございますが、そんな中で、この戸別所得補償制度の中に縛りがございまして、例えば弥富市が100%転作を達成しておるか、また稲作共済に加入をしていないといけないということがありますが、この弥富市といたしましては農家に補償が受けられるか、見通しを御答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 質問にお答えさせていただきます。

今の農家の方で戸別補償が受けられるかということでございますが、今回の制度につきましては、販売農家と集落営農の方についての国からの直接の支払いということになりますので、弥富市におきましても、この生産調整の目標を達成されれば支払いが受けられるということで聞いておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 弥富市には1万5,900、戸数があるわけでございますが、弥富市の農家戸数とか面積は後でお伺いします。

全国で農家というのは、政府の方の見通しでは180万農家、132万ヘクタールの予定をしておるということがこの前新聞に書いてございましたが、この弥富市の農家戸数がわかりましたらお教えいただけませんか。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 弥富市の農家戸数でございますが、現在、この生産目標配分の対象面積と同じでございますが、1,869世帯ということで確認をしております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） それでは、1万5,900の中の1,869戸がこの対象になるということでわかりました。

それでは、次に移ります。弥富市の農家は、過去に転作に対して協力的でない地区、もしくは個人があったと聞いておりますが、ことしに関しましては稲の作付面積に対する補償制度でございますので、弥富市全体で転作面積が達成されたからといって責任転作面積を果たさず、転作制度に従わないような事例は今のところないと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、去年までといいますと、生産調整をしていただいた方が不公平感とか、そういったことの問題があったと思いますが、今回の制度におきましては個人に配分をされますので、個人で達成されればそういった問題はないかと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） その不公平部分があるならば、弥富市地域水田農業推進協議会で十分諮っていただきまして、協議の上、不公平がないように進めていただきたいと思います。

じゃあ、次に移ります。この農地をオペレーターに全面委託、あるいは利用増進の地積が非常にふえておると、今や集落の半分ぐらいの面積が全面委託に出ているというようなことがあります。制度上、この戸別補償という部分は、すべてオペレーターに入るわけですね。その点を弥富市の見解を伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、オペレーターの方に利用権設定をされておる場合につきましては、当然今の販売農家ということになりますので、オペレーターの方に交付金が入ります。そういうことです。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 例えば、農家が個人的にオペレーターと契約をしている部分はどうかになりますか。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 個人とオペレーターと契約しておる場合がございますが、例えばこれは農協の方へ作業委託ということで、代かき、田植え、刈り取り等の契約を結んでおる場合につきましては、農協の方がオペレーターの方と契約をしておりますので、これについては販売農家であります個人の方に入ります。

ただ、先ほど言われますように、農家とオペレーターと個人的にこういった農地法の手続をとらずにやってみえる方につきましては、私の方は掌握しておりませんので、これについては当然個人の販売される方に交付金として交付されます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 結局、補償金という部分は、米をつくった人に入るということで承知いたしました。

次に、十四山地区における農作業委託のみの田を含めた稲作と転作のローテーション方式で、大体集落の中を三つぐらいに分けて、この部分はことしは麦ばかり、この部分は米をつくるというふうに3年でローテーションで回しているところがあるわけですが、例えばこと

しに関しては、麦に転作するということになりますと、その農家は補償は一銭も受けられないということになりますね。それを地元の農家はどうも承知を、農協の話では農家は承知をさせていただいておるということを伺いましたが、この制度がどこまで続くという保障もございませんが、そういう部分は市の方ではどのようにお考えになっておりますか。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えします。

先ほどのブロックローテーションの件でございますが、これにつきましては、先ほど言いました米づくりの方の事業につきましては、当然販売農家の方に交付金がされるわけでございますが、ただ、麦・大豆につきましては、オペレーターの方に個人の方から作業料金を払っていただいて、お支払いという形になるかと思えます。

それと、市の単独補助ということで生産調整の関係で補助金を出しておりますので、その辺のことにつきましては、先ほど議員が言われますように3年間のローテーションがございしますが、ことしについては転作市独自の補助と麦・大豆についての国からの交付金がございしますので、そちらの方で対応していただきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） わかりました。3年間のうちに必ず回ってくるということで農家の方も承知をしておると、市の方もそういうふうに把握していただければ結構でございます。

では、次に移ります。10アール以下の水田のある方の説明会を開かれたと伺っておりますが、生産組合に所属してなくて10アール以下の田を持ってみえる方に、たしか回覧で回りまして説明会がありますということ伺いましたが、どのような説明をされたか、お伺いをいたします。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

議員が言われましたように回覧につきましては、例えば10アール未満の方の農業者、または農家で生産組合とか支部に加入してみえない方を対象に4月25日に説明会をさせていただきました。午前・午後ということで、午前につきましては12名の方の参加、午後につきましては14名の方が参加されました。この方々につきましても、10アール以下の所有者の説明会ということでございまして、米のモデル事業につきましては、交付金が農業者に適切に生産調整目標を配分するという事になっておりますので、対象とならない10アール以下の方、農業者につきましても、農家で生産組合、支部に加入してみえる方と同様の説明をさせていただきました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） また、これにも縛りがございまして、農家の作付面積から10アールは基礎控除みたいな形で、農家の自分のところの食べ分と、保有米分として補助金が受けられないわけですね。したがって、あなた方は補助金はもらえませんよという説明をされたわけですね。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の10アール以下の関係でございますが、今のこの制度につきましては、生産された米については10アールを引きますので、残った方が、例えば15アールあっても10アール引きますので5アールしかございませんので、この方につきましては交付金の対象となりませんという説明をさせていただいております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 私の方にも、こういうふうの回覧があるけど、私らも行かないかんとか、必ず行かないかんかという質問がございましたので、いやいや、それはもらえませんよという説明ですよとおきました。それに関して、これも国の制度でございますので、10アール引くというのは弥富市の場合ですと、10アールで平均528キロのお米がとれるわけでございます。つまり8.8俵ですね。今は日本のお米の消費量でいきますと、1人が60キロを切るぐらいのお米の消費量でございますので、1反、つまり10アール基礎で引くというのはちょっと酷なこととも思われますが、国の制度でございますのでそれは次に回して、最後の集落営農組織の普及、また推進・啓発についてお伺いをいたします。

この制度は、集落営農組合、組織に対しては非常に手厚くというか、おおらかにというか、その基礎控除10アールを全体で10アール引くだけと。例えば何町歩あろうとも、組合員が何十人あろうとも、全体の中で10アールだけは引いて、あとには補償金を付けましょうということになっております。それを伺いまして、海部農林水産事務所の方へ2度ほど足を運びました。そしていろいろお伺いいたしまして、私どもの集落では鮫ヶ地集落営農組織を、生産組合を立ち上げました。それによって今の10アール以下の田んぼを持った方も、もちろん入っていただきましたので、その部分もカバーをすることができたということをここで御報告申し上げておきますが、ぜひ弥富市でも集落営農の組織づくりを推進して、また普及に努めていただきたいと思います。また、そうなりますと、大口需要家ということで肥料の方でも、今年度、30万近くの割り引きが受けられました。したがって、ある程度のメリットもございます。また、市の方はひとつそういう推進、あるいは啓発をされるかどうか伺いたしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの御質問でございますが、市の方で推進をするかということでございますが、説明会等で農政局からも説明されておりますが、集落営農は要件がございますが、組織化した場合につきましては、戸別所得補償制度では、個々の経営にかかわらず全国一律の単価で交付されます。したがって、個々の経営より集落営農で効率的な経営を行っていただいた方が農家1戸当たりについての所得が増加いたします。

また、この組織につきましては、米のモデル事業の導入を契機に、構成員、作付していることと米に取り組むことで経営の安定と構成員の所得の増加を図っております。

したがって、集落内で調整されることが前提となりますが、同意書が当然必要となってきます。これにおきまして、今後、市とあいち海部農協と連携してPRをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） この農業環境の変化、また農業人口の減少、また相続による農地の細分化ということが非常に顕著になっておりますが、私たち、自分たちの住む今の環境、また暮らしを少しでも長く守るためにも非常に有効な手段ではないかと思っております。

また、例えば名古屋の方から戸田の辺まで来ますと涼しい風を感じる、これは私ばかりではない、どなたも経験したことがあるのではないかと思います。水田の渡る風は心地よい、少しでも温度を下げるよう働いております。また、集中豪雨の場合でも、緑のダムとして農地が一たん水を受けとめるという観点に立って、ぜひ少しでも今の環境を守りながら、また弥富市としても市街地は別として、どうか田園都市ぐらいを目指すような、そういう新しい構想も考えていただきますと、環境のいいところにいつまでも住みたい、静かなところに住みたいという人も結構私は多いのではないかと思いますので、どうかひとつそんなところも考えていただきまして、私の質問を終わりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さんでした。

~~~~~  
午前11時41分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 杉 浦 敏

同 議員 安 井 光 子



平成22年 6月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 堀岡敏喜  | 2番  | 炭竈ふく代 |
| 3番  | 山口敏子  | 4番  | 小坂井実  |
| 5番  | 佐藤高 清 | 6番  | 佐藤博   |
| 7番  | 武田正樹  | 8番  | 立松新治  |
| 9番  | 山本芳照  | 10番 | 杉浦敏   |
| 11番 | 安井光子  | 12番 | 三宮十五郎 |
| 13番 | 渡邊昶   | 14番 | 伊藤正信  |
| 15番 | 三浦義美  | 16番 | 中山金一  |
| 17番 | 黒宮喜四美 | 18番 | 大原功   |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|     |       |     |     |
|-----|-------|-----|-----|
| 12番 | 三宮十五郎 | 13番 | 渡邊昶 |
|-----|-------|-----|-----|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(34名)

|                            |       |                        |      |
|----------------------------|-------|------------------------|------|
| 市 長                        | 服部彰文  | 副 市 長                  | 大木博雄 |
| 教 育 長                      | 下里博昭  | 総 務 部 長                | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長            | 平野雄二  | 開 発 部 長                | 早川誠  |
| 十四山支所長                     | 横井昌明  | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 村上勝美 |
| 教 育 部 長                    | 山田英夫  | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長 | 佐藤勝義 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>税 務 課 長     | 若山孝司  | 民 生 部 次 長 兼<br>環 境 課 長 | 久野一美 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長     | 石川敏彦  | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長 | 三輪真士 |
| 教 育 部 次 長 兼<br>社 会 教 育 課 長 | 水野進   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 服部正治 |
| 人 事 秘 書 課 長                | 村瀬美樹  | 企 画 政 策 課 長            | 伊藤邦夫 |
| 防 災 安 全 課 長                | 伊藤久幸  | 収 納 課 長                | 服部誠  |
| 市 民 課 長                    | 加藤恵美子 | 保 険 年 金 課 長            | 越川博文 |
| 健 康 推 進 課 長                | 渡辺安彦  | 福 祉 課 長                | 前野幸代 |
| 介 護 高 齢 課 長 兼<br>いこいの里所長   | 松川保博  | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長 | 伊藤薫  |

|               |      |        |      |
|---------------|------|--------|------|
| 十四山総合福祉センター所長 | 伊藤政洋 | 児童課長   | 鯖戸善弘 |
| 商工労政課長        | 服部保巳 | 都市計画課長 | 竹川 彰 |
| 下水道課長         | 橋村正則 | 教育課長   | 服部忠昭 |
| 十四山スポーツセンター館長 | 佐野 隆 | 図書館長   | 伊藤秀泰 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |     |      |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤 忠 | 書 記 | 横山和久 |
| 書 記    | 岩田繁樹 |     |      |

6. 議事日程

|      |        |                                                      |
|------|--------|------------------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 会議録署名議員の指名                                           |
| 日程第2 | 議案第42号 | 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、<br>休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第43号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                                |
| 日程第4 | 議案第44号 | 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について                            |
| 日程第5 | 議案第45号 | 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第2号）                               |
| 日程第6 | 議案第46号 | 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                        |
| 日程第7 | 議案第47号 | 公有水面埋立てについて                                          |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と渡邊昶議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第42号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第43号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第44号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第45号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第46号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第47号 公有水面埋立てについて

議長（伊藤正信君） この際、日程第2、議案第42号から日程第7、議案第47号まで、以上の6件を一括議題とします。

本案6件は既に提案がされていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、本案6件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さまでした。

~~~~~  
午前10時02分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 渡 邊 昶

平成22年 6月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                            |           |                        |         |
|----------------------------|-----------|------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文   | 副 市 長                  | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭   | 総 務 部 長                | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 平 野 雄 二   | 開 発 部 長                | 早 川 誠   |
| 十 四 山 支 所 長                | 横 井 昌 明   | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 教 育 部 長                    | 山 田 英 夫   | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>税 務 課 長     | 若 山 孝 司   | 民 生 部 次 長 兼<br>環 境 課 長 | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長     | 石 川 敏 彦   | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 教 育 部 次 長 兼<br>社 会 教 育 課 長 | 水 野 進     | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 服 部 正 治 |
| 人 事 秘 書 課 長                | 村 瀬 美 樹   | 企 画 政 策 課 長            | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                | 伊 藤 久 幸   | 収 納 課 長                | 服 部 誠   |
| 市 民 課 長                    | 加 藤 恵 美 子 | 保 険 年 金 課 長            | 越 川 博 文 |
| 健 康 推 進 課 長                | 渡 辺 安 彦   | 福 祉 課 長                | 前 野 幸 代 |
| 介 護 高 齢 課 長 兼<br>いこいの里所長   | 松 川 保 博   | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長 | 伊 藤 薫   |

|                   |      |        |      |
|-------------------|------|--------|------|
| 十四山総合<br>福祉センター所長 | 伊藤政洋 | 児童課長   | 鯖戸善弘 |
| 商工労政課長            | 服部保巳 | 都市計画課長 | 竹川 彰 |
| 下水道課長             | 橋村正則 | 教育課長   | 服部忠昭 |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 佐野 隆 | 図書館長   | 伊藤秀泰 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |   |      |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 佐藤 忠 | 書    | 記 | 横山和久 |
| 書      | 記    | 岩田繁樹 |   |      |

6. 議事日程

|      |        |                                                      |
|------|--------|------------------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 会議録署名議員の指名                                           |
| 日程第2 | 議案第42号 | 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、<br>休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第43号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                                |
| 日程第4 | 議案第44号 | 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について                            |
| 日程第5 | 議案第45号 | 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第2号）                               |
| 日程第6 | 議案第46号 | 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                        |
| 日程第7 | 議案第47号 | 公有水面埋立てについて                                          |
| 日程第8 |        | 閉会中の継続審査について                                         |

午後2時05分 開議

議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、三浦義美議員と中山金一議員を指名します。

日程第2 議案第42号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第43号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第44号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第45号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第46号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第47号 公有水面埋立てについて

議長（伊藤正信君） この際、日程第2、議案第42号から日程第7、議案第47号まで、以上の6件を一括議題とします。

本案6件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いをいたします。

総務委員長（武田正樹君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第42号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ほか2件であります。

本委員会は、去る6月17日に、委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第42号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員より、よい制度ではあるが、現在、民間では非正規雇用の問題などがあり、保育、育児が大変であるので、保育所の受け入れも支援できないかという質問に対し、市側より、新弥生保育所から試験的に実施するが、ほかは現時点で考えていないとの回答などを受けた後、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第45号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第2号）は、担当課長から、副市長、教育長の給与減額や坂中地公民館の新築及び森津公民館の改築に伴う地区公民館整備事業補助金などについて説明を受けた後、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第47号公有水面埋立てについては、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原

案を了承しました。

その後、そのほかにおいて、委員及び委員外議員より数件の質問などがありました。その重立ったものを報告します。

軽自動車税をコンビニで払うことができないかという質問に対し、市側より、24年度より実施する予定だが、電話をいただければ郵便局 A T M で対応できる納付書を送付しますので、土・日でも振り込むことができるとの回答がありました。

また、コミュニティバスの増車はという質問に対し、実証運行、アンケート調査、12月の協議会を経て、見直しは来年度になるとの回答がありました。

以上、御報告申し上げます。

議長（伊藤正信君） 御苦労さまでした。

次に建設経済委員長、お願いをいたします。

建設経済委員長（渡邊 昶君） それでは、報告させていただきます。

今回、6月定例会で建設経済委員会に付託されました案件は3件でございます。

議案第44号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、ほか2件であります。

本委員会は、去る6月15日、委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いました。その結果について報告を申し上げます。

初めに、議案第44号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第45号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第2号）及び議案第46号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、担当部長から、一般会計については、歳入の県支出金で緊急雇用創出事業基金事業費補助金について、歳出は大規模災害における応急仮設住宅建設候補地計画調査業務委託料及び公共下水道事業特別会計拠出金について、特別会計については下水道施設資産台帳作成業務委託料の説明の後、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

その後、その他において委員及び委員外議員により数件の質問等がありました。その重立ったものを報告します。

初めに、委員より、佐古木地区竜頭公園冠水問題の進捗状況の質問があり、市側より、現在、孫宝排水機場と交渉中で、交渉終了後に地元説明会を開催予定の回答がございました。

また、委員外の議員より、道路舗装の補修修繕の要望がありました。

以上、報告を終わります。

議長（伊藤正信君） 次に厚生文教委員長、お願いをします。

厚生文教委員長（安井光子君） 6月議会、厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第43号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第45号平成22年度弥富市一般

会計補正予算（第2号）でございます。

本委員会は、去る6月15日に、委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第43号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、委員より、保険税の収入増額分はどれほどかとの質疑に対して、市側より、1,000万円の増収との回答がありました。

また、委員や委員外から、弥富市の国民健康保険税は全県平均よりも安い方であるが、収入の低い人の負担が高くなっている。対応を考えていただきたい等の発言に対して、副市長より、来年度、是正を検討したいとの表明がありました。

これらの質疑を受けた後、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第45号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第2号）は、担当課長から、ごみ集積所位置図のデータベース化に向けた委託料、小・中学校の門扉設置工事請負費などの説明の後、委員より、門扉の形状やテレビカメラの有無の質疑に対して、市側より、アコーディオン状のかぎつきの門扉で、テレビカメラはないとの回答がありました。

これらの質疑を受けた後、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

その後、その他において、市側より、環境事務組合の談合問題の和解の成立の報告がありました。

また、委員及び委員外議員より数件の質問等がありました。その重立ったものを御報告いたします。

図書館が午後7時までの開館になったが、職員が女性だけだと防犯上好ましくないので、男女ペアの勤務体制にできないかとの質問に対し、市側より、そのような勤務体制のローテーションが組めるようにしていきたいとの回答がございました。

以上で御報告申し上げます。

議長（伊藤正信君） 議案第42号から議案第47号まで6案件について、各委員長の報告を受けました。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案6件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案どおり可決決定をしました。

~~~~~

日程第8 閉会中の継続審査について

議長（伊藤正信君） 日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了をいたしました。

これをもって、平成22年第2回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後2時18分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 三浦義美

同 議員 中山金一